

平成26年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅲ

新たなスポーツ価値意識の 多面的な評価指標の開発

— 第1報 —

公益財団法人 日本体育協会
スポーツ医・科学専門委員会

新たなスポーツ価値意識の多面的な評価指標の開発

－第1報－

| | |
|-------|---|
| 研究班長 | 木村 和彦（早稲田大学） |
| 研究班員 | 菊 幸一（筑波大学）、作野 誠一（早稲田大学）、霜島 広樹（早稲田大学） 中西 純司（立命館大学）、藤田 雅文（鳴門教育大学）、松岡 宏高（早稲田大学） |
| 協力班員 | 崔 潤発（早稲田大学大学院）、醍醐 笑部（早稲田大学大学院） 望月 拓実（早稲田大学大学院）、 |
| 担当研究員 | 森丘 保典（スポーツ科学研究室） |

目 次

| | | |
|--|---------|----|
| はじめに | 木村 和彦 | 3 |
| 1. 体育・スポーツ社会学からみたスポーツ価値意識研究の現状と課題 | 菊 幸一ほか | 5 |
| 2. スポーツ政策経営における「スポーツ価値」の探究 | 中西 純司 | 32 |
| 3. 基礎自治体のスポーツ政策にみるスポーツ価値の変容 －「スポーツ基本計画」前後の比較分析から－ | 作野 誠一ほか | 47 |
| 4-1 学校教育分野におけるスポーツの価値・価値意識 | 藤田 雅文ほか | 57 |
| 4-2 学校体育における「みる」「支える」に関する内容分析 | 望月 拓実 | 61 |
| 5. みるスポーツの価値に関するレビュー | 松岡 宏高 | 67 |
| 6. 海外におけるスポーツの価値・価値意識に関する文献レビュー | 木村 和彦 | 82 |
| 資料編 スポーツ政策から見た中国のスポーツ価値観 | 崔 潤発 | 89 |
| 日本のメディアにおけるスポーツの価値・価値意識に関する 文献レビュー | 醍醐 笑部 | 92 |

はじめに

木村 和彦¹⁾

1. 本研究の目的

スポーツ基本法（2010）制定以来、国レベルではスポーツ基本計画（2012）が策定され、日本体育協会においても「スポーツ宣言日本」が採択された。そこには21世紀における新たなスポーツの理念、価値や目的が唱道されている。これまでもスポーツの価値（価値観、価値意識）については、スポーツ社会学や心理学、経営学等において数多くの実証的な研究が行われてきた。しかしこれまでの研究が対象としてきたスポーツは、「するスポーツ」や一部の競技者に限定的であり、スポーツ基本法を始めとした新たなスポーツ諸政策におけるスポーツの価値とは必ずしも一致していない。例えば「みるスポーツ」や「まちづくり」、「国際交流」といった視点からの議論は、従来のスポーツの価値に関する実証的研究には包含されていない。そこで本研究プロジェクトでは、21世紀の新たなスポーツの価値論に基づき、実証的なレベルで研究のツールとなる「スポーツ価値意識評価尺度」を開発し、日本人のスポーツ価値意識に影響を与える要因を探るとともに、国際比較研究を行う。

中西（2012）は、近年のスポーツ政策の中で示されているスポーツ概念の内容に対してKJ法を用いて分類した結果、個人的価値、教育的価値、社会・生活向上価値、経済的価値、国際的価値および鑑賞的価値の6つをスポーツの価値として演繹している。本研究プロジェクトでは、従来の研究領域を超えてスポーツの価値に関する研究成果（以下、スポーツの価値研究と言う）をレビューするとともに、中西（2012）の研究を参考にしながら、改めてスポーツ基本法、スポーツ基本計画、スポーツ宣言日本や日本体育協会が6月に策定予定の新たな指針等のドキュメント分析を通して、

21世紀のスポーツが標榜するスポーツの価値の構成概念を導出する（1年目）。次に、それらを価値意識のレベルで実証研究ができるように操作化し、妥当性・信頼性のある「スポーツ価値意識評価尺度」を開発し、日本人のスポーツ価値意識に影響を与える要因を探る（2年目）。最後に、スポーツの価値意識に関する国際比較研究（3年目）を行う。本研究によって体罰、暴力やセクシャルハラスメントなど、未だスポーツ界が根絶できない問題に対して、その根底にある価値意識からのアプローチになることも期待できる。

2. 第1報の構成

第1章（菊ほか）では、1970年代以降のスポーツ社会学におけるスポーツの価値研究をレビューし、これまでのスポーツ社会学におけるスポーツの価値研究の系譜を俯瞰する。その結果、実証的な研究は主に競技者を中心とした「するスポーツ」の視点から、個人的なレベルの研究が行われてきたことを指摘し、これからはスポーツをめぐる社会的な環境の変化に対応し、未来を志向し、文化としてスポーツが存在することの妥当性（Legitimacy）を基礎づけるスポーツの価値研究の必要性を主張している。また実証研究へのアプローチ（次年度以降）についても有用な指摘をしている。

第2章（中西）では、近年の政府やスポーツ統括団体のスポーツ政策で用いられているスポーツ概念のKJ法による内容分析から、個人的価値、教育的価値、社会・生活向上価値、経済的価値、国際的価値および鑑賞的価値の6つをスポーツの価値として演繹している。これらの6つの価値が、以前のスポーツ政策と比較して、どのように拡大、変化してきたのかを論じ、我が国におけるスポーツの価値に関する方向性を指摘している。

第3章（作野・霜島）では、いくつかの自治体における政策の事例分析にもとづいて、国のスポーツ基本法やスポーツ基本計画の制定以降、自

1) 早稲田大学

治体におけるスポーツ政策におけるスポーツの価値がどのように変化したのかを透写し、住民に最も身近な自治体のスポーツ政策におけるスポーツの価値の捉え方が、するスポーツのみに留まらず、みるスポーツや支えるスポーツに拡大してきていることを指摘している。

第4章（藤田・望月）では、代表的なスポーツの価値としての“教育的価値”に焦点を当て、主に学習指導要領におけるスポーツの価値の捉え方の変遷と学校体育・スポーツにおけるスポーツの価値研究をレビューしている。

第5章（松岡論文）では、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦といった、みるスポーツに焦点を当て、スポーツ観戦者の特性、日本の

みるスポーツの現状、みるスポーツの個人的価値、社会的価値および教育的価値に関する研究を包括的にレビューしている。

第6章（木村論文）では、主にユネスコ国際憲章、米・カナダのコンセンサスレビュー、海外におけるスポーツの価値に関するスポーツ心理学の研究をレビューし、尺度構成に向けた若干の検討を行っている。

資料編

- ・スポーツ政策から見た中国のスポーツ価値観（崔）
- ・日本のメディアにおけるスポーツの価値・価値意識に関する文献レビュー（醍醐）

1. 体育・スポーツ社会学からみたスポーツ価値意識研究の現状と課題

菊 幸一¹⁾ 茂木 宏子²⁾ 功刀 梢²⁾

1. なぜ今、スポーツ価値意識なのか？

社会学分野において、スポーツ価値意識が問われるのは、この問題が「社会的状況との関連で捉えることが重要」(今村・押本, 1991, p.136)¹⁾だからである。そもそもわが国において明治期以降、「スポーツ」と呼ばれる文化が移入されて以来、それは教育の手段として存在してきたことはよく知られたことだ。近代日本の文化形成は、近代的価値形成を求める教育制度によって後進国国家からいかに早く脱却して欧米先進諸国の仲間入りをするかに向けられ、結果的にはそれは戦後日本においてさらに強化される。そのような文脈からわが国のスポーツは、常に体育として存在し、およそ1980年代までは体育的価値とスポーツ的価値の区別すらあまり意識されたことがないと言ってよい歴史的経緯をもつ。それを教育的価値と文化的価値との混同、あるいは文化的価値を手段とする教育的価値への一体化(統合化)ととらえてもよいであろう。

このような背景から、学術領域においても体育社会学とスポーツ社会学の学術的パラダイムの区別/異同はあまり意識されることはなかった。スポーツ価値意識は、体育という客体の性能によって表現される教育的な制度的価値によって規範化されるから、その規範意識こそがスポーツ価値意識だと前提される。これがいかに制度的な(ある意味で強制的・抑圧的な)価値意識であるのかは、いったん学校(体育授業や運動部活動)という制度を離れてしまえば、むしろその規範意識から離れようとする欲求性向が、多くの子どもたちを支配し、体育的価値と一体化されたスポーツから遠ざかってしまうことから明らかであろう。したがって、スポーツ価値意識研究の端緒は、既存の体育社会学という学術領域の肯定や前提からは問

われない傾向にあった。スポーツ価値意識研究は、上記のような規範的な制度的価値意識を相対化する社会現象(例えば、「生涯スポーツ社会」というフレーズの誕生)を通じた体育批判の社会学という視点から、スポーツ主体の欲求性向を出発点とする「文化」としてのスポーツという認識の重要性を求める社会的状況の出現によって顕在化したのである。その結節点は、1970年代後半から80年にかけて『体育社会学研究』誌上で展開された一連の「スポーツ社会化」に関する国際比較研究であった²⁾。

教育におけるスポーツの価値、すなわち体育的価値を相対化して、社会におけるスポーツの価値を「社会化」というキーワードで探究した1980年前後は、少なくとも先進諸国において、国際的にスポーツ価値意識をスポーツ主体の欲求性向の側面から多様にとらえようとする動きが始まった嚆矢と考えられるのである。だとすれば、それから30年余を経た21世紀における現在のスポーツ価値意識研究の、スポーツ社会学研究における独自性とは何なのか、本章は、いまだにわが国の生涯スポーツ推進(プロモーション)が実りある成果を上げていない現在を「失われた30年の課題」³⁾として意識しながら、80年代に提起されたスポーツ価値意識概念の再検討をはじめとする社会学的研究の諸課題を提示し、スポーツ価値意識尺度形成に向けた展望を論じるものである。

(文責 菊 幸一)

文 献

- 1) 今村浩明, 押本賢一(1991)スポーツ価値意識と喜び. 千葉大学教育学部研究紀要39, pp.127-139.
- 2) 体育社会学研究会編(1977)スポーツ参与の社会学. 体育社会学研究 6, pp.1-142.
- 3) 菊幸一(2013)日本の生涯スポーツ-失われた30年への課題-. 人間会議29, pp.91-95.

1) 筑波大学

2) 筑波大学大学院人間総合科学研究科博士後期課程

2. スポーツ価値意識に関する調査研究の実態と問題点

2.1 国内研究における問題点

まず、スポーツ価値意識に関する国内研究における問題点について取り上げたい。1つ目の問題点としては、「スポーツ価値意識」とは何か、どのような意識のことを指すのか、その概念を明確に規定しないままに使用している研究が多いことである。ゆえに、「スポーツ観」や「スポーツの価値観」、「スポーツ価値志向」といった周辺用語についての概念規定もなされておらず、それらと「スポーツ価値意識」との関係性も曖昧なまま論を進めている研究が数多く見受けられる^{1)~8)}。

それでも、「スポーツ観」「スポーツ価値観」「スポーツ価値志向」がそれぞれどのようなニュアンスで使い分けられているかを通覧すると、まず「スポーツ観」について青木¹⁾は、「スポーツ観は人々が抱くスポーツに関する意味や価値の観念」であり、「スポーツ文化の正当性や相対的な文化的価値序列を形成する中核的な観念」であるとして、スポーツの相対的な意義や価値に焦点をあてたものであると主張している。その点で、スポーツそのものに内在する意味や価値に焦点を当てた「スポーツ価値意識」の研究とは異なる趣旨であることを暗示してはいるものの、その差異は明示されてはいない。

次に、「スポーツ価値観」について見てみると、市村⁶⁾らは、スポーツ価値観を「望ましいスポーツ態度を形成している要因」として、スポーツ態度との関連で捉えている。それは、Lee et al.⁹⁾が作成した態度尺度を測定するための質問紙を使用する場合に多く見受けられるようである。ここでも、「スポーツ価値意識」と「スポーツ価値観」との関係性は述べられておらず、また川北⁵⁾、市村⁶⁾が述べているように、これによってLee et al.⁹⁾の質問紙を用いたものの調査対象年齢や競技レベルの違い、文化の差等によって得られる結果に違いが生じてしまった可能性が示唆されている。最後に、「スポーツ価値志向」という用語について永木⁷⁾は、「各種スポーツに内在する文化的価値に基づいた実践者の価値判断や価値基準を

明らかにすることにつながる」ものとして捉えており、一見すると「スポーツ価値意識」と同様の意味内容で使用されているように思われるが、その詳細な定義については明確にされていない。

国内研究における2つ目の問題点としては、研究対象が「する」スポーツ、特に競技スポーツ選手や体育専攻の学生に偏っていることがあげられる。それによって、得られる結果も必然的に競技スポーツ選手の価値意識に偏っており、日本人のスポーツ価値意識の一側面のみを捉える結果となっている。しかしながら、研究の考察からはそのような偏りに対する自覚は全く見受けられず、むしろ「競技スポーツに対する意識が高い＝スポーツの価値観が高い」といった図式を何の疑いもなく肯定したり、擁護したりしようとする研究者も多い。その要因は、どこにあるのであろうか。

日本のスポーツに対するイメージとして一般的に挙げられるのは、岸野雄三による、①勝敗主義 ②自虐主義 ③修養主義 ④娯楽性の排除 ⑤排他主義 ⑥自己喪失、あるいは菅原禮による、①求道主義 ②勝利主義 ③精神主義、上杉正幸による、①精神主義 ②自虐主義 ③修養主義 ④全力主義などである。もちろん、日本のスポーツのイメージはこれだけにとどまらないが、上記の諸点はその共通イメージのなかで支配的であることは確かであると多々納¹⁰⁾は述べている。これらは、封建制度、儒教、武士道等の日本の風土、歴史、文化を背景として、特に明治以降の学校体育のなかで形成されていったものだからである。とはいっても、国民全般の生活意識の変化や青少年の価値志向の変化により、現在ではこれらの伝統的なイメージにも変化が生じているのは確かなのだが、それにもかかわらず、依然として数多くのスポーツ競技にそのイメージはついてまわるはなぜなのか。それは、学校体育の中で発展してきたわが国スポーツにおいて、垂直的な人間関係(タテ関係)が脈々と存在してきたからであり、そのタテ関係こそ「社会を構成する要素のうち最も変化しにくいもの」¹¹⁾だからである。

このように、わが国のスポーツ価値意識研究が「する」スポーツからの視点に偏っているということは、したがって第3の問題点を生み出す。す

なわち、「みる」または「ささえる」スポーツからの研究が著しく少ないということである。小泉ら¹²⁾は、ある大学生を対象に質問紙調査を行い、「する」だけでなく「みる」「ささえる」スポーツの価値を対象者は認めているものの、「ささえる」に関してのみ実際の活動には表れていない実態を報告している。その他に、「みる」スポーツに関しては、その価値を高めるマネジメント技法を明らかにしている齊藤¹³⁾の研究が見受けられるが、やはり「ささえる」スポーツの価値に関する研究は見当たらなかった。

2.2 国際比較研究における問題点

次に、国際比較研究における問題点について取り上げてみたい。まず1つ目の問題点としては、国内研究を一覧して明らかになったように、伝統的なスポーツのイメージに基づく限定的な視点からの研究がほとんどであるため、スポーツ価値意識に関する国際比較研究が、国内研究に比べて圧倒的に少ないということである。主要なものとして、浅沼¹⁴⁾、山村・今野¹⁵⁾、小谷・多々納¹⁶⁾等の研究が挙げられる程度である。

1つずつ見ていくと、浅沼の研究は、日本、韓国、中国の3か国を対象に体育専攻学生のスポーツ価値意識を比較検討している。それによって日本の体育専攻学生のスポーツ価値意識を捉え、今後の体育系大学の進む方向に示唆を与えてくれるものとしているが、なぜ同じアジア圏である韓国と中国を選択したのかについての理由は示されておらず、サンプルの確保が比較的容易であったためと言えなくもない。その点を踏まえて山村らは、日本と国民性や文化、風土などが大きく異なる英国を対象としてスポーツ価値意識の量的な比較を行っている。しかしながら、山村ら自身も考察しているように、英国の十分なサンプル数が確保できなかった点、質問紙の妥当性の確認ができなかった点、また、異文化間研究の方法として「エティック（人々の文化から独立して共通なもの）」と「イーミック（ある文化に特有なもの）」を挙げているが、この研究はイーミックなものに偏っている点を指摘し、量的調査の今後の課題であるとしている。ゆえに、2つ目の問題点としては、

収集される資料が分析に十分なものであるかどうかの検討や、どのような視点にたつて結果を考察していくかといった方法論の問題が挙げられる。

これらに対して、小谷・多々納の研究は、国際比較研究の意義を踏まえて適切な方法論に基づいていると言える。この研究は、スポーツ集団に見られる日本的価値意識を明らかにすることを目的とし、同じアジア圏から韓国を、異文化圏から西ドイツを取り上げて国際比較している。その結果として、日本よりも韓国のほうが「甘え意識」や「タテ社会意識」が高く、日本以上に「日本的」であることや、また、西ドイツとの比較では、日本的価値意識について両国共通の部分が少なからず見られたことが明らかとなっている。つまり、日本的価値意識は確かに存在するが、それを日本だけの独自のものであるとか、特殊なものであると強調するのは誤りであり、グローバルな視点に立って常に変化していく日本のスポーツ状況を見据えて、スポーツに対して参加者がどのような価値意識をもっているのかをとらえていくことが大切であると考察している。

2.3 まとめ

これまで見てきたように、わが国におけるスポーツ価値意識研究は多くの問題点を抱えている。まず国内研究においては、3つの問題点が挙げられた。まず1つ目は、「スポーツ価値意識」の概念が曖昧であること、したがって「スポーツ観」や「スポーツの価値観」、「スポーツ価値志向」といった周辺用語についての概念規定もなされないままに論を進めている研究が数多く見受けられることである。次に2つ目の問題点としては、研究対象が「する」スポーツ、特に競技スポーツに偏っており、日本人のスポーツ価値意識のほんの一側面のみを捉える結果となってしまっていることである。それは、日本のスポーツが明治期以降の学校体育の中で発展してきたものであること、つまり軍事力を高めるための体力養成としてスポーツが利用され、勝敗主義、自虐主義、修養主義などが美德とされてきたことが大きな要因であると言えよう。現在では、国民全般の生活意識や青少年の価値志向が変化しているにもかか

わらず、これらの伝統的な価値意識は依然として日本のスポーツ界に根深く存在し続けている。したがって、3つ目の問題点は、「みる」または「ささえる」スポーツの価値意識研究の少なさである。特に、「ささえる」スポーツの価値に関する研究は見当たらないという現状であった。

次に、国際比較研究においては、2つの問題点が挙げられた。1つ目は、上記で明らかになったように、「する」スポーツや伝統的な価値意識からの偏った研究がほとんどであり、国際比較研究の数は国内のものに比べて圧倒的に少ないことである。そして2つ目は、収集される資料が分析に十分なものであるかどうかの検討や、どのような視点にたって結果を考察していくかといった方法論的な問題である。

これらの問題点を踏まえて、多々納¹⁰⁾は、今後の、わが国のスポーツ論にとっての有効なアプローチのひとつは、国際比較研究であろうと述べている。それは、「従来の方法論的欠陥のいくつかを克服し、日本的スポーツにもっとも一般的に見られたり、もっとも特有にみられたり、あるいは頻繁にみられる、さまざまなレベルでのデータの収集を可能にするもの」だからである。そして、国際比較研究の意義は、「諸国間のスポーツにみられる相互の共通性や相違性を明確にすることが第一の目的」であり、それによって「わが国のスポーツ自体に見られる特性の理解と説明の進展が可能となる」のである。その方法論として多々納が第一に挙げているのが、視点や分析枠組みの明示である。

よって、次章では、日本のスポーツ価値意識研究がどのような視点や分析の枠組みをもって行われてきたのかを整理する。まずは、「スポーツ価値意識」の概念についてどのような定義がなされてきたのか、そこからどのような分析の枠組みが生まれてきたのかを探っていく。

(文責 功刀 梢・菊 幸一)

文 献

- 1) 青木邦男(2003)高校運動部員のスポーツ観とそれに関連する要因,体育学研究48, pp.207-223.
- 2) 中島憲子, 海野勇三, 村末勇介, 鐘ヶ江淳一, 口野隆史(2010)スポーツ・リテラシー研究への一視角-スポーツに対する価値意識とスポーツ観との関連から-, 中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要42, pp.137-146.
- 3) 三戸範之(2003)大学生のスポーツの価値観に関する研究, 秋田大学教育文化学部研究紀要教育科学部門58, pp.49-55.
- 4) 亀田里奈, 吉川政夫(2006)スポーツの競技価値観に関する心理学的研究-スポーツ競技者の競技価値観尺度の作成-, 東海大学紀要体育学部36, pp.111-119.
- 5) 川北準人, 羽鳥健司, 近藤明彦, 市村操一(2010)スポーツにおけるポジティブな社会的態度の決定要因としての価値観と達成目標, 東京成徳大学研究紀要17, pp.123-133.
- 6) 市村操一, 川北準人, 石村郁夫, 浦井孝夫, 羽鳥健司, 近藤明彦(2013)スポーツにおけるポジティブな社会的態度の決定要因としての価値観と達成目標, 東京成徳大学研究紀要20, pp.1-13.
- 7) 永木耕介, 鶴林幸喜, 千駄忠至, 山崎俊輔, 藪根敏和(1997)柔道実践者のスポーツ価値志向に関する実証的研究-特に伝統性と近代性の視点から-, 武道学研究30(2), pp.1-8.
- 8) 濱田臣二, 鶴林幸喜, 李鍾坦, 許光洙, 権會奉(2005)日韓剣道実践者のスポーツ価値志向に関する研究,北九州高等専門学校研究報告 38, pp.119-124.
- 9) Lee, M.J., Whitehead, J., Ntoumanis, N., & Hatzigeorgiadis, A. (2008) Relationships Among Values, Achievement Orientation, and Attitudes in Young Sport, *Journal of Sport and Exercise Psychology* 30, pp.586-610.
- 10) 多々納秀雄(1988)スポーツ活動の実態と価値意識に関する国政比較研究(1)-「日本のスポーツ」論の認識論的・方法論的諸課題-, 健康科学10, pp.91-101.
- 11) 森康司(2002)大学運動部員のジェンダー観-スポーツ価値意識との関連を中心に-, 人間

科学共生社会学2, pp47-61.

- 12) 小泉昌幸, 伊藤巨志(2004)大学生のスポーツ行動の価値意識に関する一考察, 新潟工科大学研究紀要9, pp.107-112.
- 13) 齊藤隆志(2009)みるスポーツの価値を高めるマネジメント, 体育・スポーツ経営学研究23, pp.1-9.
- 14) 浅沼道成(1992)体育専攻学生のスポーツ価値意識に関する国際比較研究-日本・韓国・中国を対象に-, 岩手大学Artes liberales 51, pp.185-200.
- 15) 山村伸, 今野亮(2009)スポーツ価値意識の因子分析的研究-日英の中高校生におけるYSVQ因子構造の検討-, Wellness Journal 5(1), pp.46-50.
- 16) 小谷寛二, 多々納秀雄(1991)スポーツ集団にみられる日本的価値意識の再検討, 水産大学校研究報告39(2・3), pp.119-131.

3. スポーツ価値意識の概念と研究系譜

3.1 1980年代までの研究

3.1.1 「価値」および「価値意識」の概念

価値および価値意識というものの概念について整理していきたい。1980年代までの主要な研究としては見田宗介と上杉正幸のものが挙げられるだろう。まず見田は、価値について、「主体の欲求をみたま、客体の性能」¹⁾であると定義している。そして、この一文を以下のように説明している。ここで「主体」とは、個人または社会集団である。ここで「欲求」とは、道徳的、芸術的、社会的欲求を含むあらゆる分野において、あるものを「のぞましい」とする傾向のすべてである。ここで「みたま」とは、直接に欲求の対象である場合のみならず、欲求をみたま手段ないし条件として間接的に「のぞまれる」場合をふくむ。ここで「客体」とは、価値判断の対象となりうる一切のものであって、実在的、非実在的な物体、状態、事件、行為、人間、社会集団、衝動、観念、思想体系などでありうる。価値とは客体そのものではなく客体の性能とすることによって、価値を「のぞましいもの」ではなく「のぞましき」であると定義す

る。事物は価値「である」のではなく、価値「がある」のであると考えられるべきである。そして、価値が客体の側にあることを明示することによって、価値に対応する主体の側の要因は「価値意識」として、価値そのものから概念上区別されるべきであると述べている。

この考えを受けて上杉は、価値意識を以下のように定義している。「価値意識とは、ある客体の属性を望ましいと考える主体の意識である」²⁾と。そして、「望ましい」「望ましき」「欲求」「みたま」という言葉と関連して、欲求の主体についての説明を加えている。欲求の主体には、「～したい」という主観的欲求・願望を基準とする立場と、「～すべし」という客観的規範を基準とする立場との間に対立がみられる。前者は、個人を主体として、価値を個人の欲求に還元する快樂主義といわれる立場であり、後者は、集団を主体として、価値を当為にもとめる道徳主義といわれる立場である。しかし、この対立は、価値というものを個人による直接的選択の基準としてとらえるか、集団による媒介的選択の基準としてとらえるか、という着眼の相違にもとづくものであって、それぞれがその全貌を説明しようとしたところに無理があったことを指摘し、したがって、価値を現象分析のための方法的手段と考え、それぞれの一面性についての自覚さえはつきりさせておけば、両者は互いに両立しうるものであると述べている。そして、両者が両立するということが、価値が欲求と規範の橋渡し概念であるということを示している。

3.1.2 「スポーツ価値意識」の概念

先に規定した概念に従って、上杉は、スポーツの価値について以下のように定義している。「スポーツの価値は個人または集団の欲求を満たすことで望ましいとされる、スポーツの客観的属性といえる」²⁾。したがって、スポーツ価値意識とは、スポーツの属性を望ましいと考える主体の意識であると考えることができる。そして、これまでのスポーツ価値意識論に関する反省を踏まえて、具体的な命題を挙げてその誤りを指摘している。たとえば、「スポーツは価値である」という命題は、スポーツの価値が属性概念ではなく、実体概念と

| | | |
|-----|---|---|
| 世俗性 | | 禁欲性 |
| 即時性 | 【レクリエーション型】 即時的なスポーツ欲求の充足過程を通して何らかの世俗的目的を達成しようとするスポーツ価値意識 | |
| | | 【レジャー型】 即時的にスポーツ欲求そのものを充足しようとするスポーツ価値意識 |
| 遊戯性 | | |

図1 スポーツ価値意識の四類型

してとらえられている点で誤りである。「スポーツは価値がある」という命題は、スポーツの属性を価値としてとらえている点では妥当であるが、スポーツの属性すべてを価値として一般化する恐れがある。また、「スポーツの価値は勝利である」という命題は、勝利が主体の欲求を満たす場合、関連を持たない場合、満たさない場合が考えられ、そのうちどれが現実妥当性をもつかは、実証によってはじめて判明することであって、スポーツの諸属性は、主体の欲求に照らされるまでは価値的に無色であると述べている。そして最後に、「スポーツの価値は体力の向上、人格の育成である」という命題については、価値と機能を混合している点で誤りであると指摘している。機能とは、客体のはたらきであり、価値とは客体の属性である。このように両者が混同されるということは、両者が密接な関係にあることを示しているが、またこの両者は以下の点ではっきりと区別される必要があると主張している。それは、両概念がものの領域を示すものではなく、ものの見方・分析拠点を示すものだからである。つまり、価値は客体の属性であり、価値概念はスポーツ行動におけるさまざまな選択過程を浮かび上がらせる一方で、機能は客体の構成要素間の相互連関によって遂行されるはたらきであり、機能概念はスポーツ行動における構成要素間の相互連関過程を浮かび上げるからである。

3.1.3 「スポーツ価値意識」の類型化

上記概念を基にして、次に上杉は、スポーツ価

値意識研究の分析枠組みを示すための類型化を行った^{3),4)}。この類型化に関する研究は、これまで大きく2つの方向に分かれており、1つは、人間能力の極限を問題とするか否かによって、競技本位のスポーツ観と楽しみのためのスポーツ観とに分類する立場と、もう1つは、スポーツが正当性の根拠をどこにおいているかによって、スポーツ手段論とスポーツ目的論とに分類する立場である。上杉は、この2つの立場の志向基準を明確にしつつ、それを統合する方向でより体系的な価値意識モデルを構築した。

まず、競技本位のスポーツ観と楽しみのためのスポーツ観については、スポーツ欲求を長期的関心に立って充足させるか、短期的関心に立って充足させるかという志向基準に関する選択であると考えられる。そこで、禁欲的な鍛錬をへたうえでスポーツ欲求を充足させようとする志向を「禁欲志向」、即座にその場で気軽にスポーツ欲求を充足させようとする志向を「即時志向」と呼んでいる。次に、スポーツ目的論とスポーツ手段論は、スポーツの目的を遊戯の世界に限定するか、社会生活との関連においてとらえるかという志向基準に関する選択であると考えられる。そこで、スポーツを遊戯と考え、遊戯それ自体の目的を一義的にとらえる志向を「遊戯志向」、社会的目的の達成を一義的にとらえる志向を「世俗志向」と呼ぶ。そして、数量化理論Ⅲ類によるパターン分析を行い、禁欲志向と即時志向、遊戯志向と世俗志向の各々が別個の選択基準に関わるものであることを確認したうえで、この2軸を直交的にとら

えたスポーツ価値意識の四類型を示した(図1)。

図の右上から、第Ⅰ型を「世俗内禁欲型」と名付けている。これは、禁欲志向と世俗志向によって特徴づけられる意識であり、卓越性の獲得というスポーツ欲求の充足をめざして禁欲的な関連を行う過程で、何らかの世俗的目的を達成しようとするスポーツ価値意識である。次に第Ⅱ型は、「アゴン型」と名付けている。これは、禁欲志向と遊戯志向によって特徴づけられ、卓越性の獲得というスポーツ欲求の充足をめざし、禁欲的な鍛錬のなかで能力の向上を図ろうとするスポーツ価値意識である。次に第Ⅲ型は、「レジャー型」と名付けている。これは、即時志向と遊戯志向によって特徴づけられ、現在の自己の能力の範囲内でスポーツ欲求をたちどころに充足させようとするスポーツ価値意識である。最後に第Ⅳ型は、「レクリエーション型」と名付けている。これは、即時志向と世俗志向によって特徴づけられ、現在の自己の能力の範囲内でスポーツ欲求をたちどころに充足する過程を通して、何らかの世俗的目的を達成しようとするスポーツ価値意識である。

3.1.4 「世俗内禁欲型」―道・修行の精神との関係性

その後上杉は、上記のようなスポーツ価値意識の四類型を用いて、大学生のスポーツ価値意識の分析を行っている^{5),6)}。その結果、大学生のスポーツ価値意識は四類型に多様化しており、運動部所属経験の有無がそれに関連するひとつの要因であることを指摘し、経験年数が長くなるほど「世俗内禁欲型」意識が強く、経験年数が少ない、または運動部無所属になるほど「レジャー型」意識が強くなることを明らかにしている。そして「世俗内禁欲型」の1つとして「苦しみのスポーツ価値意識」というものを挙げ、その意識体系と道・修行の思想との関連を考察している⁷⁾。

「苦しみのスポーツ価値意識」とは、精神主義、自虐主義、修養主義、全力主義が相互に関連性をもって構成しているひとつの価値意識体系であり、スポーツによる人間形成を中核として、そのための苦しみの受容を特徴としている。説明するならば、「スポーツでは身体や技術よりも精神が

大切であり、精神は厳しい鍛錬によって高められる。したがって、厳しい鍛錬を自ら求め、その苦しさを乗り越えることが大切である。そしていかなる場合にも全力をつくせば、結果の如何にかかわらず人間的成長につながるものであり、スポーツは人間形成を目指して行うことが大切である」とする意識のことである。そしてこの精神の重視、苦しみの受容、修養の強調、努力の重視などは、何もスポーツに限らず日本人の生活行動の諸側面にみられる意識であるとして、その基盤を考えるために道および修行の精神を取り上げて検討している。

まず、道とは、なにをやるうがそれが深まっていけば往きつくところは一つになるのだという哲学であり、人間的向上、成長を強調する思想である。そして、この道をきわめるための方法が修行であり、身心一体不可分の状態を目指してまず身体を重視し、一定の形のなかで身体を鍛錬することによって心を鍛錬するものである。これをスポーツに当てはめると、スポーツを道と考えるならば、スポーツを一生懸命に行えばすべてに通じる真理をつかみ、人間的に成長できるということになる。そこから、スポーツを通しての人間形成を大切にする修養主義が生まれてくる。そして、それを目指すための修行は、スポーツの練習や訓練ということになり、身心一如の状態を目指してひたすら身体を鍛錬するのである。その結果、スポーツにおいて身体よりも精神を大切とする精神主義と、苦しい鍛錬に耐えることが大切であるとする自虐主義が生まれてくる。そして、スポーツにおいて結果よりも過程で全力を尽くすことが大切とする全力主義も、鍛錬に打ち込めば真理に達することができるとする修行思想の現れである。この修養主義、精神主義、自虐主義、全力主義は「苦しみのスポーツ価値意識」の構成要素であるとすでに述べられていることから、「苦しみのスポーツ価値意識」とは、道および修行の思想から生まれたものであるとの考察に至っている。

3.2 1990年代以降の研究

ここまで、見田と上杉を中心に、1980年代までのスポーツ価値意識理論に関する研究をまとめて

きたが、それでは1990年代以降、スポーツ価値意識研究はどのように発展していったのか、新たな理論の形成はなされていたのかについて確認していきたい。ここでは、主に今村ら⁸⁾と田島^{9), 10)}等の研究を取り上げていく。

3.2.1 価値意識と「楽しさ」「生きがい」「喜び」

今村らはまず、スポーツの価値における「望ましさ」という側面と「望まれる」という側面に着目している。スポーツの持つ非日常的性質は、制度的な「望ましさ」の基準を最も理想的に表現することを可能にするとともに、他方では制度的価値による拘束からの解放を最も充実な形で実現するがゆえに、多くの人々によって「望まれる」のである。このパラドクスは、拘束力の強い伝統的スポーツ価値への志向と、流動的即自的な享乐的スポーツ価値への志向との間に見ることができる。そして、この「望ましさ」の要素と「望まれる」要素とを統一する契機や条件として、「喜び」という概念に注目し、その属性としての「楽しさ」や「生きがい」との関連についても明らかにしている。

まず、「楽しさ」と価値意識との関連を考察するにあたり、チクセントミハイ (M. Csikszentmihalyi) の「楽しさ」の定義を引用している。楽しさとは、内発的動機による没入体験である。それは、スポーツや遊びにとどまらず、仕事においてもあらわれるのであり、重要なのは、仕事か遊びかではなく、「外発的報酬による満足」か「内発的報酬による楽しみ」かであるという考え方である。これはまさしく「望ましいもの」と「望まれるもの」との統合であると今村らは述べており、われわれは「望ましいもの」と「望まれるもの」とを共に楽しむことができることを主張している。

次に、「生きがい」という概念についてであるが、先の「楽しさ」と比較しながら整理している。まず空間的な視点では、「楽しさ」が他者の存在を必ずしも前提としないのに対して、「生きがい」は利他的気分を伴うことから自-他の関係を前提としている。次に時間的な視点からみると、「楽しさ」がその瞬間ごとに生じる情緒を指すの

に対して、「生きがい」は現在から未来への展望が含まれており、比較的長期の時間的経過の中から生じる感情であるとしている。また、行為を支える欲求は、「楽しさ」も「生きがい」もともに内発的ではあるが、その欲求を統制・維持するうえで、「楽しさ」の場合は特定の対象に対する注意の集中が重要であるが、「生きがい」の場合は望ましいことを実践しているという規範意識が重要である。さらに目標に関していえば、「楽しさ」は個人の技能水準と釣り合っていることから手軽であり、したがってフィードバックも円滑であるが、「生きがい」は若干の困難を伴い、したがってフィードバックの流れに多少の抵抗感を与えている。最後に、価値意識との関係でいえば、「生きがい」は規範意識（望ましい）の介在が重要であるが、欲求性向（望まれる）が加わると生きがいは強化される。これに対して、「楽しさ」は欲求性向（望まれる）の介在が重要であるが、それに規範意識（望ましい）が加わると楽しさにより深い意味が付与され、「生きがい」と同質の感情が生じるとし、「楽しさ」と「生きがい」を二律背反的な概念としてではなく、連続体として理解すべきだと主張している。

この点をおさえた上で、「喜び」という概念については、それを「楽しさ」と「生きがい」を包括する上位概念として位置付けている。その理由は、一般に「楽しさ」とは行為の過程に伴う感情であるが、「健康の喜び」「愛の喜び」というように「喜び」もまた過程に伴う情感を表す場合があること、「生きがい」は一般には結果に対する満足であり、その意味で「喜び」とほぼ同義であるが、その過程における困難や苦勞、試練を克服した満足感を含んでいること、以上のことから、「喜び」は「楽しさ」と「生きがい」の両者をまたがる概念と言えると定義している。

そして最後に、この「喜び」という概念を用いて、今村らはわが国におけるスポーツ規範の問題点と今後望まれるスポーツ価値意識について以下のように考察している。わが国にみられる「世俗内禁欲型」の伝統的な価値意識は、「排他主義ないしはタテ関係を主軸とする集団的閉鎖性などの封建的遺制と結合するところに問題がある」と指摘し

ながらも、これらの価値意識は困難の克服を主要な内容とするところから、進歩や成長の喜び、そして生きがいの感覚を生む契機となると主張し、一方、欲求の即座かつ容易な充足を求めてスポーツ参加がなされるとすれば、「そこから得られる喜びは安手かつ一過性のものに終わるか、時には反規範的な様相を帯びる可能性をも含む」と述べ、これが無為感などの慢性的欲求不満を蓄積する可能性を示唆している。そして、これからのスポーツ、特に心身の成長発達を目指すべき青少年のスポーツにとって真に望まれるのは、規範意識（望まれるもの）と欲求性向（望むもの）とを結合したスポーツ価値意識の形成と、その実践による自己実現感、真の存在感を伴う深い「喜び」の体験であり、それは、伝統的な集団閉鎖性や権威主義に依拠するスポーツ価値意識と安易な享楽主義的スポーツ価値意識の彼方に構想されるものであるとして論を締めくくっている。

3.2.2 スポーツ価値意識と生活満足度

一方、田島はこれまで多く研究されてきた競技スポーツ、あるいはスポーツ教育現場の視点からではなく、フィットネスクラブおよび地域スポーツクラブに焦点を当てて日常的にスポーツを行う場からの調査を行っている。その際、スポーツは人々の生活を豊かにする、スポーツを通じて幸せになる社会を目指すといった、スポーツの社会的機能に着目して、その豊かさや幸せというものを「生活満足度」という概念で捉えている。そして、スポーツ価値意識がどれほど生活満足度に影響を与えているかを明らかにすることを研究の目的としている。スポーツ価値意識と生活意識との関連を分析することの意義については、上杉も言及しており、「スポーツ価値意識は生活意識の一部であり、スポーツ価値意識を理解するためには生活意識の分析が必要となる。また、生活意識の分析は社会構造の分析につながるものであり、スポーツ価値意識と社会構造との関連を明らかにするうえで、両者の媒介となる生活意識の分析は重要なものである」⁵⁾と述べている。

研究の結果として、まずスポーツ価値意識のパターンについては、フィットネスクラブはレ

ジャー型（43.5%）を、地域スポーツクラブはレクリエーション型（71.9%）を志向していることが示された。そして、生活満足度を規定する影響力としては、スポーツを目的的に行うか、手段的に行うかといったスポーツの意義づけ方をあらかず軸はあまり強いものではなく、他方の禁欲-即時志向といったスポーツの行い方をあらかず軸のほうが強い規定力を示すという結果が導かれている。つまり、禁欲志向でスポーツに取り組むことがスポーツを通じて高い生活満足度につながるというわけである。さらに、禁欲志向はスポーツへの「やりがい」が強いと言われていることから、この「やりがい」の強さが生活満足度への強い規定力をささえているのではないかと考察している。しかしながら、地域スポーツクラブでは50～60歳代の主婦層を中心に厳しい鍛錬を否定し、スポーツをあくまでも楽しむものとしてとらえ、禁欲主義にみられる苦しみを乗り越えたところにある人間形成への志向は見られないという結果も得られている。このことに関しては、上記の考えに基づいて、地域スポーツクラブの参加者にとって、スポーツは各々の「生きがい」にはなっているものの、「やりがい」になりえていないのではないかと推察するに留まっている。

3.3 まとめ

「スポーツ価値意識」の概念に関するわが国の研究は、見田宗介、上杉正幸らを中心として、1980年代までに発展をとげてきたと言える。その後主要な研究としては、「喜び」という概念に着目した今村らの研究と、「生活満足度」に着目した田島の研究が挙げられるが、どちらも上杉の理論をベースとしたうえで、それと「喜び」との関係性、または「生活満足度」との関係性を肯定的に述べているに過ぎない。つまり、1980年代から30年以上経た現在においても、価値意識研究における新たな理論の形成は見られないと言えるだろう。

また、それぞれの研究には問題点がいくつか見受けられる。今村らの研究は、わが国のスポーツが抱える課題に対して、規範意識（望ましいもの）と欲求性向（望まれるもの）の結合、さらにそこ

に困難の克服が加わることによって人間的成長や自己実現につながるという有益な提言がなされているものの、その対象が競技スポーツやスポーツ教育界に限られており、現代の多様なスポーツのニーズに応えるものではない。また、別の見方をすれば、そうした「喜び」という概念を用いることによって、日本の競技スポーツに多いとされる「世俗内禁欲型」を肯定するための理論構成であると言えなくもないのである。

一方で、田島の研究は日常生活におけるスポーツ価値意識を明らかにしようと試みており、これまでの日本のスポーツ価値意識研究で多く議論されてきた「世俗内禁欲型」とは異なる、「レクリエーション型」や「レジャー型」を取り扱っている点で意義深い。しかしながら、「生活満足度」という概念の規定がなされていないこと、したがって、考察における「生きがい」や「やりがい」の概念も曖昧であり、「生きがい」よりも「やりがい」を上位概念としてとらえているという点で、今村らとの概念の相違点についてより詳しく検討する必要があるだろう。さらに「やりがい」になりえていない「レクリエーション型」の意識を否定しており、結局は禁欲志向でスポーツに取り組むことを奨励する結果となっている。

以上見てきたように、これまでの価値意識研究の視点は「する」スポーツ、とくに競技スポーツやスポーツ教育界に限られており、そこに多く表れる「世俗内禁欲型」価値意識の現状を肯定しようと試みてきたに過ぎず、新たな視点の導入や新たな理論の形成は残念ながら30年以上もなされてこなかったと言えよう。それほど日本人のスポーツ価値意識研究がある特定の分野の人々によって、特定の範囲内でのみ行われ、その考え方に凝り固まってしまっているということである。つまり、日本の体育界あるいは体育教育が築き上げてきた、厳しい鍛錬に耐えることによって人間形成を目指す「世俗内禁欲型」価値意識の影響力が非常に強いのであり、その価値意識のもとに育ってきた研究者による研究視点が無意識になされ、その肯定と批判の両極に偏る傾向がみられるのではないかと考えられる。その結果、価値意識尺度の構成を考える際、「世俗内禁欲型」と「即時型」

あるいは「遊戯型」との関係性、あるいは「即時型」「遊戯型」から「世俗内禁欲型」への成長のプロセスを明らかにしようとする視点はみられないように思われる。確かに、競技スポーツを離れたところで、「レクリエーション型」「レジャー型」についても取り扱った田島のような研究は見られるもの、「アゴン型」について述べられている研究は見あたらなかった。そのこともまた、わが国のスポーツをコントロールし続けてきた「体育」概念に基づく価値意識によって、スポーツそれ自体を目的とするようなスポーツの意義づけや価値づけがなされてこなかったことが背景にあるのではないかと考えられるのである。

上杉は、そのような伝統的な体育概念の社会的背景として、わが国特有の道・修行の思想があることを指摘している。スポーツを道と考えるならば、スポーツを一生懸命に行えばすべてに通じる真理をつかみ、人間的に成長できるということになる。そして、それを目指すための修行が、スポーツの練習や訓練ということになり、身心一如の状態を目指してひたすら身体を鍛錬するのである。この道や修行の精神はあらゆる世俗的行為に通じており、はるか昔から日本人の生活行動に強い影響を与えてきた。つまり、わが国におけるスポーツ価値意識研究のパラダイムには、それほど深い根本的な課題が存在しているということであり、それにもとづく研究視点のパラダイム・シフトは容易なことではないということを実感する必要がある。それを認識しつつも、スポーツ価値意識研究の新たな地平を切り拓くためには、スポーツを取り巻く現状を客観的に捉え、分析する方法的態度が必要である。その場合、研究者自身もスポーツに関する何らかの価値意識を持っていることを自覚しつつ、その価値意識をも1つの研究対象として客観視 (detachment) することが必要となってくると考えられる。

(文責 功刀 梢・菊 幸一)

文 献

- 1) 見田宗介(1966)価値意識の理論、弘文堂、東京。
- 2) 上杉正幸(1977)スポーツ価値意識論の方向

性. スポーツ参与の社会学, 体育社会学研究6, pp.193-209.

- 3) 上杉正幸(1983) スポーツ価値意識の類型化に関する一試論. 香川大学教育学部研究報告 I (59), pp.1-19.
- 4) 上杉正幸(1985) 大学生のスポーツ価値意識について(4)-価値意識の類型化-. 香川大学教育学部研究報告 I (64), pp.167-181.
- 5) 上杉正幸(1987) 大学生のスポーツ価値意識のパターンとその関連要因の分析. 体育スポーツ社会学研究6, pp.195-213.
- 6) 前掲誌, 4).
- 7) 上杉正幸(1982) 日本人のスポーツ価値意識と道・修行の思想. 体育・スポーツ社会学研究 1, pp.39-57.
- 8) 今村浩明, 押本賢一(1991) スポーツ価値意識と喜び. 千葉大学教育学部研究紀要39, pp.127-139.
- 9) 田島良輝(2001) スポーツ価値意識と生活満足度との関連性について-フィットネスクラブと地域スポーツクラブの比較より-. 人間・エイジング・社会3, pp.95-110.
- 10) 田島良輝(2003) スポーツ価値意識のパターンとその関連要因について-フィットネスクラブと地域スポーツクラブの調査より-. 人間・エイジング・社会5, pp.61-78.

4. スポーツ価値意識の主体はだれか

日本の価値意識研究の礎を築いた見田(1966, p.17)は, 前述したようにその著書の中で価値とは「主体の欲求をみたま, 客体の性能」と定義した. 彼の研究をスポーツ価値意識に応用して補足を加えた田島(2003, p.62)も, 「価値とはあるものを望ましいと選択する基準となるもの」と述べており, そこには選択する「主体」と選択される「客体」が存在する. これらの定義に従えば, 価値とは「主体」と「客体」の関わり合いにおいて発生するものと捉えることができる.

では, その価値を意識する「主体」とはだれなのか. スポーツ価値意識研究を進めるうえで, まずはこの点を明らかにしていく必要があるだろ

う.

4.1 スポーツ価値意識の主体は「社会」か「個人」か

見田(1966, p.17)は, 「客体」の性能を判断する「主体」を, 「個人または集団である」とした. 田島(2003, p.63)も「主体とは社会集団, 個人どちらでもかまわない」と述べている.

しかしその一方で, 「価値意識論の一般的, ないし最大公約数的な目的は, 人間行為の理解・予測・および変革(方向づけ)である. このばあい行為する『人間』は, 自己自身, 他の個人, あるいは社会集団でありうる. たとえばおなじ『変革』(方向づけ)であっても, 問題となっている行為の主体が他の個人であれば, それは教育・説得ないし『心理療法』をめぐる一連の問題となる. それが社会集団であれば, 社会政策ないし社会運動の理論となろう. 最後にそれが, 自己自身にむけられるならば, それは実践倫理の問題, ないし『自己変革』の問題となろう」と見田(1966, p.8)が言うように, 価値を意識する「主体」が誰なのか-「社会」なのか「個人」なのか-によってその方向性は変わってくる.

また, 見田(1966)によれば, 価値それ自体は実体的な概念ではないが, 「超自然的」なものでも「超神秘的」なものでもない. それはちょうど「高さ」のようなものであるという. 「高いもの, あれこれの高さをもつものは実在するが, 『高さ』それ自体は実在しない. 『高さ』が対象の属性であるように, 価値もまた対象の属性である. ただし, 価値が『高さ』『明るさ』『かたさ』などと根本的に異なる点は, 『高さ』などが人びとの意識から独立した客観的の属性であるのたいし, 価値は, 本来人びとの欲求に由来する, 主観的の属性である. 『高さ』が認識によって反映されるのたいし, 『価値』は人間の評価によって付与される」(見田, 1966, p.19). つまり, 評価する「主体」次第でその価値は変わり得るのだ.

このように多くの「客体」は個々の「主体」によって様々な価値判断を下されるが, この価値判断の総体はその「主体」の価値意識を構成する. 一般に, 社会の価値意識は個人や集団の価値意識の集

積と捉えることができるが、今日、社会と個人の価値意識は必ずしも一致していないように思われる。戦中や戦後間もないころの日本のようにモノがなく貧しい生活を強いられた時代には、「欠乏を満たすこと」それ自体が価値であり、価値意識の「主体」が個人であろうと社会であろうと、そう大差はなかったかもしれない。だが、物質的に満ち足りた豊かな生活を享受する現代の私たちの物ごとの考え方や価値意識は、以前とは大きく変容し多様化、個別化している。これに対応する社会の価値意識は、どのように変化しているのだろうか。

4.2 「社会」にとってのスポーツの価値

日本の近代スポーツはその多くを欧米の近代スポーツの移入に負っている。その窓口となったのが、主に軍隊と学校であった。

幕末期の1856年、徳川幕府は兵力強化のため、築地に設置した講武所で武術だけでなく西洋式兵制の研究も行っていた。フランスやイギリスを手本に歩兵や砲兵、騎兵らの訓練を行ったが、基礎的な身体能力が不足している日本の兵士には「体操による訓練も必要」とフランスから招いた軍事教官団に指摘され、これを導入した。まずは兵士の身体能力向上の手段として軍隊体操が広く諸藩に伝播していったという(大熊, 2010, p.89)。

この軍隊体操とは、徒手体操と器械体操(高飛び、手の届く場への上り下り、ブランコ、馬上飛び乗り、釣り縄での飛び越し、竿跳び(=棒高跳び)、欄杆(=平行棒))であった(木村, 2010, pp.120-121)ことから、明らかにスポーツの移入の端緒であったことが推察される。

明治政府になって1872(明治5)年に学制が公布されると、学校でもその第27条で尋常小学の教科として「体術」が規定されたのをはじめ、商業学校、農学校、工学校、鉱山学校、医学校といった学校の子科にも「体操」の時間が設けられ、徳育の手段として位置づけられるようになった。1878(明治11)年に体操伝習所が設立されると、近代学校体育は体操を中心にその基礎を整えていったのである(大熊, 2010, pp.89-92)。

すでに“近代化”を果たしつつあった欧米列強

諸国と肩を並べるため、中央集権的近代国家の建設を目指して各種の西洋文明を進んで取り入れた日本だが、その一方でこれらを体系化して広めていくうえで精神的支柱となるべき日本的価値観が不可欠だった。その日本的価値観が武士道精神であったと思われる。

日本人のスポーツ価値意識においても、武士道精神は多大な影響を及ぼしたといえる。さまざまなスポーツにおいて体格や体力に劣る日本人が、厳しい鍛練を積んで技術を磨き、戦術を駆使して強豪を相手に果敢に挑んでいく姿はまさに武士そのものであり、近代化に際して欧米から移入された直後から現在に至るまで、日本においてスポーツがしばしば武士道精神になぞらえて解釈されるのはこのためであろう。

この点について、日本人の近代スポーツの受容の仕方を究明していくうえで好資料といわれる「野球害毒論争」から研究を行った小野瀬(2002, p.61)は、「こうした文化受容の結果、日本人のスポーツ観には、『勝利主義』『自虐主義』『修養主義』『娯楽性、自然性の欠如』『自己喪失』といった諸特徴が見られる」と述べている。

また小野瀬(2002, p.64)は、野球害毒論争は野球関係者と野球門外漢(多種多様な背景を持つ人々)の論争であり、「野球史上から一步踏み出し、当時の社会的背景を考慮しないことにはこの論争の意味するところは読み解けない」ともいう。害毒論争が起きた時代(1911年)は日露戦争の少し後で、明治から大正へと移り変わろうとしていた時代である。政治学者の岡(1992)の研究によれば、「青年層の間において『個』の意識がそれ以前に比して一段と著しい発展」を示す傾向にあり、「国民思想、ひいては国民道徳の基礎について疑惑をもつひとびとを生じ、国民道徳の動揺または衰退を強調するもの、痛歎するものが近頃増加し、国民道徳の危機を唱えるものさえも生じている」(岡, 1992, p.242)という社会状況にあった。日清・日露の両戦争で勝利した日本が、「中国や欧州に対して自信を持つようになり、国民意識の高揚を裏付ける固有の道徳の必要性を感じた」(堀尾, 1987, p.141)ことが、急速な西歐化に対する反動として明治30年代から盛んに議論さ

れるようになっていた武士道論と相まって、国民道徳の再建を武士道精神に求めることになったと思われる。こうした背景から野球に対する価値意識をまったく持っていない門外漢たちが批判派の急先鋒となり、害毒論争に発展したと指摘しているのである。

小野瀬（2002）の分析で興味深いのは、論争の中で野球を否定する側と肯定する側が主張するそれぞれの論理である。否定する側の論理としてやり玉に挙げられたのは、野球の持つ娯楽性だった。たとえば日本にスウェーデン体操を持ち込んだ体育学者の永井道明は、「野球は比較的に耽りやすい、そこで過労、神経衰弱、成績不良、甚だしきは酒食に荒み、運動服を飾るといふ弊害も生まれるのである」（読売新聞、1911a）と述べている。

否定論者ではなかったものの嘉納治五郎も、「精神的の影響如何については学者教育者が既に種々の利益を羅列したから、吾輩は今更裏書をしない、唯、歴史的に一種の観念を養成する上に於て、彼の撃剣柔道と比し、大に遺憾があると思ふ、撃剣や柔道は、教育上の標準人物たる古武士の關係した者で、吾人も修業努力さへすれば、彼等と同様に向上する事が出来る、野球では国粹の修養が如何であらうか」（読売新聞、1911b）と教育的価値の点から批判している。

一方、肯定する側の一人である早稲田大学野球部創設者の安部磯雄は、「競技運動には体育といふことと娯楽といふこととの二要素があつて、何れが主であり何れが従であるといふことは言へない。若し体育でよいといふことならば、前に陳べた如くサンドウの鉄亜鈴でも其目的を達することが出来る。然し体育と共に健全なる娯楽をも与ふるといふことは教育上重要な問題である。人間は何等かの娯楽なくしてはすまないものであるから、なるべく健全なる娯楽を提供するといふことを教育家は常に考へて居らねばならぬ。学生が酒色に近くことを戒むるにも唯禁止的だけでは無効である。必ず一方に酒色に対抗するだけの有力なる娯楽を与へねばならぬ。今日の学生は余り野球に夢中になるから弊害があるといふ浅薄なる議論をする教育家があるけれども余は野球の長所が此夢中になるといふ所に在ることを確信して居る」

（東京日日新聞、1911a）との見解を示している。

早稲田大学野球部エースとして活躍し、日本初のプロ野球チームを創設した河野安通志は「野球は此等の運動（撃剣、柔道、テニス等）に比し一つの特長を持って居る。即ち撃剣、柔道等は一騎打ちである。又テニスは二人づつの勝負であるが野球に至っては九人づつの団体競技であるから競技しつつも其間に共同一致犠牲等の精神を養ふことが出来る」（東京日日新聞、1911b）と、娯楽性だけでない野球の教育的価値を挙げている。

また、慶應義塾塾長でのに文部大臣も務めた鎌田栄吉は、「野球ではフェーヤープレイと云ふことを尚ぶ卑怯なる振舞は決してなさぬ、紳士らしく競技すると云う精神である。是は丁度武士道の如きであつて武士が撃剣をするに當つて穢なき挙動を避け其の争ひや何処迄も正々堂々たりしを尚んだのも此のフェーヤープレイである」（東京日日新聞、1911c）と武士道と通じ合う精神を野球の中に見出している。

こうした論争を見ていると、野球に代表されるような近代以降に欧米諸国から移入されたスポーツを日本人がどのような価値意識を持って捉えていたのかが垣間見えてくるが、その内容は教育性と娯楽性をスポーツの価値としてどう捉えるかの問題であつた。しかも、教育性を重視して娯楽性を軽んじるという傾向は、否定論者はもちろん肯定論者にも多く見られるものであり、100年以上も昔の論争であるにもかかわらず、今の私たちにもほぼ違和感なく理解できるのだ。

ところで、前出した嘉納は1909（明治42）年に日本人初のIOC委員となり、1911年に自ら初代会長として大日本体育協会を設立して、オリンピック大会への参加のみならず、「体育・スポーツによる人間教育」「学校体育の充実」「国民体育の振興」「体育・スポーツによる国際交流」に尽力するなど、日本の体育・スポーツの礎を築いた始祖である（菊、2014、p.3）が、彼がスポーツに対してどのような価値意識を持っていたのかも、日本人のそれを考えるうえで押さえておかねばならぬだろう。

1910（明治43）年にまとめた『青年修養訓』で、嘉納は体育・スポーツの価値について次のように

記しているという。「筋骨を発達させ身体を強健にする。自己及び人に対する道徳や品位の向上に資する。運動の習慣を修学時代以後も継続することで、心身ともに常に若々しく生活できる」という3点を挙げ、スポーツを行うことを提唱している(真田, 2014, p.86)。

驚くべきは、近代以降、幾度もの戦争を経て政治体制や社会情勢、人々の生活様式、価値観は激変したにもかかわらず、100年以上も前に嘉納が体育・スポーツの価値として提唱したことが、現代においてもスポーツの価値として一般的に言われていることである。

日本社会におけるスポーツの基本的な価値は、ほとんど変化してこなかったのではないだろうか。

4.3 「個人」にとってのスポーツ価値意識

では、個人にとってのスポーツ価値意識はどうか。変容したのか否か、変容したのだとしたらそれはどのように変わったのか。この点を「スポーツ観」や「スポーツの価値観」を含め、スポーツ価値意識を探る目的で行われた近年の調査研究から考察してみたい。

1993年のリーグ創設以来、若者を中心に日本の“みるスポーツ文化”に多大な影響を与える契機となったのは、日本プロサッカーリーグ(通称: Jリーグ)であろう。永木ほか(1996)はJリーグがブームを巻き起こした直後に、日本の若者のスポーツに対する態度や価値意識を実証的に把握しようと、多種目のスポーツ愛好者である大学生を対象に質問紙法を用いた調査を行い、スポーツ観の尺度として一応の標準化がなされている先行研究からスポーツの目的志向性、スポーツ活動実施の動機、日本的スポーツ観の3点から分析を試みた。

その結果、スポーツの目的志向性としては「楽しみ志向」が最優先されており、「勝利志向」は低く、日本人特有として設定した「自己鍛錬志向」も低かったという。「このことから、日本的スポーツ観として従来から言われてきた『勝利至上主義』『鍛錬主義』は強い傾向としてうかがわれない」(永木ほか, 1996, p.82)との結論を得た。

スポーツ活動の動機については、「健康・体力」「社会的経験」と回答する者が目立っているとい、スポーツが健康・体力づくりに役立つ、あるいは社会性を身につける等の教育的価値に資するという嘉納が提唱した価値意識(真田, 2014)がいまだ根強いことがうかがえる。

こうした分析結果から、永木ほか(1996, p.82)は「スポーツにおける日本人的情緒性および日本人の間関係観は、現代の日本の大学生(=若者)にも確かにあると指摘できよう」と述べている。しかしその一方で、修養主義的要因については強い傾向が見られなかったことから、「これまで伝統的日本人スポーツ観として論じられてきた修養主義的価値観が希薄になったとすれば、それが近年の若者におけるスポーツ観の変容であるといえるかどうかという一つの課題を提示する」(永木ほか, 1996, p.82)とも指摘している。

また、これまでの日本のスポーツ価値観に関する研究の多くは、「基準としての価値」と「特性としての価値」のいずれの立場をとるかについてあいまいさを残していたことから、三戸(2003)はスポーツの価値観をその価値体系から明らかにしようと大学生を対象に調査を行っている。その結果、男女やスポーツ経験度、スポーツ指向性に関係なく、「楽しむ」「仲間づきあい」「チームワーク、団結」「礼儀」などに高い価値観を持つ傾向があり、「勝つこと」「興奮させる試合」「上手にプレイする」「良い印象」などに低い価値観を持つことが明らかになったという。

日本ではオリンピックなどの国際競技大会に臨む際、選手個人が自らのためにいくつメダルを獲得するかを皮算用したり、代表選手が「(結果はともかく)楽しんできます」などと発言すると、「国家の代表として派遣するのだから、個人的な楽しみで参加されては困る(メダルを取ってこい!)」とばかりに世間やメディアから非難される風潮があるが、少なくとも今どきの若者は自分がプレイする限りにおいては、スポーツそれ自体を楽しむことに高い価値を置いており、勝利至上主義的な価値観は低いことがこの結果から読み取れる。

ところで、近年においてスポーツは個人の目的に合わせて実施されることがほとんどで、その価

価値観は多様化している。「競争」「楽しみ」「文化」「自己実現」「友好」「環境」「経済活動」「健康維持」……と様々で、これらの価値が複合的に組み合わせられた形でスポーツを楽しむ愛好者も少なくない。しかも、こうした人々のスポーツ価値意識は、自らプレイすることで生じる価値観だけで形作られているわけではなく、スポーツ観戦（みるスポーツ）や新聞等のメディアを通して発せられる専門家の言葉（よむスポーツ）によって植えつけられるイメージも影響を及ぼしているのではないだろうか。

そこで亀田・吉川（2006）は、競技することによって生じる価値観（競技価値観）だけを取り出して、現在あるいは過去に継続的なスポーツ専門種目の実施経験があるという人々に調査を行い、するスポーツの価値観を測定する新たな尺度を開発しようと試みた。類似した調査としてスポーツを行う際の動機づけを測定する体協競技意欲検査（TSMI）があるが、「自分が行っている競技が自分にとって価値あるもの（好きなもの）と考えているかどうか」を測定しようとするTSMIに対して、亀田・吉川（2006）は「自分が行っている競技が自分にとって“どのような”価値があるものと考えているかどうか」の測定を行うものと位置付けている。

その結果、競技価値観は次の6因子によって構成されていることが明らかになった。①「社会性育成因子」—競技を行うことで他者との相互関係やチーム・集団への帰属意識を育む、②「競技への愛着因子」—競技が好きで競技を行うこと自体が目的である、③「修練による人間形成因子」—競技により自身を鍛えることが人間形成に寄与する、④「勝利志向・承認希求因子」—競技を行うことで勝利の喜びを得て、自尊心を満たし他者から認められる、⑤「生命尊重・美的因子」—競技を行うことで調和や躍動の美を生み、生命や自然の尊さを感じる、⑥「健康志向因子」—競技を行うことが心身の健康を維持増進する。

この結果で興味深いのは、永木ほか（1996）の調査から同じ大学生でも愛好者はスポーツそのものを楽しむことに重きを置いていることが明らかになったのに対して、競技者は勝利至上主義や修

養主義といった旧来の価値観からまだまだ脱していないということである。ただ、その一方で競技そのものを楽しむ姿勢や健康増進の意識も持っているなど多様化している様子も垣間見え、一元化された価値観に囚われていないことが読み取れる。

こうした一連の調査から、個人におけるスポーツ価値意識は社会の変容とともに変化し、セグメント化されている様子が見えてくるのである。

（文責 茂木 宏子・菊 幸一）

文 献

- 1) 堀尾輝久(1987)天皇制国家と教育—近代日本教育思想史研究—。青木書店。
- 2) 亀田里奈, 吉川政夫(2006)スポーツの競技価値観に関する心理学的研究—スポーツ競技者の競技価値観尺度の作成—。東海大学紀要, 36(36): 111-119。
- 3) 菊幸一(2014)序章 嘉納治五郎は日本の体育やスポーツをどのように考えていたのか。菊幸一編著, 現代スポーツは嘉納治五郎から何を学ぶのか—オリンピック・体育・柔道の新たなビジョン—。ミネルヴァ書房, pp.1-10。
- 4) 木村吉次(2010)欧米近代スポーツの日本への移入。木村吉次編, 体育・スポーツ史概論改訂2版。市村出版, pp.120-129。
- 5) 見田宗介(1966)価値意識の理論—欲望と道徳の社会学—。弘文堂。
- 6) 永木耕介, 千駄忠至, 寺岡敏郎(1996)日本人大学生のスポーツ観に関する一考察—教員養成系大学学部生のスポーツ愛好者を対象として—。実技教育研究, 10: 77-85。
- 7) 岡義武(1992)日露戦争後における新しい世代の成長—明治三八—大正三年—。岡義武著作集第3巻。岩波書店, pp.220-258。
- 8) 小野瀬剛志(2002)野球害毒論争(1911年)に見る野球イデオロギー形成の一側面。スポーツ史研究, 15: 61-67。
- 9) 大熊廣明(2010)日本の近代学校体育の成立。木村吉次編, 体育・スポーツ史概論改訂2版。市村出版, pp.89-98。
- 10) 真田久(2014)第3章 嘉納治五郎の考えた国

民体育. 菊幸一編著, 現代スポーツは嘉納治五郎から何を学ぶのか—オリンピック・体育・柔道の新たなビジョン—. ミネルヴァ書房, pp.83-106.

- 11) 三戸範之(2003)大学生のスポーツの価値観に関する研究. 秋田大学教育文化学部研究紀要, 教育科学, 58: 49-55.
- 12) 田島良輝(2003)スポーツ価値意識のパターンとその関連要因について～フィットネスクラブと地域スポーツクラブの調査より～. 人間・エイジング・社会, 5: 61-78.
- 13) 東京日日新聞(1911a)野球の為に弁ず(二)安部磯雄. 9月10日.
- 14) 東京日日新聞(1911b)更なる野球に対する余の意見 河野安通志. 9月16日.
- 15) 東京日日新聞(1911c)野球が与ふる偉大な教訓(上)鎌田栄吉. 9月16日.
- 16) 読売新聞(1911a)問題となれる野球(一)永井道明. 9月3日.
- 17) 読売新聞(1911b)問題となれる野球(八)嘉納治五郎. 9月13日.

5. スポーツは善なるものか(教育的価値 vs. 社会的価値)

価値と似た概念に「善」というものがある。田島(2003, p.62)によれば、価値という語が使われ始めたのは19世紀後半になってからのことであり、それ以前に価値の意味を包括していた概念が善であったという。しかし、社会が複雑かつ多様化するにしたがって、それまで一元的に判断できていた善悪の区別が多面的になり、絶対的な善の崩壊が起こった。そこで、善に代わる新しい概念として現れたのが価値であったという。「善という概念では、善という良いものしか包括できないが、価値という概念になると善というポジティブなケースとともに悪というネガティブなケースをも包括可能になる」(田島, 2003, p.62)。この点が、価値と善の大きな違いといえるだろう。

一方、見田(1966, p.7)は「〈善〉ないし〈道徳〉の概念は、あまりにも規範の力を強調しすぎる。人はしばしば『悪』と知りつつ、やむにやま

れぬ内的な動因にかられて行動するが、そのような『善悪の彼岸』にある動因もまた、重要な研究対象である。『善の研究』は人間の一面、それもおそらくは、比較的皮相な一面をとらえるにすぎない」と、善の概念について述べている。その上で、「われわれは〈価値意識〉の概念によって、行為の内発的な推進力としての〈欲望〉→〈幸福〉をめぐる問題系と、外発的な規制力としての〈規範〉→〈善〉の問題系とを、ともにその内容にまでたちいって取り扱いうる」(見田, 1966, p.7)と指摘する。本来、善の概念は文化的・社会的・歴史的な相対化を許さないが、価値意識という尺度をもってすれば相対化も可能というわけである。

5.1 「スポーツは善なるもの」という前提意識は本当か?

近代初頭から今日に至るまで日本のスポーツを牽引してきた教育の世界は、まさにスポーツを「善なるもの」として取り扱い、その相対化を許してこなかった。学校現場において教授される内容は、教えるに足る価値があるからこそ教えられている。そもそも悪しき内容を教えるはずなどなく、スポーツは最初から「望ましい」ものとして疑いもなく規定されている。

しかし、本当にスポーツは善なのだろうか。もちろん、大多数の人はこの前提意識を違和感なく受け入れ、これに基づいてスポーツを楽しんでいるわけだが、そこからはみ出してしまう人も一部には存在する。スポーツが絶対的な善であればあるほど、はみ出す存在をゼロにするべく徹底的に教え込もうとする力が働いて、ときに暴力を発動するような仕組みを内包してしまうのではないだろうか。

また、教育する側(主体)がどれだけ効用を説いたところで、教育を受ける側(客体)の受け止め方でその価値はいかようにも変わりうる。なぜなら、一般社会に軸足を置く人々がスポーツを考えるときの尺度は社会的な価値であり、教育的な価値とは違って今ある社会の状況に合わせて変動し常に揺らぐものだからだ。たとえば健康について考えたとき、「長生きするためには健康が第一だ」と多くの人が体を動かそうとする。しかし、

いざ健康を得て長生きした場合、「長生きすることが本当にいいことなのか？」という疑問も一方で湧いてくる。社会的な価値は、それを構成している一人ひとりの受け止め方次第で全体も変わっていくので、常に望ましいものか否かのチェックが入る仕組みになっている。この点で、絶対的な善として揺らぐことがない教育的な価値とは好対照を成している。

価値や価値意識について考える場合、どういう社会構造の中でその価値が受け止められる仕組みになっているのかが問題となる。学校体育を主体としてスポーツを考えるのであれば、教育的な価値を中心にして価値意識を考えればそれでよかったかもしれないが、今日のように学校を離れたところで多くの人がスポーツを楽しんでいる実情を見ると、社会的な価値に根ざしたスポーツの価値意識を考える必要性が出てこよう。そこでは「スポーツは善なるもの」という絶対的な価値は存在せず、常に社会とともに揺らいでいるスポーツの価値とそれをめぐる価値意識の存在が想定されなければならない。

5.2 教育的フレームから抜け出せないスポーツ価値意識

スポーツをモノにたとえるなら、日常生活を営むうえで不可欠な生活必需品ではなく、暮らしの中に潤いや安らぎを与える嗜好品ではないだろうか。スポーツをすれば楽しさや喜び、苦しさや悔しさといった豊かな感情を味わったり、目標を持って前向きに生きることができたり、仲間との交流の機会が増えたりすることで、日々の生活は充実したものになる可能性が高い。しかし、だからといってスポーツをしなかったとしても人生において何ら支障はなく、「やりたくない」と思う人はスポーツと一切かわりを持たずとも生きていけるのである。

それにもかかわらず、人々はなぜスポーツをしたいと欲するのだろうか。

去る2015年2月22日に開催された『東京マラソン2015』は、日本のマラソンブームを牽引する人気のビッグイベントだが、今年は2万8,800人の参加枠に対して10倍を超える30万6,000人ものラ

ンナーが参加を希望してエントリーした。学校の体育授業では持久走やマラソンは敬遠したい内容としてとらえられがちだが、体育という束縛から逃れて自由に走ることが可能となった途端、こんなにも多くの人々がお金を払ってまで「走りたい」と切望する。思い思いのファッションを身にまとい、普段は車輦であふれ返る道路を伸び伸びと走っている参加者たちを見ていると、「楽しい」「面白い」「好き」といった感情が彼らを突き動かしていることを感ぜずにはいられない。これまでわが国のスポーツは、「最後まであきらめず目標に向かって頑張る」「この試練を乗り越えて成長したい」といった教育的な価値しか認めてこない傾向にあったが、「楽しい」「好き」といったエモーショナルな情動もスポーツが持つ社会的な価値としてもっと認知されてもいいのではないか。

ただし、「好き」だからというだけで社会的な価値が付与されるわけではない。好きが高じて暴走してしまい、暴力にまで発展するケースはスポーツ界にはよくある話だ。本来はそこに「教育として望ましいのか」という視点が入ってくるべきだが、教育界は学校というフレームの中で完全に閉じてしまっているので、社会的価値と教育的価値を含めた全体のつながりの中でスポーツを論じることができなくなっている。

では、なぜ教育的な価値と社会的な価値は分断されてしまうのか。

わが国におけるスポーツの社会的な価値の規定というのは、これまでの経緯からどうしても教育的な視点から抜け出せずにいるため、なかなかその限界を超えられない。教育現場では「楽しい体育」と称して1970年代後半（昭和50年代の学習指導要領）から新たな取り組みが始められたものの、指導している教員自身が楽しい体育を経験したことがなく、楽しさの捉え方が皮相的になりがちで、その成果は今日、いわゆる「ゆとり教育」とともに批判にさらされる結果となっている。それゆえ、体育とスポーツをめぐる教育的な価値と社会的な価値の融合や接続は、未だに道半ばと言える状況ではないかと思われる。

オランダの歴史家であるホイジンガ（1973, p.19）は、「遊びの迫力、人を夢中にさせる力の

中にこそ遊びの本質があり、遊びに最初から固有なあるものが秘められているのである」といい、面白いとか楽しいと感じる遊びこそが人間活動の本質であることを主張した。ヨーロッパでは、日本のように「健康のため……」とか「人間形成に役立つ……」といった発想ではなく、「スポーツは内在的な価値を持っている」との認識が広く一般化しているため、「スポーツをするのはそれ自身が楽しいからだ」と自己目的にとらえており、シンプルにスポーツそのものを楽しむ文化が根づいている。日本のスポーツ価値意識に欠けているのは、まさにこの点ではないだろうか。

しかし、他人が嫌がることも率先して取り組み、勤勉に働くことこそが善であると教育されてきた多くの日本人は「楽しむ」ことが不得手である。「楽しい＝楽をする」との思い込みがあり、些細なことにも「～のため」と目的を設定して行動し、楽しむことにどこか後ろめたさを感じてしまう。この点についてアメリカの心理学者チクセントミハイ（2000, p.20）は、現代社会を生きる私たちの行動は「外発的報酬や外発的処罰に対する恐れによってのみ動機づけられるという暗黙の信念に基づいている」とし、「金銭や地位のような外発的報酬は人間の基本的欲求—または行動主義者の用語によれば、一次的強化因子—であるということは常識的な仮説である」と指摘している。当然ながら、そこには仕事をするものの楽しみや喜びといった発想はなく、給料や昇進といった結果によって労働の価値が一元化されてしまう。「為さねばならないことは楽しいことではあり得ないということが、今では自明のことになっている。このようにして我々は『仕事』と『余暇』の違いということを学習する。…それ故に我々は、仕事に退屈と欲求不満を感じ、余暇に罪悪感を感じる」とチクセントミハイ（2000, p. 22）は述べている。

5.3 教育的な価値と社会的な価値を橋渡しする役割

学生時代に運動部に所属した人間は「私はスポーツによって育てられ、よき人間になることができた」と口にすることがしばしばある。スポーツの教育的な価値を象徴するような言説だが、こ

うした個人的な幻想を安易に普遍化するのは早計であろう。こうした言説は「スポーツは善なるもの」という絶対的な価値を追認し、スポーツに潜在する社会的、政治的、経済的な問題を「排除」して本質的なものを見えにくくしてしまう。

しかしながら、教育的な価値と社会的な価値というのは、本来対立する概念ではない。社会的な価値が教育的な価値から多大な影響を受けているように、教育の世界も社会的な観点から自らの価値を問い直し、社会に寄り添うことも必要だ。「楽しい」ということは決して悪いことではない。ここから出発した「望ましさ」が、どのように育てられていくのかを教育的な価値から学ぶことだってできるだろう。

スポーツ価値意識研究の役割の1つとして、これまで制度的価値として互いにその異同を明確にし、ダイナミックな相互関係に言及されることが少なかった教育的な価値と社会的な価値を結びつけることが期待される。純粋に体を動かすことの楽しさや喜びを起点にスポーツを実践する人々が、社会の中でスポーツに何を求めているのか。そこでは、どのような社会的な望ましさ（価値）が伝えられ、学ばれ、構築されていく可能性があるのか。スポーツ価値意識が、教育（体育）の呪縛から解放されつつある今日、スポーツの楽しさや喜びの価値意識から社会的価値への道筋や行程（ロードマップ）をいま一度、再定義するスポーツ価値意識研究が求められているのである。

（文責 茂木 宏子・菊 幸一）

文 献

- 1) チクセントミハイ：今村浩明訳(2000) 楽しみ
の社会学。新思索社。
- 2) 見田宗介(1966) 価値意識の理論－欲望と道徳
の社会学－。弘文堂。
- 3) 田島良輝(2003) スポーツ価値意識のパターン
とその関連要因について。人間・エイジング・
社会、5：95－110。

6. 「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の 価値意識を考える

ここまで日本人のスポーツ価値意識について主に「するスポーツ」の視点からとらえてきたが、昨今は「する」以外にも、「みる」「ささえる」というスポーツ享受のスタイルが広く認知されるようになってきた。

ことに「みるスポーツ」では、テレビやインターネットなどのメディアの発達によって世界中の様々な競技を同時中継で観戦できる機会も増えており、人々の関心はこれまで以上に高まっている。ロンドンオリンピック直前の2012年5月に全国の20歳以上の男女(3,505人)を対象にインターネットを通じて行ったスポーツ観戦に関する意識調査(アサヒグループホールディングスお客様生活文化研究所, 2012)では、78.0%の人が「スポーツ観戦が好き」(男性84.9%, 女性70.7%)と回答している。4年に1度のビッグイベント直前の時期だけに通常より関心度が高まっていたものと思われるが、好みや志向がこれだけ多様化している時代に8割近くの人が「好き」と答えたという事実は驚きに値する。いまやスポーツ観戦は、性別や世代、ライフスタイルの違いを超えて、国民的な楽しみの1つとなっている。

しかし、これまでわが国のスポーツ界は「するスポーツ」に対して「みるスポーツ」を不当に低く評価してきたのではないだろうか。たとえば、実践の現場で競技者が他者のプレーを「みる」のは、プレーをするうえでの技術向上の手段として「観察する」ことが目的で、みること自体を楽しむという文化はほぼ皆無であった。学校の体育授業でも病気やケガで休む場合は「見学」することになるが、昔も今も見学者は他の生徒や先生から半人前の扱いを受けて授業から疎外されてしまうことも多い。無論、ここでも「みる」ことを楽しむような文化はない。世間一般の観戦欲求の高まりとは裏腹に、多くの日本人は「みるスポーツ」を軽視する文化の中で教育を受けてきたといえるだろう。

だが、スポーツ観戦はスポーツを行えない者の受動的かつ代償的な行動ではないはずだ。いまや

「みるスポーツ」は独立した価値を持ち、「するスポーツ」とともに車の両輪となって現代のスポーツ文化を支えていると考えられる。

6.1 「みるスポーツ」の概念

阿部(2015, p.5)によれば、ジレは『スポーツの歴史』の中で「1つの運動をスポーツとして認めるために、われわれは3つの要素、即ち、遊戯、闘争、および激しい肉体活動を要求する」と述べている。この3要素はスポーツを考えるうえで今も基本となっていることは間違いないが、多様な価値を持つ現代スポーツの社会的世界はもはやこの概念で把握しきれものではない。

日本のスポーツ価値意識研究で先駆的な役割を果たした上杉(1995)は、「みるスポーツ」の価値意識についてもいち早く言及しており、「消費社会におけるスペクテイタースポーツ」と題した論文の中で、スポーツと見物人(観客)の関係について次のように述べている。

「カイヨワは自己の優秀性を認められたいという願望を原動力とする競争の遊びをアゴンと名づけ、スポーツをアゴンの1つとしてとらえている。…勝者は能力の優れた者として認められるのであるが、卓越性の認知のためには他者の存在が不可欠となる。…この他者の最小単位は対戦相手であり、対戦相手、時には自己に内在化された他者としての対戦相手が互いに優秀性を競う相手であると同時に、結果を認め合う他者となる。しかしここでは、認定者は限られた者でしかなく、卓越の価値を高めるためにはより多くの認定者を必要とする。それが観客である。見物人は単なる傍観者ではなく、勝った者の卓越性を認め賞賛する存在なのである。そして見ている人が多いほど勝者は多くの人に賞賛されることになり、観客が多くなるほど卓越の価値は高まっていく。それゆえに、プレーヤーは卓越の価値の認定者である観客を求めてきた」(上杉, 1995, p.4)。

しかし、プレーヤーと観客がこの関係にとどまっていた時代には、みる者はする者の価値の認定者に過ぎず、みることはすることに付随する行為でしかなかった。「みるスポーツ」が成立するためには、「スポーツをする大衆の存在が前提に

なる」と上杉（1995, p.4）は強調する。

近代スポーツの発祥地イギリスでは、余暇を利用して行うスポーツは、生活のために働く必要のない上流階級によってもたらされ、発展を遂げてきた。日本においてもその発展過程は同様で、戦後の貧しい時代から高度経済成長を経て人々が物質的に充足し、精神的な豊かさを求め始めた頃からスポーツ人口が急増して、各自が様々なスポーツを楽しむようになった。上杉（1995, p.4）によれば、「このようなスポーツの大衆化は、スポーツをする人の増大というだけではなく、スポーツが有する行動様式と価値を理解する人の増大をも意味している」という。

しかしながら、だれもがトップアスリートのように高度な技術を身につけられるわけではない。佐伯（1996a）は、世界の頂点を目指して自らの技術を磨き、高度なパフォーマンスの追求に邁進する“スポーツエリート”が出現する一方で、多くの人々は自分の能力に見合った楽しみ方を見いだす“スポーツ大衆”に分化してきたと指摘している。これらがさらに細分化し、遊戯レベルで楽しむ未組織的なインフォーマル・スポーツ、学校内や地域レベルで楽しむある程度組織化および制度化されたセミフォーマル・スポーツ、全国や国際レベルで卓越性を競い合うため社会制度として確立されたフォーマル・スポーツ、企業的活動として組織化および制度化されたプロ・スポーツへと分化し、スポーツ世界の4層構造を形成している。インフォーマル・スポーツとセミフォーマル・スポーツの2層は、プレーヤーの楽しみという個人的価値を優先するスポーツの世界であり、フォーマル・スポーツとプロ・スポーツの2層は、プレーヤーの利益よりも彼らのスポーツ・パフォーマンスがもたらす社会的利益を優先するスポーツ世界である（佐伯, 1996a, pp.9-10）。

第2次世界大戦後、先進諸国では大衆消費社会が出現した。消費社会の進展とともに普及が進んだテレビメディアを通じて、ひと握りのエリートたちによる卓越したプレーが大衆に“夢を与えるプレー”となり、「みるスポーツ」の価値を増大させた。その価値のあり方は、「観衆がどのようなパフォーマンスを望むかによって変化するもの

であり、その時代、その社会の人々の社会意識によって規定されることになる」（上杉, 1995, p.5）のである。

6.2 「みるスポーツ」に着目することの社会的意義と価値

平均寿命、高齢者数、高齢化のスピードという3つの点において、世界一の高齢化社会といえる日本。そのライフスタイルに焦点を当ててスポーツ需要を考えると、「長寿化人生とレジャー問題」が浮上してくる。

厚生労働省が2014（平成26）年7月31日に発表したデータ（厚生労働省, 2014）によると、2013年における日本人の平均寿命は男性80.21歳、女性86.61歳となった。男女ともに“人生80年”が当たり前となった現代では日本人の生涯時間は約70万時間に達し、人生の大半を費やしているように思っていた「仕事の時間は約7万時間でその10分の1に過ぎなくなる。従って、産業社会における仕事中心のライフスタイルを仕事とレジャーのバランスを考えたものにシフトしていくことが望まれる」（佐伯, 2013, p.14）。高齢化社会の先頭を走る日本人にとって、このレジャー時間資源をいかに消費するかは大きな課題といえる。

このレジャー時間資源を、一時的な気晴らしや娯楽に消費するのではなく、生涯学習を軸にした自己開発に向けた活動によってデザインすることが望まれるが、「社会貢献・学問・芸術・スポーツで平等に用いるとすると、それぞれに7万時間となり、仕事の時間に匹敵する時間資源がスポーツに配分されることになる。こうしてみると、現代社会におけるスポーツ需要の一つの特徴は、『自己開発的な時間享受のレジャー』にあるとみることができよう」（佐伯, 2013, pp.14-15）。

こうしたライフスタイルの変化に伴って、スポーツ享受スタイルも変わってきた。学校体育が中心となっていた「『青少年期における完成追求』に対して、現代社会のスポーツ享受は『生涯にわたる自己開発享受』となるからである。それは同時に、現代的スポーツ需要が発育発達期型から生涯型へ変化すること、享受スタイルも『する』だけから、『みる、支える』等に広がることを意味

する」(佐伯, 2013, p.15) ようになり、「みるスポーツ」や「ささえるスポーツ」が持っている意義や価値にも目を向けられるようになったのである。

ところで、「生産を重視し、禁欲・勤勉・努力を尊重する社会では、人々の生活においても禁欲的生活感が支配的となる」(上杉, 1995, p.6) という。戦後の日本人を支えた規範はまさにこれであり、「物質的に満たされた生活をしたい」という強い願望と勤勉性がなければ高度経済成長は成し得なかった。こうした社会で人々が「みるスポーツ」に期待したのは、「競争における勝利の栄光を見せてほしいという願望であった」(上杉, 1995, p.6) と思われる。

また上杉(1995)は、スペクテイタースポーツは競争社会の弱点を補強する点においても大きな貢献をしているとも指摘する。「競争社会は勝利が全ての者に平等にいきわたる社会ではなく、そこに生きる誰もが一度は敗北の惨めさを味わうのである。そこでもし敗者が次の競争への参加意欲をなくし、競争システムからドロップアウトしていけば、競争社会は担い手を失い停滞することになる。したがって競争社会が維持されるためには、全ての者にたえず競争に参加し続ける意欲を持たせることが必要となる。スペクテイタースポーツは勝利への希望を与えることによって、実生活の中で体験する敗北の挫折感から人々を救済する役割を果たすのである」(上杉, 1995, p.7) と。

どんなに才能あふれる優秀なアスリートであっても、競技生活を通してずっと勝ち続けることは不可能である。現実には勝ったり負けたりを繰り返してであり、敗北から多くを学んで強さを身につけるアスリートも多い。大衆は彼らの姿を通して敗北から立ち上がり、再び競争に挑むことの意義と価値を知る。オリンピックをはじめとする国際大会で日本選手が活躍すると、一般の人々がしばしば口にする「○○選手から勇気もらった」等の感想は、まさにこれを裏付けていると言えるだろう。

では、現代のような消費社会において「みるスポーツ」はどのような社会的意義や価値を持つのであろうか。

大量生産・大量消費によって豊かさを手に入れ

た私たちは、これを維持していくために今と同じかそれ以上の生産と消費を生み出さなくてはならない。その意味で、生産社会において中心的価値であった禁欲とは相容れないものである。上杉(1995, p.8)の言葉を借りれば、「消費社会における基本的価値観は、過程としての行動を重視し、その行動を通して自己表現をしようとする価値観」なのである。

当然ながら、この価値観はスペクテイタースポーツにも反映される。「観客は選手がグラウンドで繰り広げるプレーの過程や結果をただ受動的に見物するだけではなく、見物しているその過程を主体的に充実させようとするのである。それが…フェイスパイント、ウエーブ、プーイング、風船飛ばしなどの行動である」(上杉, 1995, p.8)。

スタジアムが自己表現の場となった結果、これまでスポーツに関心がなかった幅広い層にまで享受のスタイルを喚起することが可能となり、スポーツの持つ社会的な価値の増大につながっている。スポーツ経験者やスポーツに強い愛着を抱く人たちで構成され、視野が狭く閉鎖的になりがちだったスポーツ界に、一般社会の価値観をもたらず契機にもなっているのではないだろうか。エリートスポーツと大衆スポーツが乖離した状況にある現代スポーツにおいて、「みるスポーツ」は分極化と空洞化を防いで両者を1つに結びつける力を持っていると思われる。

6.3 「みるスポーツ」の発展

日本のスポーツの歴史は、明治という新たな時代を迎えるとともに始まったが、その普及の主な担い手となったのは学校である。1872(明治5)年の『学制』発布以来、学校は体操やそれ以外の運動(遊戯)についても積極的に奨励してきた。しかし、「みるスポーツ」の発展には、上級学校の校友会運動部の貢献が大きかったという。「学校、とりわけ校友会運動部に胚胎したスポーツは、多くのスポーツ愛好者やプレーヤーを社会に輩出していった。それが“学生”や“アマチュア”という限られた層であったにせよ、広範なスポーツ交流が“大会”という形で実施されるようになった。特に大正時代に入ると、各種スポーツ大会が

盛んになり、スポーツに対する国民的な関心も高まっていった」(大沼, 1996, pp.31-32) ののである。

この人気に目をつけたのが新聞社である。大会の結果をニュースとして紙面で報じる一方、部数拡張のための媒体としてもスポーツを活用した。大沼(1996, p.33)によれば、「新聞社は主催者として大会の企画・運営を行い、自らもスポンサーとなった。今日の冠イベントの始まりをここにもみることも可能である」という。

新聞社のスポーツ大会と聞くと私たちはすぐに高校野球を連想してしまうが、その第1号は1901年11月に時事新報社主催で開催された不忍池畔長距離走といわれる。「1周1,470mの池畔を12時間走るというもので、100人を超える応募者の中から選ばれた15人が健脚を競った」(大沼, 1996, p.33)との記録が残っている。

大正時代に入ると、人々の注目は野球に集まるようになっていく。大沼(1996)によれば、美津濃運動具店が「大阪実業野球大会」(1911年)や「関西学生連合野球大会」(1913年)を開催したほか、1915年には大阪朝日新聞社主催の「第1回全国中等学校優勝野球大会」が始まり、全国から集まった73校が覇権を争った。「また野球の他にも、陸上競技、駅伝、登山、水泳、テニス、サッカー、ラグビー等、様々なスポーツ種目の大会が実施されている。これらの大会の実施は、多くの人々の関心を集め、新たなスポーツ人口の創出を促したばかりでなく、スポーツ界の発展にとっても重要な契機となっていた」(大沼, 1996, p.33)という。

しかし、「みるスポーツ」が本格的に発展したのは戦後のことである。その先鞭をつけたのが国民体育大会(以下「国体」と略す)の開催と、プロ野球や大相撲、プロレス、競輪といったプロ・スポーツの隆盛だった。

国民体力の向上と地方スポーツの振興を図り、地方文化の発展に寄与して国民生活を明るく豊かにすることを目的とした国体は、終戦翌年に戦災被害が比較的少なかった関西地方の宝塚市(夏季大会)と京都市(秋季大会)、そして八戸市(冬季大会)で開催され、大きな成果を収めている。これを機に“国民スポーツの祭典”として地方持ち回りで毎年開催されることになり、第3回大会

からは都道府県対抗の形で競技運営がなされるようになった。

この大会が特徴的だったのは、企画当初から入場料が組み込まれていた点である。「ただ単に『みるため』のスポーツとして観客席が用意されていたのではなく、『みせる』という意図があったとみなければならない。…開催地となった都道府県では競って観覧席のある大きな競技施設を建設するとともに、国民体育大会を都道府県民の行事として位置づけ、住民を競技場に誘うことに熱心になった」(谷釜, 1996, pp.37-38)といわれる。競技場は大会終了後も市民が気軽にスポーツを実践する場として、あるいはスポーツ大会を観戦して楽しむ場として活用されていったことを考えると、国体が都道府県のスポーツ振興に果たした役割は大きいといえるだろう。

一方、テレビを通じて「みるスポーツ」を定着させたのは、前述したプロ・スポーツだろう。NHKは1950(昭和25)年6月に実験放送ながら初のテレビ実況中継を行っているが、このとき放映されたのはプロ野球(後楽園球場)の試合だった(谷釜, 1996, p.41)。テレビ放送黎明期にはプロレスも街頭テレビが人気を呼んで一大ブームを巻き起こすなど、スポーツ中継はテレビ普及の原動力ともなったのである。

テレビとスポーツの相性のよさをさらに印象づけたのが、1964(昭和39)年の東京オリンピックであった。観戦チケットを入手できなかった多くの国民は、アジア初のオリンピックを茶の間にいながらテレビで同時観戦することができた。日本選手の試合結果に一喜一憂し、これを友人・知人と共有することでスポーツ観戦の醍醐味を満喫したのである。

また、このとき市川崑監督によって制作された記録映画『東京オリンピック』は、大会終了後に映画館のほか学校や公民館でも上映されて、一般観客750万人、学校1,600万人の合計2,350万人を動員する記録的なヒット作となった。東京オリンピックは日本人にとって「みるスポーツ」をより身近なものにし、日常の楽しみの1つに組み込む大きな契機となったのである。

東京オリンピックの遺産といえば、世界レベル

の競技力向上を目指して設立された「日本リーグ」もその1つだろう。当時は高度経済成長期の真っ只中ということもあり、日本を代表する大手企業が有力選手を社員として雇う実業団チームが全国各地に結成された。国内トップレベルのリーグ戦で切磋琢磨しながら世界で戦える選手を育成していこうと、サッカー、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、バドミントンなど多くの競技で日本（実業団）リーグが産声を上げている。「このリーグ戦の開始は結果として各地を転戦して『みるスポーツ』の機会を地方にもたらしことにもなった」（谷釜，1996，p.44）のである。

1980年代に入るとスポーツのプロ化の流れが国際的に加速し、日本でも1986年に日本体育協会が「アマチュア規定」の改正を行ってプロ選手が容認される下地が整った。この流れを受けて、1993（平成5）年に誕生したのがプロサッカーリーグの「Jリーグ」である。企業丸抱えの日本リーグと一線を画すため、母体となっている企業名は一切謳わず、ホームタウンを置く地域と愛称をチーム名として「企業スポーツからの脱却」を標榜した。入場料とテレビ放映権料、グッズ等の売り上げを収入の柱とし、観客に「みせる」ことを意識した経営スタイルにシフトした。ホームタウン制による地域密着やプロ野球にはない観客を楽しませる様々な工夫が功を奏してブームを巻き起こし、今日につながる「みるスポーツ」の新たなファン層を開拓したのである。

こうして改めて「みるスポーツ」の発展過程を見てみると、時代の発展と共にスポーツ価値意識の主体が変遷していることが垣間見える。戦後間もない頃のプロ・スポーツの時代はチームを所有する企業と男性中心とした大衆が、国体の全盛期は自治体と地域住民が、実業団スポーツの時代は企業とその社員や城下町の地域住民が、Jリーグ誕生以後は自治体と企業を結びつけたクラブ組織と地域住民および一般大衆が価値意識の主体となってきた。

このように「みるスポーツ」の歴史的変遷は、スポーツ価値意識がいかに「みるスポーツ」を通して社会と連動しているかを明らかにする上で、非常に興味深い社会学的な研究対象であり得る。

しかし、わが国における「みるスポーツ」の価値と価値意識に関する本格的な社会学的研究は、まったくと言ってよいほど行われてこなかった。その背景には、やはり体育的価値の延長線上に「するスポーツ」の価値を研究の前提とする枠組みの限界があったことはいうまでもなからう。

6.4 「みるスポーツ」の構造分析・類型化と価値意識研究の可能性

現代を生きる私たちにとって、スポーツを「する」「みる」の両面から楽しむことは当たり前のこととなっているが、そもそも「みるスポーツ」の意義や価値とは何なのだろうか。

佐伯（1996b，p.50）によれば、「多くの古代社会において、スポーツは神のメッセージを伝達する重要なメディアとして捉えられていた」という。現代社会においても、国際競技大会などでスポーツは「平和・友好・親善」のメッセージを伝えるメディアであり、国家や民族の違いを超えて一体感を味わう「場」の象徴ともなっている。すなわち、『みるスポーツ』とは、まさしくこのスポーツのメディア性を享受するものである。…そこに展開するスポーツ・パフォーマンスをただ単に受動的に受信することによっては決して生まれるものではない。それは観客が、目の当たりに行っているスポーツ・パフォーマンスに、自らのコンテクストやコードに対応する意味づけを能動的に行い、主体的に意味付与・意味解釈を行うことによって生ずる意味生成の楽しみ」（佐伯，1996b，p.51）なのである。

また、佐伯（1996b）は「みるスポーツ」の魅力について次のようにも述べる。「競技場で行われる競技者のプレーは、ルールや枠組みに従って展開されるという意味において、予想可能である。これにより観客は競技者とゲームの世界を共有することができ、ゲームの世界へ主体的に参加することができるのである。しかし、中立で、平等な条件の下での競技の結果は常に未確定なものであり、予測不能である。しばしば競技者の思惑は外れ、観客の期待は裏切られる。…この結果の予測不能性が絶えざる緊張を創造し、そしてカタルシスを生み出す。これこそが『みるスポーツ』の魅

力の源泉なのである」(佐伯, 1996b, pp.51-52)と。

こうした「みるスポーツ」のメディア的機能を活かすことで、それが「人生や生活を活性化する社会的な仕組みとして成立すると、そこに“メディア装置”としての『みるスポーツ』が制度化する。それは、多様な意味生成の可能性を内在すると同時に、人々を一つの共通の関心事に集約し、意味生成の多義性を保証しながら人々を糾合し、それ自体をメッセージとして発信する社会的制度」(佐伯, 1996b, p.52)になるという。

ところで、「みるスポーツ」の潜在需要者は一般市民だが、彼らがそのまま観客や視聴者になってくれるわけではない。そこには潜在需要を顕在化させ、一般市民に「必要だ」と思わせる仕掛けが欠かせない。現代の日本においては、仕事の充実とともに豊かな自由時間を享受する生き方、暮らし方を求める人が増えている。その中核にあるのが家庭や仕事とならぶ重要な生活領域である「地域」だが、そこでは「家族における義務や仕事における利害を離れ、…自発的で多様な文化的諸活動や社会参加を通じて、人々は豊かな他者との交流を享受する」(佐伯, 1996b, p.59)ことが可能だ。「みるスポーツ」が地域で生活する人々を結集する力となり、地域の暮らしに愛着と誇りを育み、未来への夢と希望を生み出す「場」となれば、気晴らしといった代償的な満足をもたらすだけでなく、地域生活における固有の意味と価値を生み出すものとして新たな需要を喚起できるのではないだろうか。

もう1つ、「みるスポーツ」には特徴的な点がある。観客や視聴者は「みるスポーツ」の需要主体であると同時に、享受の主体でもあることだ。享受のクオリティが低ければリピート需要にはつながらないため、享受のクオリティを上げることが「みるスポーツ」振興の重要なカギとなる。しかし、観客や視聴者が「みるスポーツ」に求める価値は様々であるから、そのクオリティを高めるためには需要の担い手たちの特徴を典型的にとらえておく必要があるだろう。

類型化にあたっては、性別や年齢、職業、居住地域等の属性を指標として需要主体を分類していく方法があるだろう。佐伯(1996b)によれば、「一

般に男性は、技能と力を評価し、チームとの同一視が強いといわれ、他方女性は、優美や華麗な動きを評価し、個人的な競技者との同一視が強い傾向があるといわれる。…若者は技と力を、高齢者は戦術や戦略を評価する傾向が強いといわれる」(佐伯, 1996b, pp.63-64)。

その一方で、享受スタイルによって分類する方法もある。イベントそのものや雰囲気を楽しむ「イベント享受者」なのか、特定のプレーヤーやチームに関心を持って応援する「競技者・チーム応援者」なのか(佐伯, 1996b, pp.63-64)。これらを把握し類型化したうえで、それぞれの需要に対応したサービスを充実させることが「みるスポーツ」の価値向上につながると思われる。

現代スポーツは高度化と大衆化という2つの方向に向けて発展を遂げてきたが、この2つを統合させながらスポーツの発展を支えるのが、「みるスポーツ」の供給主体であるスポーツ組織・団体の役割といえるだろう。

オリンピックでのメダルの獲得が人々の注目と関心を喚起することをみればわかる通り、競技力向上はスポーツ組織・団体にとって自らの社会的勢力基盤を確立するのに欠かせない課題である。同様に、そのスポーツに関心を持ち、魅力を理解して愛好する人を増やすための普及もまた、その基盤を強固にするための不可欠な課題である。

また、間宮(1996, p.71)によれば、「『みるスポーツ』の供給主体は競技者やチームであるが、彼らは供給主体であると同時に、供給資源としての商品性をも合わせ持っている」という。固有のパフォーマンス能力やキャラクターの魅力が「みるスポーツ」の価値を左右するため、オリンピックのメダリストクラスや世界記録保持者といった一線級レベルから一般の競技者レベルといった「パフォーマンス能力」によるものと、プレースタイルにおけるヒューマニティの豊かさや、国や地域との関係性を象徴する血縁・地縁性、チームの伝統、対戦の物語性といった「個性的要素」による類型化を行い、「パフォーマンス能力と個性要素を十分に配慮して、供給主体としての競技者・チームを『みるスポーツ』需要に対応するように位置づけ」(間宮, 1996, p.73)ることが、「みるスポー

ツ」の価値向上につながるというのである。

このように、歴史社会的にも、あるいは今日の現象からも、「みるスポーツ」を対象とする価値意識研究は、当該社会や地域のスポーツ需給関係の動態や問題点を明らかにする上でも欠かせないものとなっている。ただそれは、単に「みるスポーツ」のビジネスに応用されるだけではない。なぜなら、「みるスポーツ」を通じたスポーツ価値意識を探ることは、一般的な価値意識調査では見えにくくなっている、社会や地域、そして人びとの価値意識の一般的な動態にまで応用され、拡張される重要な研究テーマになり得ると考えられるからである。

6.5 「ささえるスポーツ」価値意識研究のための課題

近年、「するスポーツ」「みるスポーツ」に加えて、新たに登場してきた第3のスポーツ享受スタイルが「ささえるスポーツ」である。

この「ささえるスポーツ」が振興方策として認知される端緒となったのは、「21世紀の国民スポーツ振興方策—スポーツ振興2008—」（日本体育協会、2008）ではないだろうか。この中の「国民スポーツ振興方策の視点」と題する章の中で、「するスポーツ」「みるスポーツ」とともに「ささえるスポーツ」の振興の必要性が謳われている。ここでは、「本会においては、公認スポーツ指導者制度に基づき数多くのスポーツ指導者の養成に努めてきており、それら指導者は、ボランティアとして各種の指導活動を行っている。一方、我が国で開催されたオリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会や国体などにおいて、大会の運営等に多くのボランティアが活動し支援しており、スポーツへのボランティアに対する関心が高まってきている。このような中で、これまで築き上げてきた自己の技術や能力を活かし、スポーツ大会を含むスポーツ振興にボランティアとして貢献することによって、自己実現を図るというスポーツへの参画の仕方についても、意義や価値を認識する国民が多くなってきている。このことは、従来の『するスポーツ』や『みるスポーツ』に加え、『支えるスポーツ』が、新たなスポーツ文化享受スタ

イルとして認識され、固有の分野が確立されてきたといえる」（日本体育協会、2008、p.12）と述べられている。

しかし、わが国のスポーツ界にこうしたボランティアはそもそも存在していたのであろうか。スポーツ大会やイベントを開催する際には、主催団体や自治体、関係機関、さらには自治会や町内会のレベルにまで割り当てた人員を提供するよう要請があり、半ば強制的な形で動員が図られることが一般的であったように思われる。

日本のスポーツイベントにおいて、公募の形で初めてボランティアが組織されたのは1985（昭和60）年のユニバーシアード神戸大会であるといわれ、大会を支えた市民ボランティアの数は8,300人に上った。1998年の長野オリンピックでは、3万2,579人もの人々がさまざまな部署で大会運営に無償で協力して、スポーツ・ボランティアの存在が脚光を浴びるきっかけになった。今ではスポーツイベントの運営はボランティアなしでは考えられないほど、その存在感は増している。

こうした流れを受けて、その定義や活動の種類と役割も規定されてきた。スポーツ・ボランティアとは「地域社会やスポーツ団体・クラブ、各種スポーツイベントなどにおいて、個人の自由意志に基づき、その技能や時間などを進んで提供し、社会に貢献する活動」と定義され、その活動の種類と役割は「クラブ・団体ボランティア」「イベント・ボランティア」「アスリート・ボランティア」の3つに類型化されている（山口、2012、p.116）。「クラブ・団体ボランティア」は地域のスポーツ団体やクラブ等で定期的に活動する指導者や審判、事務員等で、「イベント・ボランティア」は非日常的で不定期な大会の運営に関わるボランティアである。「アスリート・ボランティア」はトップアスリートやスポーツ組織・団体による活動で、ジュニアの指導育成や施設訪問、地域イベントへの参加などがこれに当たる。

近年は、主要な国際大会から地域における生涯スポーツイベントまで、これらをささえる地元のボランティアの活躍なくして大会が成り立たなくなっているが、人気の高い競技や注目イベントには多くのボランティアが集まっても、マイナー競

技や地味なイベントにはなかなか人が集まらず昔ながらの動員をかけているのが実情だろう。10代の子どもたちにボランティア活動のきっかけを尋ねたデータ（SSF笹川スポーツ財団，2012）を見ても、「先生や指導者に言われた」と答えた子が64.7%もおり，自由意志に基づいた参加からはまだまだ遠い印象を受ける。スポーツ・ボランティアと称する人々が，自発的に参加しているとは限らない現実を見ると，ボランティアと動員をどのように区別するのは非常に悩ましい問題といえる。

今後はさらに多様なスポーツニーズが求められるであろうことを考えると，自発的な参加者をいかに増やしていくのが課題となる。そのためには「スポーツ・ボランティアの認知度を高め，ボランティアリーダーやコーディネーターの研修とサポートが重要」（山口，2012，p.117）であり，スポーツ・ボランティアについての概念や構造，ボランティアが活動可能な分野や範囲を明確にし，それぞれに必要な資質や能力，経験を明確にしてその育成を図っていく必要があるだろう。「ささえるスポーツ」価値意識研究は，このようなスポーツ・ボランティア活動の実態と課題を踏まえつつ，その自発性にもとづく価値意識の実態と特徴を他の領域におけるボランティアのそれとの比較検討から探っていく必要があると思われる。また，「するスポーツ」や「みるスポーツ」の価値意識から「ささえるスポーツ」の価値意識への連続性を意識した尺度構成を開発していくことも重要であろうと思われる。

（文責 茂木 宏子・菊 幸一）

文 献

- 1) 阿部生雄(2015)英米系の辞書・辞典における「スポーツ」の変遷. 中村敏雄ほか編, 21世紀スポーツ大事典. 大修館書店, pp.5-8.
- 2) アサヒグループホールディングスお客様生活文化研究所(2012)ニュースリリース「スポーツ観戦」に関する意識調査を実施.
<http://www.asahigroup-holdings.com/news/2012/0524.html>(参照日2015年3月4日).
- 3) 厚生労働省(2014)平成25年簡易生命表.
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life13/dl/life13-02.pdf>(参照日2015年3月4日).
- 4) 間宮聰夫(1996)第3章「みるスポーツ」の構造分析. 文部省競技スポーツ研究会編, 「みるスポーツ」振興. ベースボール・マガジン社, pp.66-74.
- 5) 日本体育協会(2008)21世紀の国民スポーツ振興方策-スポーツ振興2008-, 日本体育協会.
- 6) 大沼義彦(1996)第2章我が国における「みるスポーツ」の発展. 文部省競技スポーツ研究会編, 「みるスポーツ」の振興. ベースボール・マガジン社, pp.30-36.
- 7) 佐伯聰夫(1996a)第1章スポーツ文化としての「みるスポーツ」. 文部省競技スポーツ研究会編, 「みるスポーツ」の振興. ベースボール・マガジン社, pp.8-21.
- 8) 佐伯聰夫(1996b)第3章「みるスポーツ」の構造分析. 文部省競技スポーツ研究会編, 「みるスポーツ」の振興. ベースボール・マガジン社, pp.50-65.
- 9) 佐伯年詩雄(2013)社会の中のスポーツ. 日本体育協会編, 公認スポーツ指導者養成テキスト 共通科目 I. 日本体育協会, pp.14-16.
- 10) SSF笹川スポーツ財団(2012)10代スポーツライフに関する調査, SSF笹川スポーツ財団.
- 11) 谷釜了正(1996)第2章我が国における「みるスポーツ」の発展. 文部省競技スポーツ研究会編, 「みるスポーツ」の振興. ベースボール・マガジン社, pp.37-44.
- 12) 上杉正幸(1995)消費社会におけるスペクテイタースポーツ. スポーツ社会学研究, 3: 1-11.
- 13) 山口泰雄(2012)XIスポーツ・ファンの文化 3 スポーツ・ボランティア. 井上俊・菊幸一編著, よくわかるスポーツ文化論. ミネルヴァ書房, pp.116-117.

7. スポーツ価値意識研究をめぐる課題と展望

体育・スポーツ社会学分野におけるスポーツ価

値意識研究については、これまでみてきたように「するスポーツ」の価値が体育社会学的視点からとらえられ、1980年前後にスポーツの社会化研究に関する国際比較研究を通じてその特徴が論じられるようになった。しかし、その理論的基盤は見田宗介の『価値意識の理論』をバイブルとする価値と価値意識の構造機能主義的視点に依拠しており、今日までこの分野におけるスポーツ価値意識研究は理論的に停滞しているといっても過言ではない状況にある。これは、グランドセオリーを志向する社会学自体の停滞と理論の細分化、あるいは脱理論化と呼ばれる現象によるところが大きい。他方ではスポーツの社会的価値を教育的価値に一元化あるいは統合化してとらえる体育的価値の影響によるところが大きいともいえよう。

そのような研究的経緯の限界を尻目に、社会の中におけるスポーツの価値および価値意識の多様化はますます進行し、スポーツ価値意識の多様な実態を把握することによってスポーツ政策の基礎資料とするべく、新たなスポーツ社会学研究の必要性が求められている。少なくとも、これまでの研究成果からは、体育的価値から形成されてきた禁欲志向でスポーツに取り組むことが高い生活満足度につながる結果が示される傾向にあるが、それとは逆に地域スポーツクラブでは50～60歳代の主婦層を中心に厳しい鍛錬を否定し、スポーツをあくまでも楽しむものとしてとらえ、禁欲主義にみられる苦しみを乗り越えたところにある人間形成への志向は見られないという結果も得られている。また、今村らの研究は、わが国のスポーツが抱える課題に対して、規範意識（望ましいもの）と欲求性向（望まれるもの）の結合、さらにそこに困難の克服が加わることによって人間的成長や自己実現につながるという有益な提言がなされているものの、その対象が競技スポーツやスポーツ教育（体育）界に限られており、現代の多様なスポーツのニーズに応えるものではない。さらに別の見方をすれば、そうした「喜び」という概念を用いることによって、日本の競技スポーツに多い

とされる「世俗内禁欲型」を肯定するための理論構成に利用されると言えなくもないであろう。

その基本的背景には、スポーツ社会学分野におけるスポーツ価値意識研究が、「するスポーツ」における規範意識（望ましいもの）と欲求性向（望まれるもの）との関係を二項対立的に把握する現状分析に止まり、新たな価値意識研究のパラダイム・シフトを両者の連続性から見出すことができるような価値尺度によって構成しきれていない点があげられよう。この限界を克服するためには、むしろこれまで研究が進んでいなかった「みるスポーツ」や「ささえるスポーツ」にみられる価値意識を明らかにしながら、これらの内容と「するスポーツ」にみられるそれとを結び付け、社会の中のスポーツ価値意識における多面的な因子構成を明らかにしていく作業が求められる。

そのためには、21世紀社会における生活課題とスポーツとの関係を人びとの生き方や暮らし方に関連づけてとらえる「ライフスタイル・スポーツ論」を構成するスポーツ価値に関する社会学的研究が必要となってこよう。また、発育発達期をモデルとする体育的価値の限界をこえる、幼児期から高齢期までの各ライフステージの特徴に応じた「ライフステージ・スポーツ論」に基づくスポーツ価値意識研究の展開も求められよう¹⁾。いずれにしても、それらの価値尺度開発に向けた方法論には、演繹的手法に基づく解釈学的方法論と帰納的手法に基づく実証主義的方法論の使い分けとその統合化が求められる。スポーツ価値意識研究の展望は、歴史社会学的研究を軸とする時間的パースペクティブと国際比較研究を軸とする空間的パースペクティブとの交叉によって拓かれていくものと考ええる。

（文責 菊 幸一）

文 献

- 1) 佐伯年詩雄(2005)スポーツの概念と歴史. 日本体育協会編・発行、公認スポーツ指導者養成テキスト共通科目Ⅰ, pp.36-37.

2. スポーツ政策経営における「スポーツ価値」の探究

中西 純司¹⁾

1. 緒 言

国（文部科学省）は、今後（概ね10年間）のスポーツ政策の基本的方向性を示す「スポーツ立国戦略」（平成22年8月26日文部科学大臣決定）の骨子や内容等を踏まえながら作成した「スポーツ基本法」を平成23年6月24日に公布し、平成23年8月24日から施行した。その後、文部科学省は、「スポーツ基本法」第九条に基づいて、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後10年間程度を見通した、わが国のスポーツ政策の具体的な方向性（基本方針）を示すとともに、国、地方公共団体及びスポーツ団体等が一体となって平成24年度から概ね5年間に総合的かつ計画的に取り組む諸施策を体系化した「スポーツ基本計画」を平成24年3月30日に策定・公表した。

とりわけ、スポーツ基本法の公布・施行からスポーツ基本計画の策定・公表に至るまでの期間（平成23年9月22日の文部科学大臣諮問から僅か6ヶ月という時間的制約）を見てみると、こうしたスポーツ基本計画の策定には今後解決していくべきいくつかの課題や問題等（中西，2012b）を指摘することもできるが、スポーツ立国の実現を目指した「国家戦略」としてのスポーツ政策を策定し公表した点は評価すべきであろう。国レベルでのこうした政策形成は、スポーツ基本法第十条「…（前略）… 地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という）を定めるよう努めるものとする」といったように、たとえ（弱い）「努力義務」規定とは言え、地方公共団体レベルでの政策形成にも影響を及ぼすものと思料される。

少々古いデータではあるが、文部科学省が旧法である「スポーツ振興法」（以下、「旧法」と略す）

に基づいて策定・告示した「スポーツ振興基本計画」（平成12年9月13日）の見直し（平成18年9月21日改定）の際に実施した平成17年度調査（平成17年4月1日現在）によれば、47都道府県では、87.2%（41）がスポーツ振興に関する「単独計画」として、6.4%（3）が他の「行政計画」（総合計画や教育振興基本計画など）の一部として、スポーツ振興計画を策定しているが、残り6.4%（3）は「策定予定（検討中）」という結果であった。また、市区町村（政令指定市を含む2,418のうち2,410が回答）では、スポーツ振興計画の「策定予定なし」が44.6%（1,075）と最も高い割合を示していた。

翻って、新法であるスポーツ基本法（以下、「新法」と略す）に基づいて策定されたスポーツ基本計画（平成24年3月30日）の策定・公表後、野村総合研究所が行った「地方スポーツ政策に関する調査研究」（平成25年3月；平成24年度文部科学省委託調査）では、47都道府県のうち95.7%（45；旧法39，新法6）が「単独計画」として「地方スポーツ推進計画」を策定していたが、4.3%（2）は「計画なし」（策定検討中1，策定未検討1）という状況であった。また、市区町村（政令指定市を含む1,742のうち1,397が回答）においては、28.1%（393；旧法321，新法50，無回答22）が「単独計画」として策定していたが、70.1%（980）は「計画なし」（策定検討中16.0%（224），策定未検討54.1%（756）；行政計画の一部として策定51.5%（720），まったく計画なし18.6%（260））という結果であった（無回答1.7%（24））。

このように、都道府県レベルでの単独計画としての策定率は平成17年度調査の割合から増加している。また、市区町村レベルでの単独計画としての策定率については、平成の大合併により市区町村数が大幅に減少しているため、両調査の比較は困難であるが、市区町村レベルでの政策形成はきわめて低位な状況にあるものと思料される。とり

1) 立命館大学

わけ、市区町村レベルでの政策形成の低さは、「スポーツが人々の生活や暮らしを豊かにする文化である」という文化的まなごしや「スポーツの概念と価値」の理解に対する曖昧性から生起しているのではないかと看取することもできよう。こうした曖昧性の解消は、体育・スポーツにおける自然科学分野あるいは人文・社会科学分野であるかを問わず、われわれ体育・スポーツ科学研究者集団にとっての「共通言語（共通認識）」にかかわる重大な課題であり、この課題解決を抜きには「価値主導」型のスポーツ政策の形成や実行・展開などあり得ないと言っても過言ではなからう。

そこで本稿では、中西（2012a）が提示した「文化としてのスポーツの価値体系（仮説的概念モデル）」（図1）に依拠しながら、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性、及び「権利としてのスポーツ」（スポーツ権）などを前文に明記した新法の規定に基づいて策定された地方スポーツ推進計画の質的分析（内容分析）を行うことによって、（既に策定済みの）地方公共団体（特に、都道府県・政令指定都市）が上述した曖昧性をどのように解消しているのかについて吟味することを目的とする。と同時に、旧法の規定に基づいて策定された、地方公共団体のスポーツ振興計画^{注1}との比較・分析を行い、両計画の相違等についても明確にしていくことによって、スポーツ政策経営におけるスポーツ価値の変化・拡大とその方向性について検討していきたい。

2. 政策科学とスポーツ政策経営

国及び地方公共団体のスポーツ行政を司る行政組織（以下、「スポーツ行政組織」と略す。例えば、文部科学省スポーツ・青少年局や首長部局・教育委員会等における体育・スポーツ担当部署等）は、「法の規制範囲」と「公共福祉」の観点から、予算（税金）や人材という行政資源を投入し、具体的な施策や事務・事業を展開することで、「スポーツ政策」（sport policy）の実現をめざす「資源変換システム」である。それゆえ、こうしたスポーツ行政組織は、法律や法規上の指導・通達・命令という「規制作用」と公共福祉の実現という「助成・促進作用」の狭間に立たされ、絶えずジレンマ問題に直面している状況にある。

こうした状況下では、多様化・高度化する国民・市民ニーズに対応すべく「あれもこれも」事業を前例踏襲して実施するよりも、本当に国民・市民の豊かなスポーツライフ（スポーツ生活）の形成・定着と生活者満足度を高めるスポーツ価値志向の事業を「あれかこれか」選択・決定できるだけの公正かつ厳密な「鑑識眼」を持つことが、スポーツ行政組織には要請される。いうなれば、昨今のスポーツ行政組織には、政策形成（立案・決定）－実施（実行）－評価という一連の「政策プロセス」（policy process）の合理化と最適化をめざす「政策科学」（policy sciences）という効果・効率性思考が必要不可欠なのである。

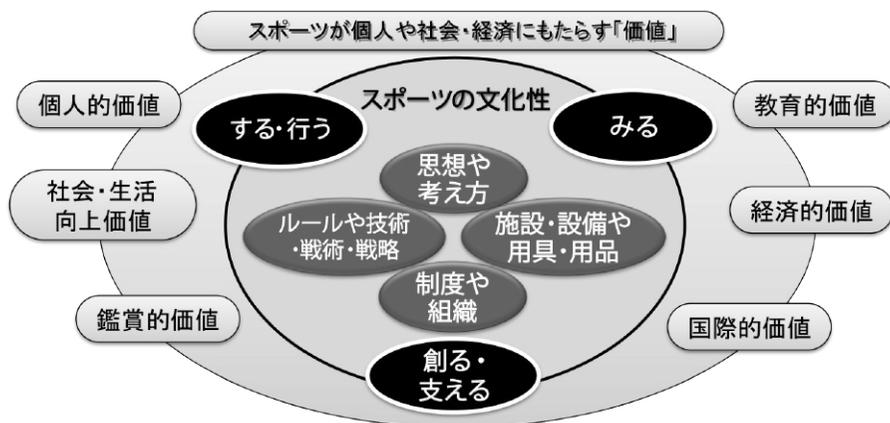


図1 「文化としてのスポーツの価値体系」（中西，2012a，p.19）

政策科学とはまさに、「政策問題の解明と合理的解決のために、政策プロセスおよび政策決定の方法とシステムを研究する科学」(宮川, 2002)であり、経済学, 政治学, 経営学, 法学, 心理学, および社会学などの人文・社会科学分野や, 地学, 天文学, 生物学, 医学, 薬学, 農学, 工学などの自然科学分野(応用科学も含む)との連携・融合をめざすという学際的性格を有していると言っても過言ではない。そして, 人文・社会科学と自然科学, あるいは基礎科学と応用科学といった専門分化(の垣根)を超えた, 多様な諸科学の政策科学への貢献に対して共通の方向づけ(例えば, スポーツ政策では「文化としてのスポーツ価値の普及・発展と豊かな社会・生活の実現」など)を与えることこそ, Lasswell (1951, pp. 3 - 15)の言う「政策志向」(“The Policy Orientation”)の本質なのである。

したがって, スポーツの文化的な価値の普及・発展と人々の豊かなスポーツライフの形成・定着をめざすスポーツ経営学の政策科学としての役割(政策志向), いわゆる「スポーツ政策経営」とは, 政策プロセス, もしくは「政策循環」(policy cycle)の過程に従って, 「政策選択・決定へのエビデンス(最適解, 科学的根拠, 客観的な根拠)」を明確にしながら, 「エビデンスに基づくスポーツ政策」(Evidence-Based Sport Policy)を合理的・効率的に推進(実行)していくことであると言っても過言ではない。それゆえ, スポーツ政策経営の研究関心は, ①多様なスポーツ政策問題(例えば, 生涯スポーツ, 障がい者スポーツ, トップスポーツ, スポーツ資源充実(基盤整備), 学校

体育などの諸問題)をいかにして解決するかについての「政策アジェンダ(検討課題)」研究, ②こうしたスポーツ政策の形成にどのような人, 集団あるいは組織がどのような影響力をもってかわるかを動的に分析する「政策プロセス」研究の2つに絞ることができよう。

(1) 政策体系の捉え方

これまで, 「政策」(policy)という言葉を用いてきたが, 「政策とは象のようなものである。あなたはそれを見れば象だと認識できるが, それを定義せよといわれると簡単にはできない」(宮川, 2002, p.91)のものであり, 決定的な定義はない。それゆえ, 明確に定義することはきわめて困難であるが, 例えば, 「政府・団体・個人が決定し保持する行為の進路・方法」(福武ほか, 1958), 「①政治の方策, 政略, ②政府・政党などの方策ないし施政の方針」(新村, 1991), 「行動を指導する原理の集まり」(宮川, 2002, p.25), 「一般に何らかの問題についての目標志向的行動のパターンないし指針」(宮川, 2002, p.91)など, 多様な定義が散見される。

本稿では, 上述した定義に基づいて, 「行政組織(機関)の大局的な目的や方針・方向性を示す抽象的な表現(存在)」(中西, 2006)を政策の定義と捉えることにする。それゆえ, こうした政策を実現していくためには, 具体的な手段・方策や取組内容のまとまりを示す「施策」(program)と, そうした施策目的の実現のための個別的手段で, 具体的な予算と直結した「事務・事業」(task/project)が必要不可欠であり, 現実的には「政

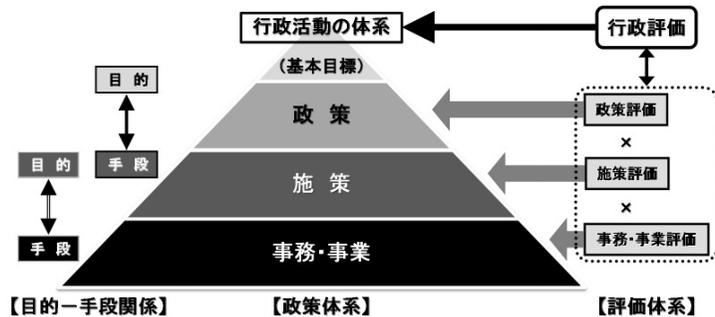


図2 政策体系の構造 (中西, 2012b, p.5)

策体系」という「目的－手段関係」の3層構造で広義に捉える方が理解しやすい(図2)。いふなれば、政策とは、「行政活動の体系」であり、行政評価の対象そのものなのである。

例えば、スポーツ基本計画の政策体系を考えると、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出(「新たなスポーツ文化」の確立)という基本目標のもとに、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題を設定している。そして、そうした政策課題を、「1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実」(3施策)、「2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等ライフステージに応じたスポーツ活動の推進」(2施策)、「3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備」(4施策)、「4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備」(3施策)、「5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進」(2施策)、「6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上」(3施策)、そして「7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進」(2施策)といった7つの政策(19施策)とその目標が提示されている。

また、「平成27年度文部科学省予算(案)の発表資料一覧(1月)」(文部科学省, online)では、スポーツ行政を一元的に担う「スポーツ庁」の設置(文部科学省の外局として5課2参事官という組織構成で平成27年10月予定)にかかわる人件費等を含め、約290億円(正確には、28,976,254千円)が配分され、今後、上述した政策・施策体系に基づいて具体的な事務・事業が実施される。その詳細については割愛するが、例えば、「5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進」という政策の中の「(2) オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等」といった施策のもとでは、「オリンピック・パラリ

ンピックスポーツレガシープログラム」に約15億円(1,530,296千円)を計上し、①スポーツ・フォー・トゥモロー等推進プログラム(約12億円;1,224,677千円)と、②スポーツによる地域活性化推進事業(約3億円;305,619千円)といった2つの事務・事業が実行される予定である。

それゆえ、政策問題研究を進める場合は、政策をどのような政策体系として認識し、政策アジェンダを検討するかが重要になってくるのである。

(2) PDCAサイクルと政策プロセス

こうした政策体系を合理的かつ効率的に構築し実施していくのに役立つのが、スポーツ経営学の分野でも重要視される「Plan(計画)－Do(実施)－See(評価)」(PDSサイクル)、もしくは「Plan(計画)－Do(実行)－Check(評価・診断)－Action(反省・改善)」(PDCAサイクル)といったマネジメントサイクル(経営過程)である。

政策科学の分野では、こうしたPDCAサイクルに基づいて、政策目的の達成のために行われる意思決定とその実施・実行及び評価・統制に関わる一連の活動(作業)を政策プロセスと呼んでいるのである。しかし、政策体系が反復的・継続的に続いていく限り、評価・統制の機能が意思決定の機能に反映されるようフィードバックされていくので、政策プロセスが循環し続けていることを加味すれば、正確には「政策循環」(policy cycle)、もしくは「政策マネジメントサイクル」と呼んだ方が適切であるかもしれない(図3)。

それゆえ、政策プロセス研究においては、こうした政策循環の各プロセスにどのような影響力が関わっているのかが問われるのである。

第一の「計画」段階は「政策形成(政策立案・決定)」であり、国民・市民のニーズや声を活かしながら、近未来に向けて(5～10年間を見据えて)「行政組織がやるべきこと」(政策アジェンダ)を網羅した基本構想・基本計画を策定し、「具体的に何をすることができるのか」といった実施計画(展開計画)を立案・決定するステップである。

第二の「政策実施」段階では、国民・市民生活等に対して「どのような『成果』を挙げることができるのか」に基づいて、限られた行政資源(特に、

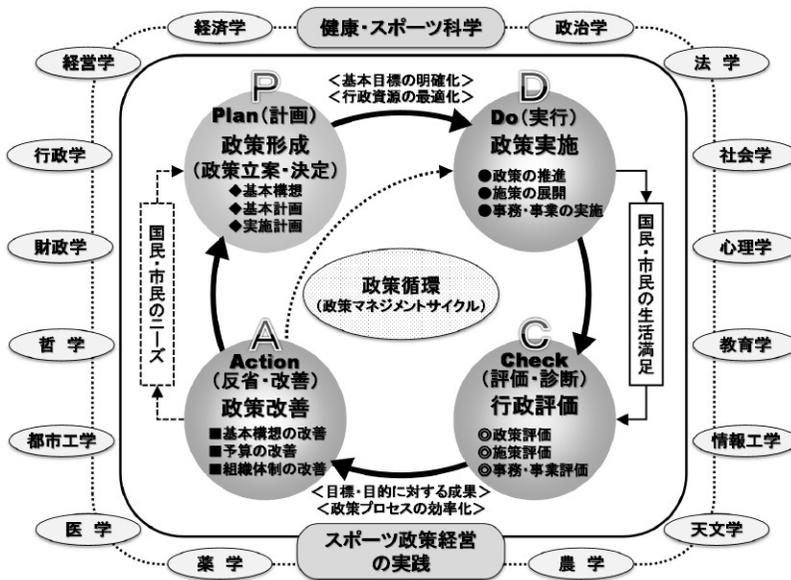


図3 スポーツ政策経営と専門諸科学との関連性 (中西, 2012b, p.6に加筆修正)

予算と人材)の確保と最適化を図りながら,事務・事業を合理的かつ効率的に実施するステップである。

第三の「評価・診断」段階は,持続可能な政策経営もしくは行政経営が実現できているか否かを客観的に分析・評価するステップである。いふなれば,行政組織自ら何らかの統一的な基本目標・目的や視点及び手段のもとに行政活動を客観的に評価し,その成果を政策経営・行政経営の改善と質的向上にフィードバックさせていくという「行政評価」の段階である。それゆえ,この段階では,「事務・事業評価-施策評価-政策評価」といった3階層による体系的評価を行うとともに,事前・事中・事後を問わず,各階層で適切な基準と評価指標を設定し,その妥当性や達成状況などを国民・市民の生活者満足の観点から評価・検証することが重要である。

最後の「政策改善」の段階では,そうした行政評価の結果に基づいて,基本構想や予算及び組織体制などの改善と,より効果的な政策体系の再編成を行っていくとともに,国民・市民への説明責任(アカウンタビリティ)を果たしていくことが強く求められる。

(3) 政策形成とスポーツ概念の定義

このように,政策プロセスはきわめて複雑な政策循環の過程であるが,今後,スポーツ行政組織は,国民・市民へのスポーツの文化的な価値の普及と推進をめざして,専門諸科学や健康・スポーツ科学等を積極的に活用したスポーツ政策経営を実践していかなければならない。

しかし,ここで重要なことは,政策循環の起点ともなる政策形成段階において,スポーツ概念をどのように定義づけるかである。なぜならば,このスポーツ概念が政策アジェンダの設定や実施計画の立案・決定をはじめ,その後の政策実施,評価・診断,そして政策改善のあり方等に大きな影響を及ぼすことになるからである。

こうしたスポーツ概念を定義する場合,「スポーツの本質とは何か」というスポーツ概念そのものの意義を明確にする実質(本質)的定義と,その実質的定義に基づいて,必ずしも十分な定義とは言えないが,スポーツ概念の使用法について規定し簡潔に表現するための唯名(名目)的定義を行っておくことが,論理学上,重要である。

はじめに,スポーツ概念の実質的定義では,スポーツというものを,「観念文化」「行動(制度)文化」,そして「物質文化」といった,有形・無

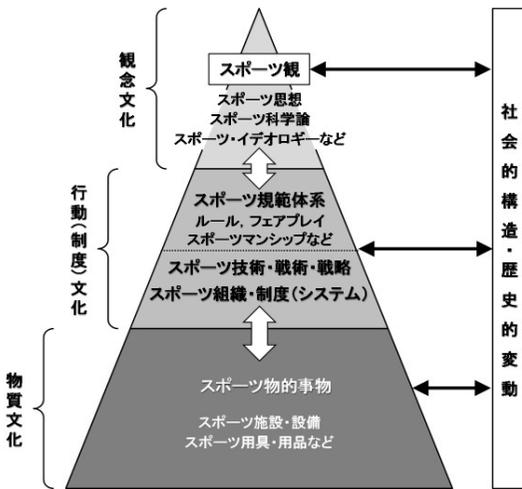


図4 スポーツ概念の実質的定義：スポーツの文化性（菊，2012，p.4に加筆修正）

形の文化的構成要素の複合体として捉え、「人間の文化的な営み」として概念規定している（図4）。具体的に言えば、1つ目の観念文化とは、スポーツの意味や価値に関する観念（考え方）であり、スポーツそれ自体の存在を意味づけ、その価値を明示し、人間と社会に対するスポーツの意義を定義することによって、その正当性を主張し説明する働きであり、「スポーツ観」と呼ぶことができる。

2つ目の行動（制度）文化とは、具体的なスポーツ実践における人間の活動を統制し秩序づけ、遵守すべき行動の仕方を指示する「スポーツ規範体系」（各スポーツ固有の参加資格の規定やルールなどの法的規範と、フェアプレイやスポーツマンシップなどの道徳的規範がある）と、目標達成に向けた合理的な行動の仕方を支えるスポーツ技術や戦術・戦略等の「スポーツ技術・戦術・戦略」、及びこの両者を統合的に体系化したスポーツ種目の普及・推進と統括をめざす「スポーツ組織・制度（システム）」から構成されている。

最後の物質文化とは、スポーツに関わる様々な物的事物であり、スポーツの価値を実現し、目標を達成するために工夫され、改善され、洗練されてきた物に関わる文化のことである。具体的には、スポーツ実践を支えるスポーツ施設・設備やスポーツ用具・用品等である。これらは、われわれ

人間がスポーツ実践における合理性（機能性）や安全性、及び公平性（平等性）を保障するために、歴史的・社会的発展の過程で創り出してきた「スポーツ物的事物」と呼ぶことができる。

それゆえ、スポーツ政策の政策形成にとっては、人間がどのような文化的目的（観念文化）に意味づけられ、価値づけられ、導かれたスポーツをするのかを吟味することが重要な政策アジェンダとなるのである。つまり、「人間と社会との関連から見た、スポーツの価値づけに関わる望ましさを中核とする考え方」をどのように規定するかというスポーツ観が重要な視座となってくるのである。こうしたスポーツ観は、スポーツをめぐる思想やイデオロギー及びスポーツ科学論などによって形成されてきたものである。スポーツの意味・価値づけの仕方によって、大きく2つの考え方（スポーツ思想）に分かれる。1つ目は、「スポーツ手段論」である。これは、スポーツと特定の社会的諸課題（政治や経済・経営、メディア、教育など）の解決を「目的-手段関係」と定位し、スポーツに外在する価値（スポーツの外在的価値）を実現するための手段（道具）としてスポーツを正当化しようとする考え方である。2つ目は、「スポーツ目的論」と呼ばれるものである。これは、スポーツという文化に内在する本質的かつ人間的価値（スポーツの内在的価値）を重要視し、スポーツ経験そのものが人間と社会にとって意味と価値を持ち、人間の欲求充足のための自己目的的な活動としてスポーツを意味づけしようとする考え方である。つまり、人間の競争・卓越（達成・克服）・自己表現等のプレイ（遊び）欲求に基づいてスポーツ経験それ自体を自由に楽しんでいこうという立場である。

昨今のスポーツ政策においては、例えば、いじめ・不登校や体力低下などの教育的諸課題や、デフレ脱却・経済成長といった経済的課題などの解決手段としてスポーツを安易に利用しようとするスポーツ手段論が支配的であり、サッカーやバレーボールなどのスポーツ活動を通じた競い合いに大きな文化的価値（スポーツをする「からだ」自体に楽しさや喜びなど）を見出すというスポーツ目的論が希薄化され、こうした状況に対する政

策批判も多々指摘されているように感じる。

しかし、こうした2つのスポーツ観の是非論を問うよりも、むしろ、「不易流行」のように、スポーツ目的論を「不易」としてあくまでも重視し、スポーツ手段論は「流行」として副次的・付随的に取り入れながら、2つのバランス関係を維持・形成していくことが、スポーツ政策の政策形成にとって重要なことではなからうか。とはいえ、「メディアが創り出すスポーツ」(メディアスポーツ)のように、もし不易よりも流行が重視されるようになった場合、スポーツに関わる人文・社会科学の立場からは、スポーツそれ自体の変質や歪みが生じ、スポーツの豊かな可能性を自ら閉ざし、人間性や社会の破壊など、多くの弊害さえもたらしかねない、ということを指摘しておかなければならない。いうなれば、社会・経済等の歪みを反映した「現代スポーツ」の問題点を痛切に批判したミッチェナー (Michener, James A., 1976) のいう「スポーツの危機」をもたらすのである。

このように、これまで「スポーツの本質とは何か」というスポーツ概念そのものの意義・価値などを明確にした実質的定義を行ってきた。しかし、スポーツ概念に対する多くの人々からのコンセンサス(共通理解)を得るためには、こうした実質的定義に基づいて、必ずしも十分な定義とは言えないが、スポーツ概念の使用法について規定し簡潔に表現するための唯名(名目)的定義を行っておくことが、論理学上、重要である。こうした文脈(コンテクスト)のもとで、スポーツ概念の唯名的定義を行うと、「スポーツとは、人間の活動・競争・達成・克服・自己表現といった本源的な欲求充足(遊戯論に基づくプレイ欲求の充足)とともに、そうした欲求充足に伴う爽快感・充実感・達成感・知的満足感などの楽しさや喜び(内在的・本質的価値)、および『健やかなからだ』(菊, 2013)を求めて行われる身体運動のすべてであり、人類が人生をより豊かに充実して生きていくために、その時代その時代にもてる英知を結集して創造してきた文化である」と定義づけることができる。

したがって、「新たなスポーツ文化」の確立を普遍的理念とするスポーツ基本計画では、少なく

とも、これまでに述べてきたようなスポーツ概念が反映されるとともに、われわれ人間が、生涯にわたって「スポーツの文化性」を学び、人類(先人たち)の英知や思いを追体験し、文化としての健全な維持・発展の一翼を担っていくことで、すべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創っていきけるだけの政策形成がなされなければならない。

3. スポーツ政策経営における「スポーツ価値」の吟味

ここでは、スポーツ政策経営におけるスポーツ価値の変化・拡大とその方向性について検討していくために、地方公共団体におけるスポーツ政策として、旧法の規定に基づくスポーツ振興計画(以下、「旧計画」と略す)と、新法の規定に基づく地方スポーツ推進計画(以下、「新計画」と略す)の2つについて比較・分析する。

(1) 分析対象の選定と新・旧計画の収集

はじめに、47都道府県と19政令指定都市^{注2)}の合計66の地方公共団体における旧計画の策定状況等について把握するために、2011年2月中に、インターネットや電話などによる状況調査を実施した。その結果、スポーツ振興に関する単独計画を策定している地方公共団体は、46都道府県、17政令指定都市の合計63(策定率95.5%)であったので、63の地方公共団体を分析対象として選定した。その後、分析対象となった地方公共団体のホームページ(HP)からの公開データのダウンロードと電話での郵送依頼の両方を用いて、63の地方公共団体が策定した旧計画を収集した。こうした旧計画に関する内容分析の結果については、中西(2012a)に詳しい。

一方、47都道府県と20政令指定都市の合計67の地方公共団体における新計画の策定状況等について把握するために、2015年12月初旬～1月中旬にかけて、インターネットによる状況調査を実施した。その結果、スポーツ推進に関する単独計画を策定している地方公共団体は、28都道府県、10政令指定都市の合計38(策定率56.7%)であったので、38の地方公共団体を分析対象として選定した。

その後、分析対象となった地方公共団体のホームページ（HP）からの公開データのダウンロードによって、38の地方公共団体が策定した新計画を収集した。

なお、地方公共団体における計画策定状況等の概要は、表1に示す通りである。とりわけ、新法の制定・施行前後の計画策定状況について見てみると、全体の92.5%の地方公共団体が単独計画として策定しているが、6.0%は行政計画の一部として位置づけており、1.5%は未策定であった。ここで、計画策定期間を加味しながら策定率92.5%の内実を考察してみると、「前回計画の改定（改訂）なし」で旧計画をそのまま単独計画として継続している地方公共団体が全体の16.4%であり、「前回計画の改定（改訂）」を行った上で

単独計画として継続しているのは全体の6.0%であった。また、スポーツ立国戦略をはじめ、新法やスポーツ基本計画の審議期間中、いわゆる「端境期」に新しいスポーツ振興計画を策定した地方公共団体は、全体の13.4%であった。さらに、新法の制定・施行後ならびにスポーツ基本計画の策定以降（同時公表も含む）の、いわゆる新法の規定に基づく地方スポーツ推進計画を策定した地方公共団体は全体の56.7%であり、こうした新計画が本稿における分析対象でもある。

(2) 分析視点と分析方法

スポーツ政策経営におけるスポーツ価値の変化・拡大とその方向性について比較・検討していくために、新・旧計画それぞれについて、①スポー

表1 地方公共団体における計画策定状況等の概要

| 地方公共団体 | 計画の形態 | 「旧法」*5)の 規定に基づく 計画策定状況 (N=66) | 「新法」*5)の制定・施行前後の計画策定状況 (N=67) | | | | |
|--------------|------------|--|-------------------------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | | | 前回計画の改定(改訂)なし (旧法のまま) | 前回計画の改定(改訂) | 端境期*3) | 制定・施行後*4) | 策定状況 |
| 47都道府県 | 単独計画 | 46 97.9% | 7 14.9% | 3 6.4% | 5 10.6% | 28 59.6% | 43 91.5% |
| | 行政計画*2)の一部 | 1 2.1% | | 0 0.0% | | 4 8.5% | 4 8.5% |
| | 未策定 | 0 0.0% | | | 0 0.0% | | 0 0.0% |
| 20政令指定都市*1) | 単独計画 | 17 89.5% | 4 20.0% | 1 5.0% | 4 20.0% | 10 50.0% | 19 95.0% |
| | 行政計画*2)の一部 | 2 10.5% | | 0 0.0% | | 0 0.0% | 0 0.0% |
| | 未策定 | 0 0.0% | | 0 0.0% | | 1 5.0% | 1 5.0% |
| 全体 (N=67) | 単独計画 | 63 (95.5%) | 11 (16.4%) | 4 (6.0%) | 9 (13.4%) | 38 (56.7%) | 62 (92.5%) |
| | 行政計画の一部 | 3 (4.5%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 4 (6.0%) | 4 (6.0%) |
| | 未策定 | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) | 1 (1.5%) | 1 (1.5%) |

* 1) 平成24年4月1日より熊本市が政令指定都市となったので、「スポーツ基本法」施行後は20政令指定都市であるが、「スポーツ振興法」施行中は19政令指定都市である。

* 2) 行政計画とは、総合計画や教育振興基本計画などを意味している。

* 3) 端境期とは、「スポーツ立国戦略」（平成22年8月26日）や「スポーツ基本法」（平成23年6月24日制定、8月24日施行）、および「スポーツ基本計画」（平成24年3月30日）などの審議期間中を指している。

* 4) 「スポーツ基本法」（平成23年6月24日制定、8月24日施行）ならびに「スポーツ基本計画」（平成24年3月30日）以降（同時公表も含む）のことである。

* 5) 「旧法」とは「スポーツ振興法」、「新法」とは「スポーツ基本法」のことである。

ツ概念・意義の記述状況，②スポーツの文化としての記述状況，③基本理念・基本目標等の内容，④スポーツ価値の整理・分類といった4つの分析視点から内容分析を行った。

そのため，①スポーツ概念・意義の記述状況は，先に述べたような唯名的定義に関連するキーワードや文脈（内容）等がどの程度記述されているかを分析し，「1. 記述されている－2. 断片的に記述されている－3. 記述されていない」の3段階で分類した。また，②スポーツの文化としての記述状況については，文化的記述があるか否かを分析し，「1. 文化としての記述がある－2. 文化としての記述が不明」の2段階で分類することにした。さらに，③基本理念・基本目標等の内容についてはその中で用いられているキーワード等を抽出し，また，④スポーツ価値の整理・分類についてはスポーツ概念・意義の中で用いられているキーワードや文脈等を抽出し，③と④のそれぞれをKJ法という発想法によって整理・分類することにした。

(3) 内容分析の結果

ここでは，前述した4つの分析視点に従って，内容分析の結果について考察していきたい。

はじめに，表2は，本稿で唯名（名目）的に定義づけたスポーツ概念・意義に関連するキーワードや文脈等が記述されているか否かについて吟味した結果である。これによれば，都道府県および政令指定都市の両方において，旧計画と比較する

と新計画の方がスポーツ概念・意義の記述割合が減少し，断片的な記述が増加していることが理解できる。特に，政令指定都市の記述状況は82.4%から60.0%へと，その減少が顕著であった。

しかしながら，新計画においては，断片的な記述までを含めると，都道府県で96.4%，政令指定都市で100.0%となり，スポーツ概念・意義の記述を意識している状況は少なくとも伺える（ただし，旧計画では，断片的な記述については分析されていないので，「2. 断片的に記述されている」「3. 記述されていない」といった2つの割合を新・旧計画間で比較することはできないが）。

新計画におけるスポーツ概念・意義の減少傾向は，これまでの旧法にはなかった「スポーツの価値や意義，スポーツの果たす役割の重要性，及びスポーツ権」などが新法の前文には法的に明記されたため，新計画の中では改めて記述する必要がなかったのではないかと推察できよう。

次に，表3は，スポーツ概念・意義をはじめ，新・旧計画全体の中に文化としての記述があるか否かについて分析した結果である。これによると，都道府県での新・旧計画間，および政令指定都市での新・旧計画間においては「文化としての記述がある」割合に関して大差はなかったが，都道府県の方が高い割合であった。全体では，旧計画が76.2%，新計画が73.7%という結果であった。

このように，スポーツ概念・意義を明確にするとともに，スポーツを文化として明記した地方スポーツ推進計画を策定している地方公共団体は，

表2 スポーツ概念・意義の記述状況

| スポーツ概念・意義の記述状況 | 都道府県 | | 政令指定都市 | | 全 体 | |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 旧計画 | 新計画 | 旧計画 | 新計画 | 旧計画 | 新計画 |
| 1. 記述されている | 41 89.1% | 24 85.7% | 14 82.4% | 6 60.0% | 55 87.3% | 30 78.9% |
| 2. 断片的に記述されている | － | 3 10.7% | － | 4 40.0% | － | 7 18.4% |
| 3. 記述されていない | 5 10.9% | 1 3.6% | 3 17.6% | 0 0.0% | 8 12.7% | 1 2.7% |
| 合 計 | 46 100.0% | 28 100.0% | 17 100.0% | 10 100.0% | 63 100.0% | 38 100.0% |

*) 旧法の規定に基づくスポーツ振興計画を「旧計画」，新法の規定に基づく地方スポーツ推進計画を「新計画」と省略している。また，表中の「－」は分析していないことを意味する。

約7割しかないということが明確にされた。

続いて、表4は、新・旧計画における基本理念・基本目標等の中で用いられているキーワード等をKJ法によって整理・分類した結果である。その結果、旧計画では、スポーツ推進を通じて「豊かなスポーツライフ」の形成・定着が26(41.3%)と最も高い割合を示していた。

しかしながら、新計画においては、「県民すべてが…」「みんなのスポーツ」「一市民一スポーツ」「ライフステージに応じた…」「いつでも・どこでも…」といったキーワードに代表されるように、「生涯スポーツ・生涯スポーツ社会」の実現が27(71.1%)へと大幅に増加し、スポーツ基本計画の基本的な政策課題である「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」が色濃く反映されているものと思料される。

また、「スポーツによる地域づくり・社会づくり」についても19(50.0%)へと増加し、「東日本大震災(2011年3月11日)の被災地復興・支援活動」におけるスポーツの地域社会貢献が期待されているのではないかと推察できる。

このように、旧計画と新計画とでは、基本理念・基本目標等の重点が生涯スポーツ・生涯スポーツ社会の実現とスポーツによる地域づくり・社会づくりへと、その時代の社会的状況等に適応して変化していると言っても過言ではなからう。

最後に、表5は、スポーツ政策経営におけるスポーツ価値について吟味するために、スポーツ概念・意義や基本理念・基本目標等の内容をはじめ、新・旧計画全体の中で用いられているキーワードや文脈等をKJ法によって整理・分類した結果である。また、ここでは、複数回答分析を行うが、いくつものキーワードや文脈等の中でどのキー

表3 スポーツの文化としての記述状況

| スポーツ概念・意義の記述状況 | 都道府県 | | 政令指定都市 | | 全 体 | |
|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 旧計画 | 新計画 | 旧計画 | 新計画 | 旧計画 | 新計画 |
| 1. 文化としての記述がある | 36 78.3% | 21 75.0% | 12 70.6% | 7 70.0% | 48 76.2% | 28 73.7% |
| 2. 文化としての記述が不明 | 10 21.7% | 7 25.0% | 5 29.4% | 3 30.0% | 15 23.8% | 10 26.3% |
| 合 計 | 46 100.0% | 28 100.0% | 17 100.0% | 10 100.0% | 63 100.0% | 38 100.0% |

*) 旧法の規定に基づくスポーツ振興計画を「旧計画」、新法の規定に基づく地方スポーツ推進計画を「新計画」と省略している。

表4 基本理念・基本目標等に用いられているキーワードの整理・分類

| 基本理念・基本目標に用いられているキーワード(複数回答) | 旧計画 (N=63) | | 新計画 (N=38) | |
|--|---------------|-------|---------------|-------|
| | 度数 | % | 度数 | % |
| 1. 豊かなスポーツライフ | 26 | 41.3% | 5 | 13.2% |
| 2. 生涯スポーツ・生涯スポーツ社会(県民すべてが、みんなのスポーツ、一市民一スポーツ、ライフステージに応じた、いつでも・どこでも…等) | 16 | 25.4% | 27 | 71.1% |
| 3. 豊かなスポーツ文化 | 3 | 4.8% | 0 | 0.0% |
| 4. スポーツによる地域づくり・社会づくり | 18 | 28.6% | 19 | 50.0% |
| 5. スポーツによる人づくり | 6 | 9.5% | 5 | 13.2% |
| 6. 基本理念・基本目標の記述がない | 1 | 1.6% | 0 | 0.0% |
| 合 計 | 70 | | 56 | |

*) 旧法の規定に基づくスポーツ振興計画を「旧計画」、新法の規定に基づく地方スポーツ推進計画を「新計画」と省略している。

表5 地方公共団体のスポーツ政策から整理・分類された「スポーツ価値」の体系化

| 地方公共団体のスポーツ政策（旧計画・新計画 ^{*1)} 全体の中で用いられているキーワードの分類 | スポーツ 価値体系 | 旧計画（N=63） | | | | 新計画（N=38） | | | | | | | |
|--|---------------|-----------|--------|-------------|--------|-----------|--------|--------|--------|-------------|--------|-----|-------|
| | | 度数／割合① | | 度数／割合② | | 度数／割合③ | | 度数／割合④ | | 度数／割合⑤ | | | |
| 1. 人間の本源的な欲求の充足 | 目的価値 | 18 | 3.6% | | | | | 14 | 3.8% | | | | |
| 2. 欲求充足に伴う爽快感・達成感・ 充実感、楽しさや喜びの体得 | | 90 | 17.8% | 135 | 26.7% | 135 | 26.7% | 35 | 9.5% | 66 | 17.8% | | |
| 3. 規範意識と責任感の獲得 | 個人的価値 | 27 | 5.3% | 301 : 59.5% | | | | 17 | 4.6% | 168 : 45.4% | | | |
| 4. 身体的効果（健康・体力の保持 増進など） | | 109 | 21.5% | | | | | 60 | 16.2% | | | | |
| 5. 精神的効果（ストレス解消、心 身の健全な発達など） | 手段的価値 | 43 | 8.5% | 166 | 32.8% | | | 33 | 8.9% | 102 | 27.6% | | |
| 6. コミュニケーション能力の育成 | | 14 | 2.8% | | | | | 9 | 2.4% | | | | |
| 1. 豊かな人間性の醸成 | 教育的価値 | 25 | 4.9% | 46 | 9.1% | | | 9 | 2.4% | 31 | 8.4% | | |
| 2. 青少年の健全育成 | | 21 | 4.2% | | | | | 22 | 5.9% | | | | |
| 1. 生活の質的向上 | 社会・生活 向上価値 | 23 | 4.5% | | | 371 | 73.3% | 17 | 4.6% | | | | |
| 2. 地域づくりとコミュニティ意識 の形成 | | 61 | 12.1% | 113 | 22.3% | | | 39 | 10.5% | 92 | 24.9% | | |
| 3. 活力ある健全な社会の形成 | | 29 | 5.7% | | | | | 36 | 9.7% | | | 304 | 82.2% |
| 1. 医療費等の節減 | 経済的価値 | 7 | 1.4% | | | | | 7 | 1.9% | | | | |
| 2. 雇用創出 | | 3 | 0.6% | 17 | 3.4% | | | 5 | 1.4% | 34 | 9.2% | | |
| 3. 産業・観光等の発展 ^{*2)} | | 2 | 0.4% | | | | | 8 | 2.2% | | | | |
| 4. 経済の活性化 | | 5 | 1.0% | | | | | 14 | 3.8% | | | | |
| 1. 国際的な友好と親善、国際的な 相互理解、平和への貢献など | 国際的価値 | 20 | 4.0% | 20 | 4.0% | | | 12 | 3.2% | 20 | 5.4% | | |
| 2. 国際的地位の向上 ^{*3)} | | — | — | | | | | 8 | 2.2% | | | | |
| 人間の可能性の極限を追求するア スリートの姿への感動（夢や希望、勇 気）など | 鑑賞的価値 | 9 | 1.8% | 9 | 1.8% | | | 25 | 6.8% | 25 | 6.8% | | |
| 合計／割合（％） | | 506 | 100.0% | 506 | 100.0% | 506 | 100.0% | 370 | 100.0% | 370 | 100.0% | | |

内在的・本質的価値

外在的・道具的価値

- * 1) 旧法の規定に基づくスポーツ振興計画を「旧計画」、新法の規定に基づく地方スポーツ推進計画を「新計画」と省略している。
- * 2) 旧計画に対する内容分析では「3.産業等の発展」となっていたが、新計画では「観光」というキーワードが新たに追加されていた。
- * 3) 新計画に対する内容分析で新たに追加されたキーワードである。

ワード等が最も有効であるのかを把握したいので、「回答総数を基数にとる」（辻・有馬，1987，p.149）方法でその割合を算出・比較することにした。

その結果、旧計画においては、スポーツ価値として、「個人的価値」が59.5%と最も高い割合を占めており、「社会・生活向上価値」が22.3%とそれに続いていた。また、「個人的価値」については、①人間の本源的な欲求充足のための「目的価値」と、②ある特定の個人的諸課題を解決するための「手段的価値」といった2つの側面から構成されており、前者が全体の26.7%、後者が全体の32.8%という結果であり、スポーツの手段的価値が強調されていることが理解できよう。さらに、こうしたスポーツ価値をスポーツ思想（ス

スポーツ観）という視点から捉えてみると、「スポーツの内在的・本質的価値」として判断できるのは「目的価値」の26.7%であるのに対して、「スポーツの外在的・道具的価値」に該当するのは、「手段的価値」の32.8%をはじめ、「教育的価値」(9.1%)、「経済的価値」(3.4%)、「国際的価値」(4.0%)、そして「鑑賞的価値」(1.8%)などを合わせた73.3%であった。

このように、旧計画では、スポーツ（文化）というものが非常に高い割合で道具的・手段的に活用されていることから、スポーツ政策経営における外在的・道具的価値（スポーツ手段論）への偏重傾向が見られた。

翻って、新計画について見てみると、旧計画と同じように、「個人的価値」が45.4%と最も高

い割合を占めており、「社会・生活向上価値」が24.9%とそれに続いていた。また、「個人的価値」については、「目的価値」が17.8%、「手段価値」が27.6%であり、スポーツの手段価値に重きが置かれていることが分かった。さらに、スポーツ思想という視点から見ても、「スポーツの内在的・本質的価値」は17.8%であるのに対して、「スポーツの外在的・道具的価値」は82.2%となっており、旧計画よりも新計画の方にスポーツ手段論への偏重傾向が大きいことが理解できよう。

とりわけ、新計画に見られる、旧計画からの大きな変化・拡大について考察してみると、東日本大震災の被災地復興・支援活動や「2020年東京オリンピック・パラリンピック開催地立候補」(2011年7月29日に申請文書提出)、及びスポーツ基本計画における「スポーツツーリズムによる国際交流」の強調といったような社会的状況等の変化が影響したせいか、「社会・生活向上価値」(活力ある健全な社会の形成)、「経済的価値」(観光等の発展)、「国際的価値」(国際的地位の向上)、「鑑賞的価値」といった4つの外在的・道具的なスポーツ価値の割合が増加していた。

このように、新・旧計画におけるスポーツ価値を比較・分析した結果、社会的状況等の変化にも適応しながら、計画全体の中で用いられているキーワード等はいくつか新たに追加されているが、6つのスポーツ価値体系それぞれ自体には大きな変化・拡大は見られなかった。

したがって、スポーツ政策経営におけるスポーツ価値は、6つの価値体系から構成されると言っても過言ではなかろう。第一は、スポーツというものが、身体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、爽快感や達成感、ストレス解消などの精神的充足感をもたらすとともに、健康・体力の保持増進や生活習慣病の予防、青少年の健全育成といった心身の健全な発達、及び「健やかなからだ」の育成に役立つという「個人的価値」である。第二に、スポーツには、礼儀正しく、マナーや規則を守り、協調性や社会力・生きる力のある、よい人間を育てることが大きく期待されるという「教育的価値」が挙げられる。第三は、スポーツを通じた家族や地域との人間的な交流等が、各個人の

生活全般わたる「人間的生の充実」(菊, 2013)や、地域への誇りと愛着、連帯感等の醸成を促し、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域コミュニティの再生・活性化にもつながるという「社会・生活向上価値」である。第四は、スポーツ振興による関連産業の拡大が、新たな需要と雇用を創出するとともに、スポーツによる市民の心身の健康保持・増進、医療費削減等の効果をもたらすといった「経済的価値」である。第五に、スポーツによる国際交流は、言葉の壁や生活習慣の違いを超え、同一のルールの下で互いに競い合うことにより、世界の人々との相互理解を促進し、国際的な友好と親善に寄与するとともに、国際的地位の向上にも役立つという「国際的価値」が挙げられる。最後は、極限に挑戦するアスリートのひたむきな姿や、競技レベルの高いプロスポーツの試合などは、“みる”人に夢や感動、希望や勇気を与えると同時に、スポーツ文化への関心や意欲を高めるといった「鑑賞的価値」である。

こうした6つのスポーツ価値体系は、われわれ人間がスポーツ文化との多様なかかわり方(「する・行う」「みる」「創る・ささえる」)を楽しむことによって、個人や社会・経済全体にまで普及・浸透し、スポーツという文化が多くの人々に受け入れられるようになり、人々の豊かな生活と社会・経済の創造・発展につながっていくのである。それゆえ、スポーツ政策の形成にあたっては、スポーツ文化の普及・振興に対する望ましい価値判断(内在的価値と外在的価値のバランス関係の形成・維持)が強く求められるのである。

4. 結 語

本稿の目的は、中西(2012a)が提示した「文化としてのスポーツの価値体系(仮説的概念モデル)」に依拠しながら、新法の規定に基づいて策定された地方スポーツ推進計画(新計画)と、旧法の規定に基づいて策定されたスポーツ振興計画等(旧計画)との質的な比較・分析を行い、両計画の相違等について明確にしていくことによって、スポーツ政策経営におけるスポーツ価値の変化・拡大とその方向性について検討していくことであった。

本稿における研究結果は、以下のように要約することができる。

1. 地方公共団体（47都道府県，20政令指定都市の合計67）における，新法の制定・施行前後の計画策定状況について分析した結果，全体の92.5%（62）の地方公共団体が単独計画として策定しているが，6.0%（4）は行政計画の一部として位置づけており，1.5%（1）は未策定であった。続いて，計画策定期間を加味しながらその策定率92.5%の内実を考察した結果，「前回計画の改定（改訂）なし」で旧計画をそのまま単独計画として継続している地方公共団体が全体の16.4%（11）であり，「前回計画の改定（改訂）」を行った上で単独計画として継続しているのは全体の6.0%（4）であった。また，スポーツ立国戦略をはじめ，新法やスポーツ基本計画の審議期間中，いわゆる「端境期」に新しいスポーツ振興計画を策定した地方公共団体は全体の13.4%（9）であり，新法の制定・施行後ならびにスポーツ基本計画の策定以降（同時公表も含む）の，いわゆる新法の規定に基づく地方スポーツ推進計画を策定した地方公共団体は全体の56.7%（38）であった。
2. スポーツ概念の唯名的定義に関連するキーワードや文脈等が記述されているか否かについて吟味した結果，都道府県および政令指定都市の両方において，旧計画と比較すると新計画の方がスポーツ概念・意義の記述割合が減少しており，旧計画の全体では87.3%が記述しているのに対して，新計画の全体では78.9%であった。特に，政令指定都市の記述状況は82.4%から60.0%へと，その減少が顕著であった。
3. スポーツ概念・意義をはじめ，新・旧計画全体の中に文化としての記述があるか否かについて分析した結果，都道府県での新・旧計画間，および政令指定都市での新・旧計画間においては「文化としての記述がある」割合に関して大差はなかったが，都道府県の方が高い割合であった。全体では，旧計画が76.2%，新計画が73.7%という結果であった。
4. 新・旧計画における基本理念・基本目標等の中で用いられているキーワード等をKJ法に

よって整理・分類した結果，旧計画ではスポーツ推進を通じて「豊かなスポーツライフ」の形成・定着が26（41.3%）と最も高い割合を示していた。これに対して，新計画においては，「生涯スポーツ・生涯スポーツ社会」の実現に27（71.1%）と最も高い割合が示されており，基本理念・基本目標等の重点が生涯スポーツ・生涯スポーツ社会の実現へと変化してきているということが明確にされた。

5. 新・旧計画におけるスポーツ価値を比較・分析した結果，社会的状況等の変化にも適応しながら，計画全体の中で用いられているキーワード等はいくつか新たに追加されていたが，6つのスポーツ価値体系それ自体には大きな変化・拡大は見られなかった。しかしながら，新計画において新たに追加されたキーワード等について見てみると，「経済的価値」には観光等の発展が，そして「国際的価値」には国際的地位の向上が，それぞれ新しいキーワードとして挙げられていた。

以上のような研究結果から，本稿では，スポーツ政策経営における6つのスポーツ価値が安定的かつ妥当な価値体系（構造）であるということが示唆された。また，こうしたスポーツ価値体系は，スポーツ政策の政策形成段階において有益な理念や政策革新を提供してくれるものと思料される。

しかしながら，本稿の分析と吟味を進めていく上で，いくつかの問題が今後の研究課題として残された。第一に，本稿では，地方公共団体を分析対象として，47都道府県及び20（19）政令指定都市が策定した新・旧計画の内容分析は実施することができたが，これら以外の市区町村についてはその策定状況や計画内容等の把握すらできなかった。今後，スポーツ政策経営におけるスポーツ価値体系の汎用性と有用性をより一層高めていくためには，残された市区町村に対する政策内容分析を実施していくことが喫緊の課題である。

第二に，本稿では，地方公共団体全体での内容分析を行ったが，例えば，A県の旧計画と新計画とを比較した場合，どのような政策変化・拡大があったのかといったような，都道府県・政令指定都市単位でのスポーツ政策（新・旧計画）の変化・

拡大については吟味することができなかつた。今後、スポーツ政策の連続性・継続性という「生活者への効果性」を加味すれば、こうしたマイクロレベルでの内容分析を実施していくことが緊要の課題であろう。

最後に、本稿では、スポーツ概念・意義の記述状況やスポーツの文化としての記述状況については把握することができたが、スポーツ概念・意義と「政策－施策－事務・事業」といった政策体系との整合性・一貫性までは吟味することができなかつた。今後、スポーツ政策体系に対する望ましい価値判断、いうなれば、スポーツの内在的価値と外在的価値のバランス関係を持した、政策目標や施策及び事務・事業の策定・実施等を行っていくためには、こうした整合性・一貫性の分析が重要な課題である。

したがって、今後、こうした研究課題を超克していくことによって、本稿で検証されたスポーツ価値体系の妥当性と有効性がより一層高まり、スポーツ行政組織をはじめ、多くのスポーツ組織においてスポーツの文化性が高まっていくことが期待される。

注1) 「〇〇県スポーツ振興基本計画」「◇◇県スポーツ振興プラン」「△△市スポーツ振興計画」「□□市スポーツプラン」等々、地方公共団体によってその計画の名称は多岐にわたっているが、本稿では、すべてを統一する意味で「スポーツ振興計画」と呼んでおきたい。

注2) 旧計画の調査を実施した2011(平成23)年2月時点では19政令指定都市であるが、平成24年4月1日より熊本市が政令指定都市となったので、新計画では、熊本市を加えて20政令指定都市となる。

参考文献

- Dror, Y. (Ed.) (1971) Design for policy sciences. American Elsevier Publishing Company : New York. (宮川公男 訳 (1975) 政策科学のデザイン. 丸善.)
- 橋本純一 (1984) 第二部 スポーツと社会 第5章
- スポーツと文化. 菅原 禮編著, スポーツ社会学の基礎理論. 不昧堂出版, pp.263-311.
- 菊 幸一 (2012) 序 スポーツ文化論の視点. 井上俊・菊 幸一 編著, よくわかるスポーツ文化論. ミネルヴァ書房, pp.2-5.
- 菊 幸一 (2013) スポーツ文化の視点と生活者の「からだ」. 情報誌CEL(大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所) Vol.103 (Mar.) : 23-29.
- Lasswell, H.D. (1951) The policy orientation. In : Lerner, D and Lasswell, H.D. (Eds.) The policy sciences : recent developments in scope and methods. Stanford University Press : Stanford, pp.3-15.
- Lerner, D and Lasswell, H.D. (Eds.) (1951) The policy sciences : recent developments in scope and methods. Stanford University Press : Stanford.
- Michener, James A. (1976) Sports in America. Random House, Inc. (宮川 毅 訳 (1978) スポーツの危機(上・下). サイマル出版会.)
- 宮川公男 (2002) 政策科学【第2版】. 東洋経済新報社.
- 文部省／文部科学省(1961)スポーツ振興法(昭和36年法律第141号).
- 文部科学省 (2000) スポーツ振興基本計画(平成12年9月13日).
- 文部科学省 (2006) スポーツ振興基本計画(平成18年9月21日改定).
- 文部科学省 (2010) スポーツ立国戦略－スポーツコミュニティ・ニッポン－(平成22年8月26日).
- 文部科学省 (2011) スポーツ基本法(平成23年法律第78号).
- 文部科学省 (2012) スポーツ基本計画(平成24年3月30日).
- 文部科学省 (online) 政策・審議会：予算・決算, 年次報告, 税制：平成27年度予算：平成27年度文部科学省予算(案)の発表資料一覧(1月). http://www.mext.go.jp/a_menu/yosan/h27/1354633.htm, (参照日2015年2月28日).
- 中西純司 (2006) (2)スポーツ政策を生かす経営. 山下秋二ほか編, 改訂版 スポーツ経営学. 大修館書店, pp.81-88.

- 中西純司 (2012a) 「文化としてのスポーツ」の価値. 人間福祉学研究(関西学院大学) 5 (1) : 7-24.
- 中西純司 (2012b) スポーツ政策とスポーツ経営. 体育・スポーツ経営学研究26 : 3-15.
- 日本スポーツ法学会 (2011) 詳解 スポーツ基本法. 成文堂.
- 佐伯聰夫 (1984) 第一部 スポーツ社会学の理論と方法 第3章 スポーツの文化. 菅原禮編著, スポーツ社会学の基礎理論. 不昧堂出版, pp.67-98.
- 清水紀宏 (2012) スポーツ立国のあやうさ. 現代スポーツ評論(創文企画)26 : 37-54.
- 高寄昇三 (2000) 地方自治の政策経営. 学陽書房.
- 武川正吾, 三重野卓 (2007) 公共政策の社会学. 東信堂.
- 辻 新六, 有馬昌宏 (1987) アンケート調査の方法-実践ノウハウとパソコン支援. 朝倉書店.

3. 基礎自治体のスポーツ政策にみるスポーツ価値の変容

－「スポーツ基本計画」前後の比較分析から－

作野 誠一¹⁾ 霜島 広樹¹⁾

第3章では、いくつかの自治体における政策の事例分析にもとづいて、スポーツ基本法（2011）やスポーツ基本計画（2012）の制定以降、自治体（とくに基礎自治体）において策定されたスポーツ政策のなかでスポーツ価値がどのように変容してきたのかを透写し、住民に最も身近な自治体のスポーツ政策におけるスポーツ価値の捉え方が、するスポーツのみにとどまらず、みるスポーツや支えるスポーツにも拡大してきた状況について検討する。

1. 背景および目的

(1) スポーツ基本計画におけるスポーツの価値

スポーツ基本計画（2012）は、スポーツ基本法（2011）の規定（第9条）に基づき、わが国におけるスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして策定・公表された。それは、今後10年程度を見通した基本方針を定めたものであり、2012年度からの概ね5年間に総合的かつ計画的に取り組むべきスポーツ施策を体系的に示したものとなっている。

このスポーツ基本計画は、全4章から構成されている。「第1章 スポーツめぐる現状と今後の課題」では、わが国がこれからめざすべき具体的な社会の姿として、①青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会、②健康で活力に満ちた長寿社会、③地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会、④国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会、そして⑤平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国、が示されている。「第2章 今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針」では、基本的な政策課題を「年齢や性別、障害等を問わず、広く人びとが

関心・適性に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」として、①子どものスポーツ機会の充実、②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進、③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の充実、④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備、⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進、⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上、⑦スポーツ界の好循環の創出、という7つの政策目標が設定されている。「第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」では、子どもの体力が1985年頃の水準を上回り、成人の週1回以上の実施率が3人に2人（65%程度）、週3日以上の実施率が3人に1人（30%程度）となる水準が掲げられている（競技力関連は略）。「第4章 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項」では、国民の理解と参加の促進、関係者の連携・協働による計画的・一体的推進、スポーツ推進のための財源の確保と効率的・効果的な活用、計画の進捗状況の検証と計画の見直しなどが示されている。

言うまでもなく、こうした多様かつ体系的な施策は、その内容からも読み取れるように、スポーツをめぐる望ましさ、効用、便益などを含む「めざすべき姿」や「あるべき姿」の反映であり、それは同時に「スポーツの価値」を示すものともいえる。

中西（2012）は、わが国のスポーツ政策を支える法律と基本計画として、スポーツ振興基本計画（2000）、スポーツ立国戦略（2010）、スポーツ基本法（2011）、スポーツ基本計画（2012）を取り上げ、レビューを行っている。さらに、「文化としてのスポーツの価値」を体系化するために、47都道府県と19政令指定都市（計66自治体）を対象として、これら自治体のスポーツ関連計画に示されるスポーツ概念・意義として用いられている

1) 早稲田大学スポーツ科学学術院

キーワードや文脈等を拾い出しKJ法によって整理・分類した。その結果、これらの計画から、文化としてのスポーツの価値として、①個人的価値、②教育的価値、③社会・生活向上価値、④経済的価値、⑤国際的価値、そして⑥鑑賞的（芸術的）価値という6つの価値を抽出している。このうち個人的価値については、人間の本源的な欲求充足のための「目的価値」と、ある特定の個人的諸課題を解決するための「手段価値」といった2つの側面から構成されていること、さらに、こうしたスポーツの価値をスポーツ思想（スポーツ観）という視点から捉え、「スポーツの内在的・本質的価値」として判断できるのは個人的価値（目的価値）であるのに対して、上記以外は「スポーツの外在的・道具的価値」に該当するものと区分している。これらの計画のなかでは、スポーツ（文化）というものが非常に高い割合で道具的・手段的に活用されていたことから、スポーツ政策における「外在的・道具的価値」（スポーツ手段論）への偏重を指摘している。

(2) スポーツ価値の普及・過程への関心

わが国では地方分権への関心の高まりから、2000年に地方分権一括法が施行されると、国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度（国の機関が地方の機関に指図して仕事をさせること）の廃止、国の関与のルール化等が図られ、これにより地方公共団体には自らの判断と責任によって地域の実情に沿った行政を展開していくことが期待された。しかし実際の政策過程、とくにスポーツ政策においては、従前どおりの「国→都道府県→市区町村」という行政単位の一方向的な影響関係が色濃く残っているように思われる。とりわけ、基礎自治体（市町村）におけるスポーツ関連計画の内容は、上位計画との整合性の観点から国や広域自治体の計画から直接的に影響を受けていることが推測される。

これらのことをふまえて、われわれの一番身近な存在である基礎自治体の計画のなかにみられるスポーツの価値が、国の計画からどのような影響を受けているのか検討することは、政策の文脈においてスポーツの価値がどのように普及・浸透して

いくのか、そのプロセスを明らかにするという意味がある。先の中西（2012）によれば、国の計画においては、スポーツ（文化）というものが非常に高い割合で道具的・手段的に用いられていたことから、スポーツ手段論への偏重が指摘されている。こうした傾向が、基礎自治体にもみられるのかということについては、これまでに十分検討されていない。また、国の計画の影響が基礎自治体にどのように及んだかを分析した研究はこれまでのところみられない。

(3) 目的

以上より、本章の目的は、基礎自治体のスポーツ政策におけるスポーツ価値について、具体的なスポーツ関連計画（スポーツ単独の行政計画）の内容分析から明らかにすることである。なお、このときスポーツ基本計画（2012）前後の比較という視点を導入し、国の計画の影響と価値受容・変容の関係についても検討することにした。

2. 方法（分析枠組）

(1) 対象およびデータの取得

本研究調査では、基礎自治体のスポーツ政策におけるスポーツ価値を、具体的なスポーツ関連計画の内容分析を通して行うこととする。わが国の基礎自治体は1,718（2014.4現在）といわれるが、今回は仮説生成的な調査研究であることから、ごく少数の事例を取り上げ検討することとした。市区町村のスポーツ政策は、国の基本方針とともに都道府県のスポーツ政策の影響を大きく受けるが、スポーツ基本計画（2012）以降、新たなスポーツ関連計画を策定・公表した都道府県であり、またわが国における代表的な都市として東京都の自治体を対象にすることとした。

まず、東京都における26市5町8村23区を対象として、スポーツ関連計画の策定状況等を、インターネットや電話などによる調査法を用いて把握し、その策定状況に基づいて分析対象の選定を行った。なお、本調査研究においては、スポーツ基本計画（2012）前後の比較から、国の計画の影響と価値変容の関係について検討することから、スポーツ基本計画策定以前にスポーツ関連計画が

策定され、その施行期間がスポーツ基本計画の策定期間に被っていないこと、かつ2013年8月以降に新たなスポーツ関連計画が策定されていることといった条件を満たす市区町村を対象とすることにした^{注1)}。

これらのことをふまえ、上述の条件に該当する市区町村をピックアップし、それらのなかから人口規模（2015年2月現在）のバランスを勘案し、八王子市（約56万人）、府中市（約25万人）、青梅市（約14万）を対象にしてデータを取得した。

データ取得において、八王子市、府中市のデータはWEBで取得することが可能であったが、青梅市に関しては、過去の計画に関するデータはWEB上に公表されていなかったため、青梅市担当課に問い合わせ、現物送付を依頼することで、過去のスポーツ関連計画のデータを取得した。

(2) 分析方法

分析は中西（2012）と同様に、KJ法（川喜田、1967）にて行った。まず、各々のスポーツ関連計画における、計画策定の趣旨・性格・期間・構成、計画の基本構想、各市におけるスポーツの現状と課題、スポーツ推進や振興の目標、そしてスポーツの意義に該当する部分（主として各計画書の1章から3章まで）を対象に、スポーツ科学を専門とする研究者2名でコーディングを行った。そして、得られたコードをカード化し分類、整理を行った。

一般的にKJ法では、全てのカードについて内容の近いもの同士を集める作業が行われるが、先行研究である中西（2012）において、同様の分類が行われていることから、今回はこの分類を参考にしながら、カードの分類・整理を行った。その結果として、スポーツの価値体系は先行研究と同様、7つのグループに分類され、それらを構成する下位グループとして18のグループを編成した。その後、それらのグループに対し各々概念名を付ける作業を行ったが、先行研究において見られなかったグループに関しては、分析者が独自に命名を行った。

3. 分析結果

東京都26市5町8村23区におけるスポーツ関連計画の策定状況について、まとめた結果を表1に示した。全体として、スポーツ関連計画が策定されている、または策定中の市町村区の数、計画が策定されていない市町村区を上回る結果となった。町や村においては、計画が策定されていないケースが目立ち、市や区は計画が策定されている、または策定中である傾向が強かった。

表1 スポーツ関連計画の策定状況（2015.3.1現在）

| 市町村区 | 計画策定状況 | | |
|----------|--------|-----|----|
| | あり | 策定中 | なし |
| 市 (n=26) | 11 | 7 | 8 |
| 町 (n=5) | 1 | 0 | 4 |
| 村 (n=8) | 0 | 0 | 8 |
| 区 (n=23) | 11 | 3 | 9 |
| 計 (n=62) | 23 | 10 | 29 |

(1) 八王子市の事例

スポーツ基本計画策定以前に八王子市において策定された「八王子市スポーツ振興計画」、(2004.3)およびスポーツ基本計画策定以後に策定された「八王子市スポーツ推進計画」(2014.3)における、スポーツ概念・意義に用いられているキーワードや文脈を、中西（2012）を参考にKJ法によって整理した結果を表2に示した。

八王子市スポーツ振興計画（以下、振興計画）から抽出されたコードの数は28、一方王子市スポーツ推進計画（以下、推進計画）から抽出されたコードの数は62であり、スポーツの価値を構成するコードの数が全体的として倍以上に増えていることが確認された。また、スポーツの価値体系においては、目的価値においてコードの数に若干の減少がみられたものの、それ以外の全て（手段的価値、教育的価値、社会・生活向上価値、経済的価値、国際的価値、鑑賞的価値）においてコード数の増加が見られた。以下、各スポーツの価値体系ごとに結果を述べる。

「手段的価値」においては、振興計画と推進計画を比較した場合、「4. 身体的効果」、「5. 精神

表2 八王子市のスポーツ政策から抽出された「スポーツの価値」の体系化（スポーツ振興計画とスポーツ推進計画の比較）

| | スポーツの 価値体系 | 度数① (pre) | 度数① (post) | 度数② (pre) | 度数② (post) | 度数③ (pre) | 度数③ (post) |
|---------------------------------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| 1. 人間の本源的な欲求の充足 | 目的的価値 | 1 | 0 | 11 | 8 | 11 | 8 |
| 2. 欲求充足に伴う爽快感・達成感・充実感, 楽しさや喜びの体得 | | 10 | 8 | | | | |
| 3. 規範意識と責任感の獲得 | | 0 | 0 | | | | |
| 4. 身体的効果(健康・体力の保持増進など) | 手段的価値 | 5 | 12 | 6 | 18 | 17 | 54 |
| 5. 精神的効果(ストレス解消, 心身の健全な発達など) | | 1 | 5 | | | | |
| 6. コミュニケーション能力の育成 | | 0 | 1 | | | | |
| 1. 豊かな人間性の醸成 | 教育的価値 | 1 | 0 | 2 | 6 | | |
| 2. 青少年の健全育成 | | 1 | 6 | | | | |
| 1. 生活の質的向上 | 社会・生活 向上価値 | 1 | 1 | 9 | 19 | | |
| 2. 地域づくりとコミュニティ意識の形成 | | 3 | 11 | | | | |
| 3. 活力ある健全な社会の形成 | | 1 | 1 | | | | |
| 4. 仲間等との交流 | | 4 | 6 | | | | |
| 1. 医療費等の節減 | 経済的価値 | 0 | 1 | 0 | 4 | | |
| 2. 雇用創出 | | 0 | 0 | | | | |
| 3. 産業等の発展 | | 0 | 2 | | | | |
| 4. 経済の活性化 | | 0 | 1 | | | | |
| 国際的な友好と親善, 国際的な相互理解, 平和への貢献など | 国際的価値 | 0 | 3 | 0 | 3 | | |
| 人間の可能性の極限を追求するアスリートの姿への感動(夢や希望, 勇気)など | 鑑賞的価値 | 0 | 4 | 0 | 4 | | |
| 合計 | | 28 | 62 | | | | |
| 内在的・本質的価値 | | | | | | | |
| 外在的・道具的価値 | | | | | | | |

注) pre: スポーツ振興計画 post: スポーツ推進計画

的効果」に関連するコードの数が大幅に増加していることが確認された。また、「6. コミュニケーション能力の育成」においては、振興計画の時点では0だったコード数が、推進計画の時点では1となっており、新たなキーワードが推進計画になって追加されたことが確認された。

「教育的価値」についてであるが、振興計画で見られた「1. 豊かな人間性の醸成」に関するコードは、推進計画においては確認されなかったものの、「2. 青少年の健全育成」に関連するコードは、推進計画において大幅な増加が見られた。

「社会・生活向上価値」においては、振興計画と推進計画を比べコード数の減少が見られたキー

ワードは存在せず、「2. 地域づくりとコミュニティ意識の形成」のコード数がとくに大きく増加していることが確認された。

「経済的価値」においては、振興計画の時点ではキーワード全てにおいて関連するコード数は0であったが、推進計画の時点では「1. 医療費等の削減」、「3. 産業等の発展」、「4. 経済の活性化」に関連するコードが確認された。

「国際的価値」、「鑑賞的価値」においても、「経済的価値」同様に、振興計画の時点では関連するコードが確認されなかったが、推進計画の時点では関連するコードが確認された。さらに、「国際的価値」、および「鑑賞的価値」においては、振

表3 府中市のスポーツ政策から抽出された「スポーツの価値」の体系化（スポーツ振興計画とスポーツ推進計画の比較）

| | スポーツの 価値体系 | 度数① (pre) | 度数① (post) | 度数② (pre) | 度数② (post) | 度数③ (pre) | 度数③ (post) |
|---------------------------------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| 1. 人間の本源的な欲求の充足 | 目的的価値 | 0 | 1 | 3 | 4 | 3 | 4 |
| 2. 欲求充足に伴う爽快感・達成感・充実感, 楽しさや喜びの体得 | | 3 | 3 | | | | |
| 3. 規範意識と責任感の獲得 | | 0 | 0 | | | | |
| 4. 身体的効果(健康・体力の保持増進など) | 手段的価値 | 3 | 12 | 4 | 16 | 18 | 26 |
| 5. 精神的効果(ストレス解消, 心身の健全な発達など) | | 1 | 3 | | | | |
| 6. コミュニケーション能力の育成 | | 0 | 1 | | | | |
| 1. 豊かな人間性の醸成 | 教育的価値 | 0 | 0 | 1 | 1 | | |
| 2. 青少年の健全育成 | | 1 | 1 | | | | |
| 1. 生活の質的向上 | 社会・生活 向上価値 | 0 | 0 | 6 | 8 | | |
| 2. 地域づくりとコミュニティ意識の形成 | | 2 | 2 | | | | |
| 3. 活力ある健全な社会の形成 | | 2 | 3 | | | | |
| 4. 仲間等との交流 | | 2 | 3 | | | | |
| 1. 医療費等の節減 | 経済的価値 | 0 | 0 | 3 | 0 | | |
| 2. 雇用創出 | | 0 | 0 | | | | |
| 3. 産業等の発展 | | 1 | 0 | | | | |
| 4. 経済の活性化 | | 2 | 0 | | | | |
| 国際的な友好と親善, 国際的な相互理解, 平和への貢献など | 国際的価値 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 人間の可能性の極限を追求するアスリートの姿への感動(夢や希望, 勇気)など | 鑑賞的価値 | 4 | 1 | 4 | 1 | | |
| 合計 | | 21 | 30 | | | | |
| 内在的・本質的価値 | | | | | | | |
| 外在的・道具的価値 | | | | | | | |

注) pre: スポーツ振興計画 post: スポーツ推進計画

興計画では関連するコードが各々1つも見られなかったが、推進計画においては関連するコードが複数見られた。

最後に、ここまでみてきた6つの価値体系を「内在的・本質的価値」および「外在的・道具的価値」という括りで、振興計画と推進計画を比べてみた場合、推進計画において、「外在的・道具的価値」のコード数が大幅に増加していることが確認された。

(2) 府中市の事例

八王子市に続き、スポーツ基本計画策定以前に府中市において策定された「府中市スポーツ振興

計画」(2006. 3) およびスポーツ基本計画策定以後に策定された「府中市スポーツ推進計画」(2014. 3) におけるスポーツ概念・意義に用いられているキーワード・文脈をKJ法によって整理した結果を表3に示した。

府中市スポーツ振興計画(以下、振興計画)から抽出されたコードの数は21、一方で府中市スポーツ推進計画(以下、推進計画)から抽出されたコードの数は30であり、全体的なコード数は八王子ほどではないものの増加傾向であった。また、スポーツの価値体系においては、「目的的価値」、「手段的価値」、「社会・生活向上価値」においては構成するコード数の増加が見られたものの、「経

済的価値」,「鑑賞的価値」においてはコード数が減少が見られた。以下,各スポーツの価値体系ごとに結果を述べる。

「目的価値」においては,振興計画と推進計画を比較した場合,「2.欲求充足に伴う爽快感・達成感・充実感,楽しさや喜びの体得」,「3.規範意識と責任感の獲得」のコード数は変化しなかったが,「1.人間の本源的な欲求の充足」は推進計画になり,初めて関連するコードが確認された。

「手段的価値」においては,振興計画と推進計画を比較した場合,この概念を構成するキーワードに関連するコード数が増加しており,とくに「4.身体的効果」に関連するコードの数が大幅に増加していることが確認された。また,「6.コミュニケーション能力の育成」においては,振興計画の時点では0だったコード数が,推進計画の時点では1となっており,八王子市同様,新たなキーワードが推進計画になって追加されたことが確認された。

「教育的価値」についてであるが,振興計画,推進計画ともに,キーワードに関連するコード数の変化は見られなかった。

「社会・生活向上価値」においては,振興計画と推進計画を比べた場合,「1.生活の質向上」,「2.地域づくりとコミュニティ意識の形成」のコード数には変化が見られなかったものの,「3.活力のある健全な社会の形成」,「4.仲間との交流」に関連するコードが共に増加していることが確認された。

「経済的価値」においては,振興計画の時点では「3.産業等の発展」,「4.経済の活性」に関連するコードが確認されたものの,推進計画においては見られなかった。また,推進計画においては,キーワード全てにおいて関連するコード数は0であり,八王子市とは異なる結果となった。

「国際的価値」においては,振興計画,推進計画ともに関連するコードが1つも見られなかった。一方,「鑑賞的価値」においては,振興計画,推進計画ともに関連するコードは確認されたが,推進計画において,振興計画に比べコード数の減少が確認された。

最後に,「内在的・本質的価値」および「外在的・道具的価値」という括りで,振興計画と推進計画を比べてみた場合,推進計画において,両者のコード数が共に増加していることが確認された。

(3) 青梅市の事例

八王子市,府中市に続き,スポーツ基本計画策定以前に青梅市において策定された「青梅市スポーツ振興計画」(2005.3)およびスポーツ基本計画策定以後に策定された「青梅市スポーツ推進計画」(2014.3)におけるスポーツ概念・意義に用いられているキーワードや文脈をKJ法によって整理した結果を表4に示した。

青梅市スポーツ振興計画(以下,振興計画)から抽出されたコードの数は48,一方で青梅市スポーツ推進計画(以下,推進計画)から抽出されたコードの数は78であり,全体的なコードの数は八王子,府中と同様に増加傾向であることが確認された。また,スポーツの価値体系においては,「教育的価値」においてコードの数に若干の減少がみられたものの,「目的価値」,「手段的価値」,「社会・生活向上価値」,「経済的価値」においてはコード数の増加が見られた。以下,各スポーツの価値体系ごとに,結果を述べる。

「目的価値」においては,「1.人間の本源的な欲求の充足」において,ややコード数の減少が見られたが,キーワードを構成するコードが0になったものはなかった。また,「2.欲求充足に伴う爽快感・達成感・充実感,楽しさや喜びの体得」のコード数は倍以上に増え,振興計画では見られなかった「3.規範意識と責任感の獲得」に関連するコードが推進計画においては確認される結果となった。

「手段的価値」においては,「5.精神的効果」,「6.コミュニケーション能力の育成」に関連するコードの数が振興計画と推進計画で変化はなかったものの,「4.身体的効果」においては大幅に増加した。

「教育的価値」についてであるが,「1.豊かな人間性の醸成」,「2.青少年の健全育成」に関しては,推進計画では振興計画に比べコード数は減少したものの,キーワードに関連するコードが

表4 青梅市のスポーツ政策から抽出された「スポーツの価値」の体系化（スポーツ振興計画とスポーツ推進計画の比較）

| | スポーツの 価値体系 | 度数① (pre) | 度数① (post) | 度数② (pre) | 度数② (post) | 度数③ (pre) | 度数③ (post) |
|---------------------------------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| 1. 人間の本源的な欲求の充足 | 目的的価値 | 2 | 1 | 6 | 13 | 6 | 13 |
| 2. 欲求充足に伴う爽快感・達成感・充実感, 楽しさや喜びの体得 | | 4 | 10 | | | | |
| 3. 規範意識と責任感の獲得 | | 0 | 2 | | | | |
| 4. 身体的効果(健康・体力の保持増進など) | 手段的価値 | 12 | 22 | 21 | 31 | 42 | 65 |
| 5. 精神的効果(ストレス解消, 心身の健全な発達など) | | 8 | 8 | | | | |
| 6. コミュニケーション能力の育成 | | 1 | 1 | | | | |
| 1. 豊かな人間性の醸成 | 教育的価値 | 2 | 1 | 7 | 3 | | |
| 2. 青少年の健全育成 | | 5 | 2 | | | | |
| 1. 生活の質的向上 | 社会・生活 向上価値 | 2 | 5 | 13 | 26 | | |
| 2. 地域づくりとコミュニティ意識の形成 | | 6 | 3 | | | | |
| 3. 活力ある健全な社会の形成 | | 5 | 6 | | | | |
| 4. 仲間等との交流 | | 0 | 12 | | | | |
| 1. 医療費等の節減 | 経済的価値 | 1 | 0 | 1 | 5 | | |
| 2. 雇用創出 | | 0 | 1 | | | | |
| 3. 産業等の発展 | | 0 | 2 | | | | |
| 4. 経済の活性 | | 0 | 2 | | | | |
| 国際的な友好と親善, 国際的な相互理解, 平和への貢献など | 国際的価値 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 人間の可能性の極限を追求するアスリートの姿への感動(夢や希望, 勇気)など | 鑑賞的価値 | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| 合計 | | 48 | 78 | | | | |
| 内在的・本質的価値 | | | | | | | |
| 外在的・道具的価値 | | | | | | | |

注) pre: スポーツ振興計画 post: スポーツ推進計画

0になることはなかった。

「社会・生活向上価値」においては、「2. 地域づくりとコミュニティ意識の形成」のコード数は推進計画になって多少減少したものの、「1. 生活の質向上」, 「3. 活力のある健全な社会の形成」, 「4. 仲間との交流」のコード数は増加し, とくに「4. 仲間との交流」は推進計画になって初めてキーワードに関連するコードが確認された。

「経済的価値」においては, 振興計画の時点では「1. 医療費等の削減」を除いて, キーワード全てにおいて関連するコード数は0であったが, 推進計画の時点では, 「2. 雇用創出」, 「3. 産業等の発展」, 「4. 経済の活性」に関連するコー

ドが確認された。一方で, 「1. 医療費等の削減」に関連するコードは失われた。

「国際的価値」, 「鑑賞的価値」においては, 振興計画, 推進計画のいずれにおいても, 関連するコードは確認されなかった。

最後に, 内在的・本質的価値および, 外在的・道具的価値という括りで, 振興計画と推進計画を比べてみた場合, 府中市同様, 推進計画において両者のコード数が共に増加していることが確認された。

(4) 全体的分析

表5は, 表2～4において各スポーツの価値体

表5 八王子市・府中市・青梅市のスポーツ政策から抽出された「スポーツの価値」の体系化（スポーツ振興計画とスポーツ推進計画の比較）

| | スポーツの価値体系 | 度数① (pre) | 度数① (post) | 度数② (pre) | 度数② (post) | 度数③ (pre) | 度数③ (post) |
|---------------------------------------|-----------|--------------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| 1. 人間の本源的な欲求の充足 | 目的的価値 | 3 | 2 | 20 | 25 | 20 | 25 |
| 2. 欲求充足に伴う爽快感・達成感・充実感, 楽しさや喜びの体得 | | 17 | 21 | | | | |
| 3. 規範意識と責任感の獲得 | | 0 | 2 | | | | |
| 4. 身体的効果(健康・体力の保持増進など) | 手段的価値 | 20 | 46 | 31 | 65 | 77 | 145 |
| 5. 精神的効果(ストレス解消, 心身の健全な発達など) | | 10 | 16 | | | | |
| 6. コミュニケーション能力の育成 | | 1 | 3 | | | | |
| 1. 豊かな人間性の醸成 | 教育的価値 | 3 | 1 | 10 | 10 | | |
| 2. 青少年の健全育成 | | 7 | 9 | | | | |
| 1. 生活の質的向上 | 社会・生活向上価値 | 3 | 6 | 28 | 53 | | |
| 2. 地域づくりとコミュニティ意識の形成 | | 11 | 16 | | | | |
| 3. 活力ある健全な社会の形成 | | 8 | 10 | | | | |
| 4. 仲間等との交流 | | 6 | 21 | | | | |
| 1. 医療費等の節減 | 経済的価値 | 1 | 1 | 4 | 9 | | |
| 2. 雇用創出 | | 0 | 1 | | | | |
| 3. 産業等の発展 | | 1 | 4 | | | | |
| 4. 経済の活性化 | | 2 | 3 | | | | |
| 国際的な友好と親善, 国際的な相互理解, 平和への貢献など | 国際的価値 | 0 | 3 | 0 | 3 | | |
| 人間の可能性の極限を追求するアスリートの姿への感動(夢や希望, 勇気)など | 鑑賞的価値 | 4 | 5 | 4 | 5 | | |
| 合計 | | 97 | 170 | | | | |
| 内在的・本質的価値 | | | | | | | |
| 外在的・道具的価値 | | | | | | | |

注) pre: スポーツ振興計画 post: スポーツ推進計画

系およびそれらを構成する要素のコード数を合計し、整理したものである。全体を概観すると、振興計画から推進計画へ移行するなかで、コード数が大幅に増加していることが確認できる^{注2)}。また、スポーツの価値体系ごとに変化を見ていくと、振興計画と推進計画を比べた場合、振興計画のコード数が多いという価値体系はみられず、全体的にコード数は大幅に増加している。また、「国際的価値」は振興計画では関連するコードが1つもみられなかったが、推進計画ではコードが複数確認された。

スポーツの価値体系を構成する要素ごとに結果を見ていくと、推進計画の方が、全体的にコード

数が多いのに加え、振興計画の時点ではコード数が0であったキーワードに関しては、推進計画の時点では全て関連するコードが確認された。

最後に、「内在的・本質的価値」および「外在的・道具的価値」という括りで、振興計画と推進計画を比べてみた場合、推進計画において両者のコード数がともに増加しており、とくに「外在的・道具的価値」を構成するコードが大幅に増加していることが確認された。

表6は、都道府県および政令指定都市のスポーツ関連計画を分析した中西(2012)の分析結果の一部であるが、参考までにその分析結果と表5の結果を照らし合わせてみると、いずれもスポーツ

表6 地方公共団体のスポーツ政策から抽出された「スポーツの価値」の体系化（中西，2012）

| | スポーツの 価値体系 | 度数① (pre) | 度数② (pre) | 度数③ (pre) | | | |
|---------------------------------------|---------------|--------------|--------------|--------------|-----|-----|-----|
| 1. 人間の本源的な欲求の充足 | 目的的価値 | 18 | 135 | 135 | | | |
| 2. 欲求充足に伴う爽快感・達成感・充実感, 楽しさや喜びの体得 | | 90 | | | | | |
| 3. 規範意識と責任感の獲得 | | 27 | | | | | |
| 4. 身体的効果（健康・体力の保持増進など） | 手段的価値 | 109 | 166 | 371 | | | |
| 5. 精神的効果（ストレス解消, 心身の健全な発達など） | | 43 | | | | | |
| 6. コミュニケーション能力の育成 | | 14 | | | | | |
| 1. 豊かな人間性の醸成 | 教育的価値 | 25 | 46 | | 371 | | |
| 2. 青少年の健全育成 | | 21 | | | | | |
| 1. 生活の質的向上 | 社会・生活 向上価値 | 23 | 113 | | | 371 | |
| 2. 地域づくりとコミュニティ意識の形成 | | 61 | | | | | |
| 3. 活力ある健全な社会の形成 | | 29 | | | | | |
| 1. 医療費等の節減 | 経済的価値 | 7 | 17 | | | | 371 |
| 2. 雇用創出 | | 3 | | | | | |
| 3. 産業等の発展 | | 2 | | | | | |
| 4. 経済の活性 | | 5 | | | | | |
| 国際的な友好と親善, 国際的な相互理解, 平和への貢献など | 国際的価値 | 20 | 20 | | | | |
| 人間の可能性の極限を追求するアスリートの姿への感動（夢や希望, 勇気）など | 鑑賞的価値 | 9 | 9 | | | | |
| 合 計 | | 97 | | | | | |
| 内在的・本質的価値 | | | | | | | |
| 外在的・道具的価値 | | | | | | | |

注）中西（2012）に一部加筆

が高い割合で道具的・手段的に活用されており、基礎自治体の場合も「外在的・道具的価値」への偏重傾向がみてとれた。

4. 考察及びまとめ

スポーツ基本計画では、これまでのスポーツ政策においてあまり取り上げられることのなかったスポーツの価値が数多く提示されている。例えば、スポーツ基本計画の内容を大きく方向づけたスポーツ立国戦略において標榜された「新しい公共」という考え方は、これまででも指摘されてきたスポーツの社会的価値の幅をさらに広げる役割を果たしているし、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を見すえた国際貢献・交流の推進、

競技団体の不祥事などを背景としたスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上なども、今後のスポーツのあり方に大きなインパクトを与えるものとなっている。その意味で、今回の分析結果からも、国の計画（基本方針）が示されたあとの基礎自治体のスポーツ関連計画には、そこでのスポーツの意義や価値の捉え方という面での影響が強く及んでいるとみることができよう。すなわち、政策面におけるスポーツの価値の普及・伝播にあたっては、それが準拠する上位計画のスポーツ価値が多大な影響を及ぼしている可能性を指摘することができる。スポーツ基本計画後の基礎自治体のスポーツ関連計画の方が、全体的にコード数は増加傾向にあることから（とくに出現数0の価値

体系項目が、1以上になっているものが多くみられる) こうした傾向をみることができる。

また、本調査研究では、人口規模別に3つの基礎自治体を取り上げたが、規模の違いによる明確な特徴を見いだすことはできなかった。この点、今後詳しい検証を行う必要があるだろう。

最後に、本調査の限界についてもふれておかなければならない。今回の調査は、1,700を超える基礎自治体のすべてを網羅したものではなく、分析上の条件に適ったごくわずかな事例を対象とした、いわば仮説生成的な調査研究である。当然のことながら、今後、量的な調査を行い、検証を進める必要があるといわねばならない。

〈注〉

- 1) ここで2013年8月以降を条件として加えた理由は、2012年3月に策定されたスポーツ基本計画が各自治体等の計画に反映されるには、(計画の策定期間から考えて)少なくとも1年以上の時間が必要であると考えられるためである。
- 2) 今回、分析対象とした基礎自治体の振興計画

及び推進計画における該当ページ数については(それぞれ書式等が異なるため断定はできないものの)、いずれもとくに大きな量的変化(増加)はみられなかった。すなわち、記述量としてはさほどの変化はみられなかったにもかかわらず、記述内容が質的に変容した(多様化した)ことが推測される。

参考文献及びURL

- 中西純司(2012)「文化としてのスポーツ」の価値。人間福祉学研究 5(1):7-24。
- 川喜田二郎(1967)発想法:創造性開発のために。中央公論新社。
- 青梅市教育委員会(2005)青梅市スポーツ振興計画。
- 八王子市ホームページ(<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>) (アクセス日2015年2月28日)。
- 府中市ホームページ(<http://www.city.fuchu.tokyo.jp/>) (アクセス日2015年2月28日)。
- 青梅市ホームページ(<http://www.city.ome.tokyo.jp/>) (アクセス日2015年2月28日)。

4-1 学校教育分野におけるスポーツの価値・価値意識

藤田 雅文¹⁾

1. はじめに

日本における現在の学校体育は、体育授業を中核として、体育的行事、クラブ活動、運動部活動、業間の運動遊びで構成される。

体育授業は、保健と体づくり運動を除いて、各種のスポーツを教材として展開されている。運動会・体育祭は、短距離走・リレー、ダンスなど、スポーツ種目を中心として開催されており、球技大会は、クラス対抗スポーツ大会として開催されている。さらに、小学校の体育的クラブ活動は、学校内に活動が限定されたスポーツクラブであり、中学校・高等学校の運動部活動のほとんどは、競技スポーツクラブとして活動している。

以上のような現況を踏まえて、本論では、体育・運動≒スポーツとして論を進める。また、価値とは「物がもっている、何らかの目的実現に役立つ性質や程度。」¹⁾と措定し、スポーツを手段とする学校体育の目的・目標をスポーツの価値として論を進める。

2. レポートのスポーツ教材の評価

アメリカの南カリフォルニア大学のレポート(1947)²⁾は、教材としてのスポーツの評価の観点を以下の5項目に限定し、全米の学校体育指導者を対象として、教材別に各項目の目的達成の貢献度を10段階で評価させている。その結果、高等学校の体育の教材として評価の高かったスポーツは、「水球と飛び込み」「アメリカンフットボール」「サッカー」「バスケットボール」「プレイグランドボール」^{注1)}であったことを報告している。

- ①身体的 Physical
- ②社会的 Social
- ③個人的、心理的 Individual, Psychological
- ④安全 Safety

⑤レクリエーションル Recreational

3. 文部省のスポーツ教材の評価

文部省(1951)³⁾は、レポートにならって、「中学校・高等学校学習指導要領保健体育科体育編(試案)」の中で教材評価表を掲載している。その観点は、以下の5項目であり、中学校・高等学校の生徒が10段階で評価した結果、男子では「バスケットボール」「水泳」「サッカー」「ラグビー」「スキー」の評価が高く、女子では「水泳」「バスケットボール」「バレーボール」「ダンス」「スキー」の評価が高かったことを報告している。

- ①身体的
- ②知的・情緒的
- ③社会的
- ④安全
- ⑤レクリエーション的

4. 野口のスポーツ教材の目標

野口ら(1985)⁴⁾は、レポートの5つの観点到依拠して、高等学校2年生男子生徒によるバレーボールと持久走の教材評価の結果を報告している。以下は、その際に作成された調査票の項目を観点別に並べ替えた表である。「情緒的」の項目を除いて、戦後日本の体育の草創期におけるスポーツの価値の具体的な内容として注目される。

表1 スポーツ教材の目標

| | |
|-------------------|---------------|
| 身体的 | 身体の動きを機敏にする |
| | 心身の発達に役に立つ |
| | たくましい体をつくる |
| | 姿勢がよくなるようにする |
| 個人的 精神的 心理的 | 人を明朗にする |
| | 人間性を豊かにする |
| | よい性格をつくる |
| | 精神をきたえてくれる |
| | 情緒を安定させる |
| | 根性を養う |
| 社会的 | 技能がうまくなるようにする |
| | 友人関係を育てる |

1) 鳴門教育大学

| | |
|-----|----------------|
| 社会的 | 人づきあいをよくする |
| | 公正な態度を養う |
| レクの | 気分転換になる |
| | 生活を楽しくする |
| 安全 | 危険から身を守るのに役に立つ |
| 情緒的 | おもしろい |
| | 好きである |
| | きらいである |
| | つまらない |

5. 現行の学習指導要領の体育科の目標

以下は、小学校第5学年及び第6学年の体育科の目標⁵⁾である。

- (1) 活動を工夫して各種の運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにするとともに、その特性に応じた基本的な技能を身に付け、体力を高める。
- (2) 協力、公正などの態度を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を育てる。
- (3) 心の健康、けがの防止及び病気の予防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。

上掲の文章から読み解けるスポーツの価値は、「体力を高める」「健康を増進する」「安全能力を高める」「協力、公正などの態度を育てる」である。

中学校の体育分野第3学年の目標⁶⁾は、以下の通りである。

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わうとともに、知識や技能を高め、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにする。
- (2) 運動を適切に行うことによって、自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育て、心身の調和的発達を図る。
- (3) 運動における競争や協同の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画するなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を育てる。

上掲した文章から読み解けるスポーツの価値は、「体力の向上」「心身の調和的発達」「公正、協力、

責任、参画などの意欲を育てる」「健康・安全の確保」である。

高等学校の体育の目標⁷⁾は、以下の通りである。

運動の合理的、計画的な実践を通して、知識を深めるとともに技能を高め、運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるようにし、自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育て、公正、協力、責任、参画などに対する意欲を高め、健康・安全を確保して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。

上掲した文章から読み解けるスポーツの価値は、「体力の向上」「公正、協力、責任、参画などの意欲を高める」「健康・安全の確保」である。

また、小学校・中学校・高等学校の各種の運動の内容には、「課題解決能力の育成」も強調されており、小学校の解説書⁸⁾には、「コミュニケーション能力の育成」「論理的思考力の育成」にも資すると記されている。

上述した現行の学習指導要領の体育科の目標から解釈できるスポーツの価値は、以下のようにとめることができる。

- ①体力を向上させる
- ②健康を増進させる
- ③心身の調和的発達を促す
- ④安全能力を高める
- ⑤公正、協力、責任、参画などの意欲を育てる
- ⑥課題解決能力を育成する
- ⑦コミュニケーション能力を育成する
- ⑧論理的思考力を育成する

6. 現行の学習指導要領の特別活動の目標

小学校・中学校・高等学校の健康安全・体育的行事、及び小学校のクラブ活動の目標は、以下の通りである^{9) 10) 11)}。

【小・中・高等学校：健康安全・体育的行事】

心身の健全な発達や健康の保持増進などについての関心を高め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵（かん）養、体力の向上などに資するような活動を行うこと。

【小学校：クラブ活動】

クラブ活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

現行の学習指導要領の特別活動（健康安全・体育的行事、クラブ活動）の目標から読み解けるスポーツの価値は、以下のようにまとめることができる。

- ①心身の健全な発達を促す
- ②健康を保持増進させる
- ③体力を向上させる
- ④安全な行動がとれるようになる
- ⑤規律ある集団行動がとれるようになる
- ⑥責任感や連帯感を育てる
- ⑦望ましい人間関係が形成できる
- ⑧協力・参画する自主的、実践的な態度を育てる

7. 運動部活動の価値

中澤（2011）¹²⁾は、高田通（文部省体育官）と大谷武一（東京体育専門学校校長）の座談会での発言を根拠にして、「終戦直後、戦前の軍国主義を否定する形で『新体育』が目指され、自由と自治を基本とするスポーツが価値づけられた。新体育とは、デューイの子ども中心主義的な新教育の系譜に位置付け、画一的な体操ではなく自発的なスポーツを重視した子ども中心の体育である。この終戦直後の新体育の思潮の中で、とりわけ生徒が自由にスポーツ種目を選び、自治的に活動する運動部活動は、民主主義的な人間形成の手段として高く価値づけられた。」と述べている。

戦後から現在までの文部省の運動部活動に関する通達文には、以下のような教育的意義が明記されている。

- 中学校・高等学校における運動部の指導について（昭和32年5月16日文中初第257号）
- 運動部の指導は、学校教育の一部として、生徒の正常な身体的発達を図るとともに責任、協力、寛容、明朗などの望ましい態度、習慣の育成を目ざして行われるべきものである（後略）。

- 中学校・高等学校における運動クラブの指導について（昭和43年11月8日文体体第223号）

中学校、高等学校における運動クラブは、各種の練習を通じて生徒の自発的な活動を助長し、心身の健全な発達を促し、進んで規律を守り、たがいに協力して責任を果たすなどの社会生活を営むに必要な態度を養うよい機会であります（後略）。

- 適正な教育活動の推進について

（平成2年10月24日教指第450号）

学校における部活動は、児童生徒の体力の向上や個性の伸長、自主性、責任感、協調性等の望ましい生活態度の育成を目指すものであり（後略）。

現行の中学校と高等学校の学習指導要領の総則^{13) 14)}には、運動部活動の教育的意義について以下のように明記されている。

- 中学校学習指導要領 第1章 総則
第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
○高等学校学習指導要領 第1章 総則
第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項
5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項
(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること（後略）。

上掲した文献等の内容から読み解ける運動部活動におけるスポーツの価値は、以下のようにまとめることができる。

- ①民主主義的な人間形成を促す
- ②正常な身体的発達を図る
- ③心身の健全な発達を促す
- ④体力を向上させる
- ⑤責任、協力、寛容、明朗などの望ましい態度、習慣を育成する
- ⑥規律を守り、協力して責任を果たすなどの社会生活に必要な態度を養う
- ⑦自主性、責任感、協調性等の望ましい生活態度を育成する
- ⑧学習意欲を向上させる
- ⑨責任感、連帯感を涵養する

8. ま と め

戦後から現在までの学校教育におけるスポーツの価値（スポーツを手段とする教育目標）は、身体、能力、態度、情意、社会、思想の観点で以下のように整理できる。

表2 学校教育におけるスポーツの価値

| | |
|----|--------------------|
| 身体 | 身体の健全な発達を促す |
| | 体力を向上させる |
| | 健康を保持増進させる |
| | 姿勢をよくする |
| 能力 | 安全能力を高める |
| | 課題解決能力を育成する |
| | コミュニケーション能力を育成する |
| | 論理的思考力を育成する |
| 態度 | 精神の忍耐力を育成する |
| | 自己の責任を果たす態度を育成する |
| | 仲間と互いに協力する態度を育成する |
| | 規律を守る態度を育成する |
| | 物事を公正に判断する態度を育成する |
| | 他者に対して寛容な態度を育成する |
| 情意 | 物事に自主的に取り組む態度を育成する |
| | 明朗な性格を育成する |
| | 情緒を安定させる |
| | 仲間との連帯感を育む |
| 社会 | 学習意欲を向上させる |
| | 良好な人間関係を形成させる |
| 思想 | 生活を楽しくする |
| | 民主主義的な人間形成を促す |

〈注〉

注1) 現在のソフトボールの原型である野球に似た簡易球技(考案：E. B. テクルートら、1900年代初頭)

引用文献

- 1) 松村明, 三省堂編修所, 大辞林 第3版, 三省堂, 2006, p.484
- 2) WM. Ralph LaPorte : The physical education curriculum. (A National Program), Fourth Ed, The University of South California Press, Los Angeles, 1947
- 3) 文部省, 中学校・高等学校学習指導要領保健体育科体育編(試案), 1951, pp.226-239.
- 4) 野口義之・矢部俊政・小松工業高校体育科, 「高等学校生徒の教材評価－バレーボールと持久走－」, 学校体育, 38(1), 日本体育社, 1985, pp.139-143
- 5) 文部科学省, 小学校学習指導要領, 東京書籍, 2008, p.97
- 6) 文部科学省, 中学校学習指導要領, 東山書房, 2008, p.89
- 7) 文部科学省, 高等学校学習指導要領, 東山書房, 2009, p.90
- 8) 文部科学省, 小学校学習指導要領解説体育編, 東洋館出版社, 2008, p.3
- 9) 上掲書5), pp.113-114
- 10) 上掲書6), p.120
- 11) 上掲書7), p.90
- 12) 中澤篤史, 学校運動部活動の戦後史(下)－議論の変遷および実態・政策・議論の関係－, 一橋社会科学, 3, p.48, 2011
- 13) 上掲書6), p.19
- 14) 上掲書7), p.23

4-2 学校体育における「みる」「支える」に関する内容分析

望月 拓実¹⁾

1. 研究背景及び目的

スポーツ基本法（2011）が制定されて以来、我が国ではスポーツ基本計画（2012）が策定され、公益財団法人日本体育協会においても「スポーツ宣言日本」（2011）が採択された。「スポーツ宣言日本」では、21世紀における新たなスポーツの理念、価値や目的が唱道されている。これまで、こうしたスポーツの価値については、多様なスポーツ科学領域において数多くの実証研究が行われてきた（多々納ほか1986、山下ほか1990、浅沼ほか1992）。しかし、従来の研究は、対象が体育専攻学生や代表選手など、一部の競技者、「するスポーツ」に限定されたものであり、スポーツ立国戦略（2010）で掲げられた「する」「みる」「支える」といった多様なスポーツへの関わり方を実現するためには、「するスポーツ」に限定したスポーツの価値の捉え方だけでは、十分とは言えない。

国民が等しくスポーツを享受できる場として、学校体育が挙げられる。スポーツの価値の研究は多く行われているものの、すべての児童生徒が、確実にスポーツに触れる学校体育を対象領域として研究した事例は少ない。学校体育において「みる」「支える」を育む教育が行われているのであれば、その後における日本国民のスポーツライフに大きな影響を与えるであろう。しかし、学校体育において「みる」「支える」について育む教育が行われていない場合は、スポーツに対する多様なかわり方を知らないまま終わってしまう可能性も高い。よって、本研究では、学校体育における「みる」「支える」というスポーツとの関わり方が、学習指導要領等にどのように取り扱われ、記述されているかを明らかにする。

2. 研究方法および分析方法

本研究では、小学校・中学校・高等学校の体育

における学習指導要領及び学習指導要領解説の中で、「みる」「支える」という関わり方がどのように記述されているかを、学校種別ごとに整理し、分析する。そして、「みる」「支える」について言及している箇所と言及していない箇所を明らかにする。分析方法としては、平成20年に発行された学習指導要領及び学習指導要領解説書の文章で「みる」「支える」に該当する言葉が用いられているかどうかをKHcoderによる単語検索を用いて分析する。学習指導要領は、学校教育全体からみた「みる」「支える」を分析するために、体育を含む全科目を分析対象とした。そして、学習指導要領解説においては、体育のみを分析対象とした。さらに、学習指導要領と学習指導要領解説の分析から明らかとなった「みる」「支える」と、実際の授業評価基準と授業プログラムを比較し、学校体育における「みる」「支える」がどのように取り扱われ、記述されているかを明らかにする。なお、「みる」「支える」に該当するか否かを判断する基準として、それぞれの言葉に該当すると考えられる類義語や関連語を、体育・スポーツ経営を専門とする教員2名と大学院生3名による議論の上で判定した。

3. 結 果

学習指導要領において、「みる」については「鑑賞」が多く用いられていることが分かった。しかし、「鑑賞」が用いられている科目は、美術や音楽が中心であり、体育では触れられていなかった。また、「見る」という言葉は、中学校における体育理論で用いられており、「する・みる・支える」について言及されていた。「支える」は、全科目を通じて高等学校から急激に増加しており、体育においては、体育理論の中で「支える」が言及されていた。増加の理由に関しては、必修科目以外の科目が多く登場した結果であり、体育における出現数に変化はみられなかった。「協力」に関しては、ほぼ全科目に共通して用いられており、体

1) 早稲田大学大学院

育では目標として言及されていた。

学習指導要領解説書における「みる」に関しては、中学校から「する・みる・支える」に言及していた。体育理論や目標で言及されており、学年

表1-1 学習指導要領(全科目)における「みる」「支える」の出現数

| | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|------|--------|--------|--------|
| みる | 7 | 4 | 5 |
| 見る | 1 | 4 (1) | 1 |
| 鑑賞 | 38 | 39 | 68 |
| 見せ合 | 0 | 0 | 0 |
| 観る | 0 | 0 | 1 |
| 見合う | 0 | 0 | 0 |
| みあう | 0 | 0 | 0 |
| 観あう | 0 | 0 | 0 |
| みあって | 0 | 0 | 0 |
| 見合って | 0 | 0 | 0 |
| 見た | 12 | 1 | 1 |
| みた | 0 | 0 | 2 |
| 観た | 0 | 0 | 0 |
| ささえる | 0 | 0 | 0 |
| 支える | 4 | 3 (1) | 32 (1) |
| 支えあ | 0 | 0 | 0 |
| 協同 | 3 | 2 | 7 |
| 協働 | 0 | 0 | 8 |
| 協力 | 32 (2) | 29 (2) | 40 (1) |
| 助け | 12 (6) | 1 | 1 |

() 内は体育における出現数

表1-2 「みる」「支える」の具体例(学習指導要領)

| | 体育理論 |
|---------|---|
| 見る, 支える | 運動やスポーツには、行うこと、 <u>見ること</u> 、 <u>支えること</u> などの多様なかわり方があること。 |
| | 目標 |
| 協力 | 運動における競争や協同の経験を通して、公正に取り組む、互いに <u>協力</u> する |

が上がるにつれて出現数も増加していることが明らかとなった。「見る」「見せ合う」に関しては、ダンス以外で用いられている場面はほとんど見られなかった。また、中学校においては、運動やスポーツを観戦する意味で「見る」が用いられていた。「鑑賞」については、小学校・中学校と言及されていないものの、高等学校におけるダンスとスポーツの運営のなかで用いられていた。

「支える」に関しては、中学校・高等学校ともに体育理論で「する・みる・支える」に言及していた。特に高等学校では「スポーツを支える様々な組織、職業、ボランティアが必要になること」と具体的な内容にも言及していた。また、「協力」「助け合う」については、ほぼすべての種目における態度で言及されていた。

表2-1 学習指導要領体育解説書(保健体育)における「みる」「支える」

| | 小学校解説 | 中学校解説 | 高等学校解説 |
|------|-------|-------|--------|
| みる | 0 | 3 | 12 |
| 見る | 0 | 6 | 6 |
| 鑑賞 | 0 | 0 | 2 |
| 見せ合 | 0 | 10 | 6 |
| 観る | 0 | 0 | 0 |
| 見合う | 0 | 2 | 0 |
| みあう | 0 | 0 | 0 |
| 観あう | 0 | 0 | 0 |
| みあって | 0 | 0 | 0 |
| 見合って | 0 | 2 | 0 |
| 見た | 0 | 5 | 0 |
| みた | 0 | 3 | 0 |
| 観た | 0 | 0 | 0 |
| ささえる | 0 | 0 | 0 |
| 支える | 5 | 6 | 21 |
| 支えあ | 0 | 0 | 0 |
| 協同 | 0 | 9 | 1 |
| 協働 | 0 | 0 | 0 |
| 協力 | 23 | 35 | 43 |
| 助け | 16 | 21 | 31 |

表2-2 「みる」「支える」の具体例（学習指導要領解説書 保健体育）

| | |
|----------|--|
| | 体育理論・目標 |
| みる, 支える | 運動やスポーツには, する, <u>みる</u> , <u>支える</u> などの多様なかかわり方があること |
| | ダンス |
| 見る, 見せ合う | 互いに動きを <u>見せ合う</u> , 記録した映像を <u>見る</u> などの運動観察 |
| | スポーツの企画・運営および管理 |
| 鑑賞 | トーナメント方式やリーグ方式などの試合の形式, <u>鑑賞</u> やワークショップなどの発表の形式を検討する |
| | 態度 |
| 協力, 助け合う | 課題を共有して互いに <u>助け合った</u> 協力, <u>助け合う</u> り教え合ったりすることに自主的に取り組もうとする |

4. 考 察 1

学習指導要領では、体育よりも美術や音楽など他の科目で「みる」に対する言及が多くなされていた。また、学習指導要領解説においては、ダンス以外で「みる」を言及している領域は少ない。これらのことから美術や音楽とダンスが共通する要素として、「芸術」や「表現」というキーワードが導かれる。学校体育においては、競技志向の強い科目よりも、演技や表現などの領域において「みる」に関わる学習内容が示されていることが明らかになった。本研究の結果では出てきていないものの、器械運動の領域において「よい演技を認め合おうとする」など、互いの動きを「みる」内容が記載されている。前述した演技や表現といった領域に当てはまる内容が確認できるが、体育における「みる」は一部でのみ取り扱われている実態が明らかとなった。

また、スポーツ立国戦略（2010）で示されている「みる」と照らしあわせた場合、学校体育における「みる」は、仲間の動きをみる中での学習であり、あくまで「見合う」関係にある。ゆえにトップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦といっ

た内容は触れられておらず、それぞれの「みる」に乖離がみられた。

「支える」については、両者ともに多くの種目で言及されており、スポーツ立国戦略（2010）が掲げる「支える」とほぼ同義の内容が記載されている部分もみられた。しかし、「みる」と同様に、実際の学習内容は仲間同士で「支え合う」関係であり、スポーツボランティアといった「支える」内容については言及されていない。学習指導要領において「する・みる・支える」について言及するのであれば、多様な関わり方を念頭に置いた上で学習内容に反映させる必要があるといえる。

5. 考 察 2

考察1では、学校体育における「みる」は、「ダンス」や「器械運動」など、演技や表現などの領域のみで言及されていることが明らかとなった。では、実際の授業の中で、「みる」がどのように取り扱われているのであろうか。学習指導要領において、「みる」が最も多く用いられている「ダンス」の授業プログラム及び授業評価尺度を概観する^{注1)}。

ダンス授業プログラムの実証研究においては、松本（1980）の研究を筆頭に、「踊る」「創る」「観る」という3要素から構成された研究が多く見られる。当然、本研究における「みる」は、「観る」に該当し、授業を構成する重要な要素であることがわかる。

創作ダンスにおける授業評価尺度の研究として、松本ら（1996）が挙げられる。松本ら（1996）は、授業を評価する質問項目として、「観る」に関連する6項目を設定している。また、授業研究として、中村ら（2001）は、生徒同士が創った作品を鑑賞しあう際の自己評価・相互評価に対する観点を検証している。

リズムダンスにおける授業評価尺度の研究として、中村ら（2007）は、「観る」として4項目を設定している。また、授業研究として、中村ら（2013）は、「バトル交流会」と称して、生徒が即興的に行った踊りを見せ合い、「意見交換」として、「どこのチームのどんな動きがよかったか」を述べあうプログラムを開発している。

表3 ダンス授業における「みる」の取り扱い

| 授業評価尺度としての「みる」 | |
|----------------|---|
| 創作ダンス | |
| 松本ら (1996) | 自分なりに動きや作品を評価できた 人の表現を見て自分の表現をなおせた 表現の良い点悪い点がわかった 他の作品のおもしろさがわかった いろいろな表現ができると思った 人の感じ方考え方がわかった |
| リズムダンス | |
| 中村ら (2007) | 友達の踊り、作品を見ることは面白いと 感じられた 友達の踊り、作品の表したいことが分か るようになった 友達の踊り、作品の良いところが発見で きるようになった 友達の踊り、作品を見ることは自分のた めになった |

二つのダンスにおける授業評価及び授業プログラ
ムを比較すると、共通して挙げられる要素とし
て、「他者を見て自分の動きを直す」と「動きの
良し悪しを判断する」「動きの面白さを理解する」
がある。

「動きの面白さ」に関しては、演技や表現など
の領域独特の概念ではあるものの、「他者を見て
自分の動きを直す」「動きの良し悪しを判断する」
は、他の領域にも応用できる要素と推察される。
例えば、陸上競技における短距離走であれば、他
者が走るフォームを見て動きの良し悪しを判断
し、悪いところは仲間へのアドバイスとして発言
する。良いところは自分の動きへ反映させる学習
内容などが想定される。しかし、スポーツ立国戦
略(2010)が掲げる「みる」と授業や評価基準で
用いられている「観る」を比較した場合、考察1
と同様に異なる内容であると推察される。

また、本研究で明らかとなった「見合う」は、
いわば内向きの閉鎖的な活動といえる。特別活動
の体育的行事などでは、「トップレベルの競技大
会」や「プロスポーツの観戦」をみる活動も行わ
れており、外向きの活動がみられる。特別活動な
どによる「みる」を活発にすると同時に、授業プ
ログラムにおいてもスポーツ立国戦略(2010)が
掲げる「みる」に沿った新しい内容が必要なので

表4 ダンス授業における「支える」の取り扱い

| 授業評価尺度としての「ささえる」 | |
|------------------|--|
| 創作ダンス | |
| 松本ら (1996) | 表現を認め合うことができた みんなで作品を作れた 友達と仲よく学習できた 教え合ったり助け合ったりできた 友達と気持ちを一つにして踊れた |
| リズムダンス | |
| 中村ら (2007) | グループ活動の中で友達の意見を大切に することができるようになった グループ活動の中で仲間と協力して活動 できるようになった グループ活動が楽しいと感じられた 授業に積極的、意欲的に取り組むことが できた 一生懸命に取り組むことの喜び、達成感 を感じることもできた 誰とでも仲良く学習することができた 友達との交流を深め、相手のことをよく 理解できるようになった |

はないか。

「支える」については、考察1から全ての運
動領域で用いられていることが明らかとなった。
よって、本研究では「みる」と同様に、ダンス授
業の授業評価尺度と授業プログラムを概観する。

創作ダンスの授業評価尺度において、松本ら
(1996)は「かかわる」として「支える」に関連
する6項目を設定している。一方、授業プログラ
ムとして「支える」に注目した研究は少なく、佐
藤ら(1997)が相互作用の効果を「関わり合う」
と捉えて分析した研究などであった。

リズムダンスにおける授業評価尺度の研究とし
て、中村ら(2007)は、「関わる」として「支える」
に関連する8項目を設定している。創作ダンスと
同様に、「支える」に注目した研究は少なく、グル
ープワークや3人組を作って創作させるなど、「支
える」との関係性は薄い内容が述べられている(望
月ほか, 2013; 中村ほか, 2013)。

二つのダンスにおける授業評価及び授業プログ
ラムを比較すると、共通して挙げられる要素とし
て、「教え合う・助け合うなどの協力活動」「グル
ープとして活動したことから得られる一体感」「他

者の意見を受け入れる」がある。いずれの要素も、演技や表現などの領域独特の概念ではなく、体育全般に使える要素であり、抽象度が高くなっている。また、授業プログラムとして、「支える」の具体例が乏しいことから、体育授業において「支える」はあまり言及されていないといえる。また、考察1で示した内容と同じく、「支え合う」を前提とした内容となっており、スポーツ立国戦略(2010)の掲げる「支える」とは異なる内容であると推察される。学習指導要領から実際の授業プログラムまで概観した上でも、「支える」に対する具体的な内容は明らかとならず、学校体育にスポーツ立国戦略(2010)が掲げる「支える」を反映させることは、現状では困難であると推察される。

「みる」と同様に「支える」についても、運動部活動におけるマネージャーなど授業プログラム以外で「支える」活動が行われている。運動部活動で行われている「支える」を、授業プログラムへ応用させ、より多くの生徒に「支える」というスポーツとの関わり方を学ぶ機会が必要と考えられる。

6. 結 論

本研究の目的は、学校体育における「みる」「支える」というスポーツとの関わり方が、学習指導要領等にどのように取り扱われ、記述されているかを明らかにすることであった。当該目的に対する結論は以下の3点である。

1. 学習指導要領における「みる」は、演技や表現などの運動領域のみで言及されており、「支える」は、ほとんどの運動領域で言及されている。しかし、スポーツ立国戦略(2010)が掲げる「みる」「支える」とは異なる「見合う」「支えあう」内容である可能性が示唆された。
2. ダンスの授業プログラムや授業評価尺度における「みる」は、「他者を見て自分の動きを直す」「動きの良し悪しを判断する」という要素から構成されており、「支える」は、「教えあう・助け合うなどの協力活動」「グループとして活動したことから得られる一体感」「他者の意見を受け入れる」という要素から

構成される。

3. 「みる」「支える」共に授業プログラムでは直接取り扱われておらず、特別活動や運動部活動で行われている。これらを活発にするとともに授業プログラムにおいても学習できる機会を作る必要がある。

注

- 1) 本研究では、定型の踊りを用いたフォークダンスは、他のダンスと比較して異質であり、「観る」という観点から分析するうえで不必要と捉え排除した。

参考文献

- 1) 文部科学省(2008)学習指導要領。
- 2) 文部科学省(2008)学習指導要領解説。
- 3) 文部科学省(2011)スポーツ基本法。
- 4) 文部科学省(2012)スポーツ基本計画。
- 5) 公益財団法人日本体育協会(2012)スポーツ宣言日本。
- 6) 多々納秀雄, 小谷寛二, 鬼塚幸一(1986)スポーツ活動の実態と意識に関する国際比較研究(2): 日本・韓国ジュニア代表選手の調査, 日本体育学会大会号(37A), p.123。
- 7) 山下立次, 徳永敏文, 三宅克彦, 桑原一良(1990)北欧のスポーツに関する研究: 若者における北欧人と日本人とのスポーツ観の比較について, 日本体育学会大会号(41A), p.96。
- 8) 浅沼道成(1992)体育専攻学生のスポーツ価値意識に関する国際比較研究: 日本・韓国・中国を対象に, *Artes liberales* 51, pp.185-200。
- 9) 文部科学省(2010)スポーツ立国戦略。
- 10) 松本千代栄編著(1980), *ダンス・表現学習指導全書*. 大修館書店: 東京, pp.3-14。
- 11) 松本富子, 高橋健夫, 長谷川悦示(1996)子どもからみたダンス授業評価の構造: 中学校創作ダンス授業に対する評価の分析から, *スポーツ教育学研究* 16(1), pp.47-54。
- 12) 中村恭子, 武井正子, 浦井孝夫(2001)創作ダンスの作品鑑賞における自己評価と相互評価に関する一考察: グループ創作作品の鑑賞評

価を手がかりとして，順天堂大学スポーツ健康科学研究 5 pp.8-15.

- 13) 中村恭子，浦井孝夫(2007)学習成果から見たダンスの教材特性の検討：生徒の学習評価の観点から，順天堂大学スポーツ科学研究 11 p.13.
- 14) 中村恭子，宮本乙女，中村なおみ(2013)現代

的なりズムのダンスの学習内容および学習方法の違いが学生の授業評価に及ぼす影響，第56回日本体育学会 11教-28-ロ-7 発表資料.

- 15) 佐藤みどり，宮本乙女，松本千代栄(1997)ダンス学習課題の成果(6)：学習者同士の相互作用に視点を置いて，日本体育学会大会号(48)p.604.

5. みるスポーツの価値に関するレビュー

松岡 宏高¹⁾ 醍醐 笑部²⁾ 本間 崇教²⁾
青木 雅晃³⁾

1. みるスポーツの現状を把握する

(1) みるスポーツとは

本節では、トップレベルの競技大会やプロスポーツの観戦といった、みるスポーツに焦点を当てて論じていく。

Mullin, Hardy, and Sutton(2000)は、みるスポーツの中核要素を選手、ベニュー、技術、ルールと捉え、データやイベント、音楽、マスコットなどを拡張要素と捉えている。中核要素と拡張要素の複合体によりスポーツ観戦の価値が成立していると述べている。

日本ではJ3リーグ開幕やbjリーグ2部のチャレンジリーグ開幕など、全国津々浦々でスポーツを直接観戦できる機会が増えている。J2ファジアーノ岡山は経営指標として、単年度の黒字ではなく営業収入と強化費用の大小を挙げており、営業規模の拡張と強化資金の増加を目標とし、中核要素である試合のクオリティアップを目指している(木村, 2014)。

拡張要素に目を向けると、Jリーグはアニメとのコラボレーション、フィギュアスケートなど他競技とのコラボレーションや、各クラブのマスコット人気投票実施など、クラブレベル、リーグレベルで様々な努力が行われている。

メディアを通した、みるスポーツに目を向けると、ワールドカップやオリンピックといったメガスポーツイベントのテレビ放映権料は年々高騰しており、英・プレミアリーグは2016年から2019年シーズンの放映権をスカイ・スポーツとBTスポーツに51億3,600万ポンドで売却したと発表した。みるスポーツのコンテンツ価値の高さがうかがい知れる。

プロ野球のパ・リーグマーケティングはパ・リー

グTVという有料動画サービスを展開し、試合のライブ配信の他、試合ダイジェストやヒーローインタビューのビデオ配信を行っている。従来のメディアに加え、チームが自身で所有するオウンドメディアも今後のみるスポーツの中心的な役割を果たしていく事が考えられる。

また、スマートフォンやタブレットをセカンドスクリーンとして利用する楽しみ方が登場している。2015年のサッカー AFCアジアカップでは公式アプリにより、リアルタイムでプレーデータを提供し、ITを活用したみるスポーツの楽しみ方は今後も様々な形でスポーツ消費者のニーズを満たしていくことが予想される。

(2) スポーツ観戦者の特性

Hunt, Bristol, and Bashaw (1999) はスポーツファンを行動と態度によって次に示す5つに分類した。

- ①にわかファン：特別なイベントの際のみパートタイムでファンと名乗る人々。サッカー日本代表がワールドカップやオリンピックなどの大会出場時のみ応援するファンが挙げられる。にわかファンを継続的なファンに変えていくことが重要であるといえよう。
- ②地域のファン：地理的要因によってファンとなるか否かが決まる人々。例えば応援していた地元チームの選手が移籍によって、チームを離れてしまったらその選手への応援はしなくなる。地域のファンは、あくまで自身のアイデンティティの1つとしてファンと名乗っている。
- ③熱心なファン：地理的要因や特定イベントに左右されず、ファンであり続ける。ファンであるということが彼らのアイデンティティにとって中核となっている。
- ④熱狂的なファン：熱心なファンより更に、自己のアイデンティティにおいて、ファンであるということの重要性が高く、様々な方法を用いて

1) 早稲田大学スポーツ科学学術院

2) 早稲田大学スポーツ科学研究科博士課程

3) 早稲田大学スポーツ科学研究科修士課程

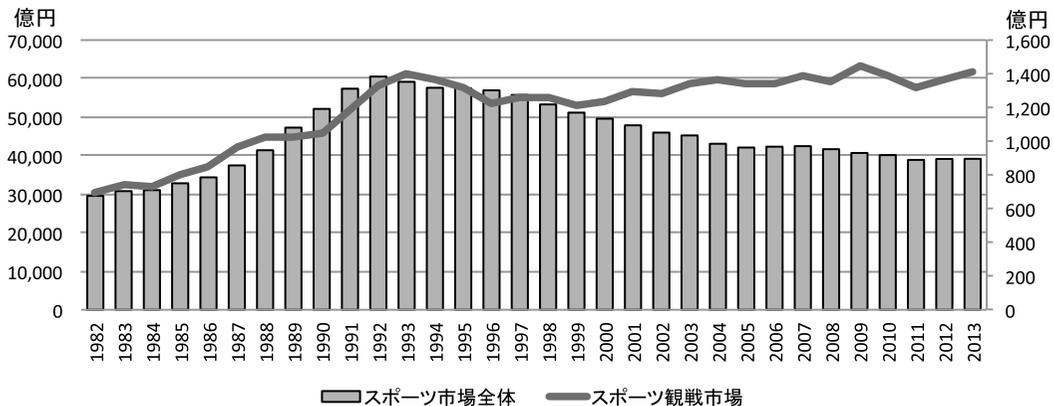


図1 スポーツ市場とスポーツ観戦市場規模の変化 出所：レジャー白書

他者に示そうとする。

- ⑤機能不全のファン：自己のアイデンティティにおいて、ファンであるということが最も重要であることが特徴である。フーリガンに代表されるように、時には反社会的な行動を取る可能性がある。

このような分類によってスポーツ観戦者の特性を理解することが可能であるが、加えてスポーツ観戦者の意思決定のプロセスを検討することからもその特性が見えてくる。スポーツ観戦者は、経済合理性ではなく遊びをベースとしているため、その行動は非合理であり従来の消費者行動理論では説明がつかない（原田，2008）。チームの勝敗は顧客満足に直結する要素であるが、仮に応援するチームが敗北したとしても再度観戦に訪れる可能性が有るといふ点はスポーツ観戦者の特徴といえよう（Matsuoka et al., 2003）。

松岡（2011）はスポーツ観戦者にとっては、スポーツそのものだけが楽しみではなく、スタジアムでの会話や雰囲気、飲食といった拡張要素を楽しむため、スポーツ観戦に訪れながらもスポーツそのものだけが消費の対象でないことを述べている。Jリーグ川崎フロンターレは、川崎市にある相撲部屋の春日山部屋とタイアップしたちゃんこ鍋の販売や、川崎市出身のプラネタリウムクリエイターとのコラボレーションによるスタジアムでのプラネタリウム上映など、地域色の有るユニークなプロモーションを行っている。その結果、チー

ムとしてタイトルを獲得した事はないながらも、入場者数をスタジアム収容可能人数で割った観客収容率が80%を超える水準をキープしている。また、2012年より着手していたスタンド改修により、テーブルシートや遊び場スペースのあるファミリーシートなど、エンターテインメントに特化した雰囲気を創りだし、拡張要素を楽しむ仕掛けを施している。

(3) 日本のみるスポーツの現状

図1は我が国の余暇市場における、スポーツ部門の市場規模とその中に含まれるスポーツ観戦の市場規模の推移を示したものである。スポーツ観戦市場はスポーツ市場の4%弱と決して多いとはいえないが、スポーツ市場全体が縮小する中、市場規模を維持していることがわかる。bjリーグの創設や、Jリーグのクラブ数増加など、狭い国土ながら多種目多地域での観戦環境の充実が反映されていると考えられる。

次に表1は日本の主なスポーツの観戦者数状況を示したものである。プロ野球とJ1リーグがスタジアムでの観戦者が多く、会場の収容人数の違いはあるものの、その他のリーグに関しては集客に苦戦している事がわかる。

2014年のプロ野球は、広島カープ、オリックス・バファローズ、ソフトバンク・ホークス、東北楽天ゴールデンイーグルス（以下、楽天）の4球団が球団史上最多の観客動員数を記録した。チーム

表1 2014年シーズンの観客数

| 競技 | リーグ名 | 総入場者数(人) | 平均入場者数(人)* |
|----------|-------------|------------|------------|
| 野球 | セ・リーグ | 12,616,873 | 29,206 |
| | パ・リーグ | 10,242,478 | 23,709 |
| サッカー | J1リーグ | 5,275,387 | 17,240 |
| | J2リーグ | 3,043,948 | 6,589 |
| | J3リーグ | 444,966 | 2,247 |
| | なでしこリーグ | 143,709 | 1,597 |
| | チャレンジリーグ | 54,332 | 302 |
| バスケットボール | bjリーグ | 871,533 | 1,596 |
| | NBL | 459,625 | 1,356 |
| バレーボール | Vプレミアリーグ男子 | 131,482 | 2,267 |
| | Vプレミアリーグ女子 | 165,263 | 2,754 |
| | Vチャレンジリーグ男子 | 27,717 | 554 |
| | Vチャレンジリーグ女子 | 41,887 | 911 |
| ゴルフ | 男子ツアー | 386,392 | 4,200 |
| | 女子ツアー | 528,899 | 4,407 |

※1 試合の平均。ゴルフは1日あたりのギャラリー数
各リーグ機構の公式ホームページを参考に筆者作成

成績の影響も考えられるが、楽天は前年に日本一になっているものの、2014シーズンはパ・リーグ最下位に転じながらも記録更新した点は注目に値する。スタジアムの最大収容人数が増加したことも一因として考えられるが、昨年の好成績によって集まったにわかファンが、球場での体験を通して、熱心なファンへと変化したと考えられる。楽天の集客記録は、球団創設時より地域密着とボールパーク構想を掲げ、勝敗に左右されない価値づくりを続けてきた成果といえよう。

また、カープ女子を筆頭に、プロ野球の女性観戦者は注目を浴びている。女性トイレの整備、拡充といったハード面に加え、楽天や広島は女性限定ファンクラブを設けており、オリックスは女性限定交流パーティーといったソフト面においても女性をターゲットにした施策を実施し、新規顧客層の開拓を行っている。

テレビでのスポーツ観戦については、笹川スポーツ財団(2014)が、2013年の年間高視聴率(関東)上位10位にサッカー日本代表、野球日本代表、フィギュアスケートがランクインしていると報告している。スポーツのコンテンツ価値の高さを示している一方で、日本代表と国内リーグのコンテ

ンツ価値に乖離が生じている状況であると考えられる。野球やサッカー、ゴルフのプロスポーツ中継数は減少しており(笹川スポーツ財団, 2014)、視聴率の稼げる代表、稼げない国内プロスポーツという構図が浮き彫りになっているといえよう。前述のとおりプレミアリーグなどの海外スポーツリーグは放映権の高騰が著しい。視聴者が全世界を想定している欧米のトップスポーツリーグと、日本国内のみを想定している国内リーグの差が放映権料にあらわれているといえよう。

以上のように日本のみスポーツの現状についてレビューを行った。スポーツ観戦環境は整いつつあるものの、種目によって集客力の差が出ている点、メディアを通したみるスポーツに関しては、国内リーグを目にする機会が減っており、欧米のトップスポーツのように大きなビジネスとは成り得ていない状況であるといえる。

2. みるスポーツの個人的価値の検討

(1) スポーツ消費者にとってのみるスポーツの価値

前節で示されたように、国内のスポーツ観戦を取り巻く環境は多様化あるいは規模の拡大を続

け、発展途上にある。また国内のプロリーグだけでなく、2019年にはラグビーワールドカップ、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が予定されているなど、メガスポーツイベントとしてもみるスポーツの機運が高まっている。文部科学省が掲げる「スポーツ立国戦略」の中でもスポーツの価値が強調され、スポーツに寄せられる期待の高さを窺い知ることができるが、このような暗黙知としての価値をスポーツ文化の醸成に繋げるためには、スポーツによって具体的にどのような価値が人々にもたらされるのかについて明確でなければならない。少なくともみるスポーツにおいては、発展途上のスポーツ観戦市場を活性化させることは必須であり、事業体としてみるスポーツコンテンツを担うスポーツ組織には、より適切なマネジメントと、事業収入の拡大として観戦者を維持・拡大するためのマーケティングによって、スポーツ観戦の価値を効果として実証し続けることが求められる。

マーケティングでは一般に、消費者が抱くニーズを把握し、それらを満たすことが重要であると考えられているが、そもそもニーズとは、Kotler (2000) やBlackwell, Miniard, and Engel (2001) が示す消費者の購買決定プロセスモデルの中では、問題認識の段階に生成されるものである。さらにニーズが実際に購買行動を引き起こす次元まで強まったものが、動機として内在する。また消費者行動研究において、動機は消費者が起こす行動の発現と維持の理由として用いられ、ニーズだけでなく、誘因（欲求の対象）が併存することによって形成されるものである（田中、2008）。つまりスポーツ観戦とは、消費者が抱く何らかのニーズを満たすための誘因として位置づけられる消費行動であり、観戦動機とは、スポーツ観戦という消費行動における消費者のニーズを意味する概念である。

Jリーグが毎年実施しているスタジアム観戦者調査では、顧客データを収集する上での様々な質問項目の一部として、観客の観戦動機が年度やクラブによって異なることが報告されている（Jリーグ、2010、2011、2012）。同様に、女子サッカーのなでしこリーグにおいても観戦動機を用いた比

較分析が行われ、女子サッカー観戦者についての基礎的資料が報告されている（なでしこリーグ改革タスクフォース、2012）。組織が収集するこのような顧客情報は、消費者の消費意思決定プロセスを解明するために重要な資料となるが、中でも動機は、意思決定プロセスにおいて長期的にも短期的にも作用する場合があるとされ（Howard、1989）、消費者が認識する商品の価値や、商品への注意喚起、広告への反応などに影響を及ぼすと考えられている。このように、動機を中心に消費者について詳細な情報収集を行うことは、消費者の購買行動への理解を深め、より消費者のニーズを満たすことができるようなマーケティング戦略の立案に有利となる。したがって、みるスポーツを提供するスポーツ組織が集客を考える上では、観戦に訪れる人が何を求めているのか、すなわち観戦動機についての把握が求められる。

スポーツ観戦という消費行動に焦点を当てる上では、消費者のニーズを把握し、求められているものについて常に敏感に反応するマーケティング努力が重要であることをここまで述べてきた。一方で、スポーツ組織が消費者に提供するプロダクトとしてのスポーツ観戦の特徴について、換言すれば、「自分たちはどんな製品を提供しているのか」ということについても、スポーツ組織自身が理解しておかなければならない（松岡、2009）。以下では、みるスポーツのプロダクト構造という視座から先行研究を検討し、みるスポーツが提供する価値として、観戦動機に関するいくつかの概念について整理を試みる。

（2）観戦動機から見たみるスポーツの価値

Chelladurai (1994) は、「参加者（実施者）の卓越性」、「競争性」、「（競争の）結果の予測不能性」、「人々の競技、チーム、選手へのロイヤルティや愛着」をスペクテイターサービス（Spectator services）の特徴的な価値として挙げ、とりわけ「競争性」と「結果の予測不能性」は、スポーツ観戦のエンタテインメントとしての本質的な要素であると述べている。さらに、観戦会場での人々の交流や、応援などによる一体感を感じられるような経験については、スポーツ観戦が「社交の場」

として提供されるサービスでもあるということをも「第3の場所」という表現で強調している。

このChelladuraiの指摘に関連して、スポーツ消費者行動研究を概観すれば、国や地域などを代表するスポーツチームの象徴性、好みのスポーツチームやアスリートに対して非常に強い愛着心を抱くスポーツファンの熱狂性、感動や興奮などの比較的強い心理的反応を伴うスポーツ経験の感情性、そして気晴らしや友人との社交場として機能するスポーツ消費の娯楽性といった性質が特徴として挙げられる(吉田, 2011)。スポーツチームの象徴性は、プロスポーツチームが「卓越性」によって選抜されたエリート集団であることを表し、またチームが観戦者にとって、自分の地域、あるいは国を代表しているという捉え方を意味する(Funk, Mahony and Ridinger, 2002)。スポーツファンの熱狂性は、スポーツファンがチームや選手に対して抱いている「ロイヤルティや愛着」を示しており(Trail, Robinson, Dick, and Gillentine, 2003)、スポーツ経験の感情性は、スポーツ観戦の様々な場面から引き起こされる観戦者の感情の高まりを表すと捉えることができる(押見・原田, 2011)。スポーツ消費の娯楽性は、「第3の場所」と説明されたスポーツ観戦が余暇活動として、社交や気晴らしといったベネフィットを得られることを示している(Driver, 1990; Philipp, 1997)。このような性質が、スポーツ観戦によってもたらされる価値として観戦者に認識され、その価値を得たいという欲求と結びつくことで、観戦行動につながる。

また、観戦という消費行動における感情性が代理的な性質を持っているということは、特筆すべき特徴である(Brenhardt, Dabbs, Fielden, and Lutter, 1998)。スポーツ観戦において、観戦者がチケット代金や時間、労力といった対価を支払ってスタジアムに訪れ獲得しているのは、卓越したパフォーマンスを発揮する選手やチームではなく、その場で生み出される彼らのパフォーマンスそのものであり、加えて、試合における選手やチームの成功や勝利がもたらす代理的な喜びや達成感が(Wann, 1995; Funk et al., 2002)、観戦者の足をスタジアムに向かわせる動機になっている。

すなわちスポーツ観戦は、①純粋に卓越したプレーや試合を鑑賞することへの喜びや、②試合の予測できない展開への期待、さらには③自分にできないことを(代わりに)行うスポーツ選手やチームによって興奮や感動を覚え、ひいては自分が勝ったかのような、自分が素晴らしいプレーをしたかのような心理状態になるという代理的な性質、そして、スタジアムという非日常空間での④交流や⑤現実逃避といった経験を伴うプロダクトであると説明できる。

この中で、パフォーマンスの審美性や卓越性といったスポーツそのものの特徴や、スポーツが映画や舞台演劇などとは異なる点としての予測不能性(Shank, 2005)、そして、沸き起こる感情の代理的な性質については、みるスポーツにおける本質的な価値と捉えることができる。観戦における代理的な心理状態が高まりを見せると、観戦者は応援するチームや選手に深く感情移入し(James and Ross, 2004)、自己を同一化し始めるコアなファンへと成長する。

一方、スポーツ観戦が他の人との交流や気晴らしといった経験を伴うことについては、みるスポーツにおける手段的価値であると捉えることができるが、みるスポーツにおけるスタジアムの雰囲気について「一体感」あるいは「スペクタクル」と表現されていることから(斎藤, 1991; Chelladurai, 1994)、スポーツ観戦における高い感情性や非日常性を伴う経験が、このような手段的価値の効用も高めており、みるスポーツの価値、特に個人にもたらされる価値を構成する重要な要素である。

以下では、先に挙げたそれぞれの性質について、順に説明を加える(表2)。

①競技(パフォーマンス)の卓越性

洗練されたプレーや芸術的なパフォーマンスなど、スポーツの優美性を表す概念が「美的」(Aesthetic)因子として位置づけられ(Wann, 1995; Trail & James, 2001; Funk et al., 2002)、さらに具体的に、選手の巧みな技術やチームのレベルの高さについて「スキル」(Skill)と名付けられた因子も提示されている(James & Ross, 2004)。しかしながら、どちらの因子もパフォー

表2 観戦動機からみたるスポーツの価値の構成要素

| 価値 | 要素 | 要素の説明 |
|-------|------------------|--|
| 本質的価値 | 競技（パフォーマンス）の卓越性 | スポーツの審美性，卓越性から得られる喜びや楽しみ (例 Wann,1995；Trail & James, 2001；James & Ross, 2004) |
| | 結果の予測不能性 | スポーツの予測不能性，ドラマ性から得られる緊張や驚き (例 Trail & James, 2001；Funk et al., 2002；Mahony et al., 2002) |
| | 応援による代理的な高揚感，達成感 | 選手やチームの喜びや達成を自分のことのように感じる (例 McDonald et al., 2002；Mahony et al., 2002；Funk et al., 2002) |
| 手段的価値 | スタジアムでの社交 | 他の人との交流 (例 Wann, 1995；Trail & James, 2001；McDonald et al., 2002) |
| | 観戦による気晴らし，現実逃避 | 日常や日常の悩みから離れる (例 Trail & James, 2001；McDonald et al., 2002；James & Ross, 2004) |

マンズの卓越性に起因する要素であり，また項目ごとに検討しても，卓越性を備えている元が選手のプレーであるか，チーム，あるいは戦術であるかなどの違いに過ぎない。齊藤（1991）は，このようなスポーツ観戦の場面で観客が目当たりすることができる選手のプレーそのものや繰り広げられる試合そのものについて，「鑑賞」という因子によって概念を表している。総じて，いずれもExcellence (Chelladurai, 1994) という言葉で説明することができる概念である。

この概念について，宇土（1991）やMullin, Hardy, and Sutton（2007）が指摘するように，選手のプレーや試合そのものといった要素は，スポーツ観戦におけるコアプロダクトに位置づけられるものであり，これがなければスポーツ観戦は成り立たないといえる。また，高いパフォーマンスによって自分自身の技能向上につなげるといった学習の要素を因子として示す研究も見受けられるが（Trail and James, 2001；McDonald, Milne, and Hong, 2002），測定項目には「選手の高いレベルのプレーを見たいから」などの項目が並び（McDonald et al., 2002），回答者の心理は，最終的には高いパフォーマンスが見られることに結びついていると考えられる。そしてこの「学習」という欲求は，観戦者自身の競技経験が伴って生じるものであるため（Matsuoka, 2014；McDonald et al., 2002），そもそも限定的な欲求であると捉えることができる。すなわち，「学習」とはパフォーマンスが卓越されているからこそ副次的に発生する欲求であって，ただ鑑賞するにせよ，鑑賞して

学ぶにせよ，その行動にはパフォーマンスの卓越性が前提となった動機が働いているということである。

②結果の予測不能性

予測不能性は，独立した概念として，「ドラマ」(Drama) という因子名で多くの研究に登場し，それぞれの項目にも大きな違いは見られない（Trail & James, 2001；Funk et al., 2002；James & Ross, 2004）。スポーツが他の余暇活動と大きく違う点として，筋書きが用意されていない予測不能性は非常に特徴的な性質であるといえる（Mullin et al., 2007）。齊藤（1991）は，運や偶然性に支配される「賭け」が観戦の動機になるとし，「個々人の経済的利益のため」という観戦動機の内容を示唆したが，研究結果では調査対象に当てはまらないとし，割愛している。またWann(1995)も，試合の予測不可能な結果に対し，お金を賭けることが楽しいという心理を因子として独立させた。これらの研究では，スポーツ観戦における結果の予測不能性から生じる面白さに，お金を賭けることで更なる緊張感を得て楽しむという概念を示しているが，このようなギャンブル性は，そもそもスポーツ観戦における試合展開や結果の予測不能性によってもたらされる。スポーツプロダクトは，無形性や非分離性（生産と消費の同時性）など一般のサービス財と同様の特徴に加えて，結果の予測ができないことにエンターテインメントとしての価値がある（Shank, 2005）。

ここで卓越性と予測不能性に関して，どちらもパフォーマンスという言葉を用いて説明される観

戦動機要素であることが読み取れる。この2つは、コアプロダクトである試合や選手のパフォーマンスからもたらされる要素であり、卓越性はコンサートや演劇でいうところの歌手や役者に起因し、さらにはスポーツの場合、そこに用意されたシナリオがないという点で、競技者でさえ何が起るかわからず、消費者の観戦意欲を掻き立てる要因となっている。

さらにWann (1995) は「スポーツ観戦が価値のあるものである」という概念に基づき、「エンターテインメント」(Entertainment) という因子を設定している。このような概念は他の先行研究でもいくつか見受けられ、それぞれ「スポーツ観戦は楽しい」(Wann, 1995) や「スポーツ観戦はお金を払う価値がある」(Funk et al., 2002) といった項目によって構成されている。プロダクト特性に対応させて考えた場合、これらの概念でいう「価値」を創り出している性質がいくつか存在することが明白であり、本質的にはそれが観戦動機を構成する概念であると捉えられるため、価値が何によってもたらされるから観戦したいのか、という問いに対して、Wann (1995) の概念は脆弱である。したがって、Chelladurai (1994) がスポーツ観戦の本質的なエンターテインメント性として別々に位置づけるように、卓越性と予測不能性はそれぞれを重要な構成概念とみなすことが妥当と判断する。

③ 応援による代理的な高揚感、達成感

「達成感」(Achievement) や「自尊心」(Esteem) は、応援するチームへの強い心理的コミットメントが引き起こすものとして位置づけられてきた因子である。スポーツ観戦は、観戦者が自分にはない卓越性に魅了され、さらに特定のチームや選手に対する特別な思い入れを抱くことで、思い入れの対象に自分の高まった感情を託す心理作用がはたらく (Wann, 1995; Funk et al., 2002)。つまり、前述のようにスポーツ観戦における達成感や優越感といった心理状態は、自分で何か活動を行う場合とは異なり、代理的な性質をもつスポーツ観戦特有のものである。

④ スタジアムでの社交

スタジアムにおける他の観戦者との交流が観

戦動機の一要素であることという見解に異論は見当たらない (Trail & James, 2001; Funk et al., 2002)。ただし、研究によっては社交の範囲を限定し、代表としては家族間の交流を指す「家族」(Family) という因子を独立させた尺度もみられる (Trail & James, 2001; James & Ross, 2004)。またこのような、スタジアムで自分以外の他者を認識し、仲間をつくることや、仲間の輪の中に所属していたいとする動機要素は、齊藤 (2009) の「一体感」という言葉を用いてスタジアム内の独特の非日常性や観客同士の関係の描写や、あるいは人間の本質的な欲求としての Maslow (1943) の説明からも解釈することができる。人間には、誰かとつながってみたい、どこかに所属することで安心感を得たいという欲求が備わっていることを踏まえ、Chelladurai (1994) はスタジアムという非日常空間を「第3の場所」と表現しているといえる。

⑤ 観戦による気晴らし、現実逃避

観戦者が、観戦のためにスタジアムに訪れ、そこで過ごすことによって、日々の生活での悩みや問題を一時的に忘れて、普段抱えているトラブルから逃避したりするといった機会を得ることへのニーズが、観戦動機における重要な概念としてこれまで広く受け容れられてきた (Wann, 1995; Trail & James, 2001; James & Ross, 2004)。スポーツ観戦が非日常的な経験であるということは Chelladurai (1994) の述べた通りであり、また人々が非日常体験を求める背景には、当事者が言葉の通り日常を離れ、現実逃避や気晴らしといったニーズを抱いているという余暇活動一般に理解されている概念がある (Driver, 1990; Philipp, 1997)。ストレスを取り除く、悩みを忘れるという概念はスポーツをみるだけでなく、するスポーツにも同様に存在するものであるが (McDonald et al., 2002), Sloan (1989) や佐野 (2008)、大野 (2009) は、カタルシスという言葉を用いてこのようなスポーツ観戦における精神的な解放を求める欲求について説明し、特徴的な性質としている。このことから、スポーツ観戦の非日常性による観戦者の気晴らしや現実逃避へのニーズは、スポーツ観戦における特徴的な観戦動機概念であ

る。

以上、5つの主要素が確認できたようにスポーツ観戦におけるプロダクト特性と照らし合わせると、そこに多くの先行研究をそれぞれ対応させることができ、似通った概念が集約される。しかし、観戦動機研究では、さらに限定的な因子もいくつか見受けられる。Funk et al. (2002) は、選手やチームへの興味が観戦動機の一要因となることを述べ、因子として位置づけた (Interest in team[player])。また同じくFunk et al. (2002) の研究の中で、「女性支援」(Support for Women's Opportunities) という概念も示されている。他にも、攻撃性や暴力的な魅力についての因子 (Milne & McDonald, 1999; Kim et al., 2009) も確認されており、競技特性や競技レベルなどによって、観戦者が感じ取る価値が少しずつ異なることも明らかとなっている。

以上のように、観戦動機という側面からみるスポーツの個人的価値について整理すると、スポーツを観戦する個人に還元される価値として、人間の個々に内在する様々な欲求を満たすことができるという心理的な効用について理解することが可能である。すべてはスポーツ観戦が余暇活動であるという根底から成り立っており、人間の欲求としてはより高次の欲求が、スポーツ観戦において満たされる。

3. みるスポーツの社会的価値の検討

スポーツ観戦による個人への心理的効用は、俯瞰すれば社会的な影響力を持つとも考えることができる。Chelladurai (1994) がスタジアムを「第3の場所」と表現するにあたり、交流の機会によって社会的連帯意識 (social ties) が促されることについても言及している。

近年特に高まりを見せるサッカー日本代表への国民の関心は、コンテンツのブランド力による人気だけでなく、「日本代表」というチームが、観戦する者同士にとって「自国への誇り」(national pride) を感じ、分かち合うことができる対象 (Funk et al., 2002) として位置づけられていることに因ると推察される。スポーツ観戦を通じて愛国心が刺激されるこのような現象は、「国民の連

帯感」などの言葉でメディアに取り上げられることも多く、スポーツが社会的に影響力を持つ事例といえる。

みるスポーツは、映像技術の発達などにも恩恵を受け、より多くの人々が観戦経験を共有できるようになったが、スタジアムでの直接的なコミュニケーションのみならず、パブリックビューイングや、インターネット観戦におけるオンラインでのコミュニケーションなど、観戦の場面が多様になると同時にコミュニケーションも多様な場所と方法で行われるようになった。しかしながら、観戦を通じた他者との交流や心理的結びつきといった概念が変化したわけではなく、むしろスポーツを通じて、個人化しつつある社会における「第3の場所」の重要性はより高まっているといえる。このようなスポーツ参加を通じての社会関係の構築については、他にSense of Community (富山, 2014) やSocial Capital (Seippel, 2006; 長積・榎本・松田, 2006) などの概念によっても検討が進められている。みるスポーツが個人にもたらす価値として、交流や気晴らしの機会を提供していることは先述のとおりであり、みるスポーツを消費する立場では主に社会的便益が得られることについて理解できる。

一方で、Jリーグをはじめとする(みるスポーツコンテンツを担う)プロスポーツ組織が近年、「地域密着」というキーワードによって、組織の存在意義、影響力について自覚し、様々な活動を展開する例も少なくない。Jリーグが理念に掲げる「Jリーグ百年構想」では、地域社会と一体となったクラブづくりという指針の下、各クラブがホームタウンエリアでの社会貢献活動に積極的な姿勢を示している。プロ野球においても、球界再編問題で球団の入れ替わりが起こった頃から、球団名に地名を加える球団が増加し、社会貢献活動に取り組む事例が見受けられるようになった。これらの事象について理解する上で、スポーツ組織が社会にもたらす影響について検討する必要がある。

近年、企業は社会の一員であり、社会に貢献しながら共存しなければならないという、企業の社会的責任: CSR (Corporate Social Responsibility) の重要性が叫ばれ、スポーツマネジメント研

究においても、住民にとってプロスポーツ組織が居住地域に存在する意義、あるいは一般市民や国民にとって、スポーツイベントがもたらす影響などについて、スポーツ組織のCSRという文脈で議論され始めている (Babiak and Wolfe, 2006 ; Sheth and Babiak, 2010 ; Spaaji, 2009)。また、プロスポーツ組織の社会的意義という点において、チームファンの居住地域への心理的結びつきとチームへの同一化意識の関係や、それらの心理的変数が観戦意図を促すかどうかの検証なども行われている (大西・原田, 2008 ; 二宮, 2010)。みるスポーツには様々な競技種目が存在するが、競技レベル、あるいは認知度や人気が高まるにつれて観戦者の数も増え、殊にまちづくりやまちおこしにも関わるようなメガスポーツイベントの規模となれば、開催地域の住民や企業などのステークホルダーに及ぼす影響が大きくなる。

4. みるスポーツの教育的価値の検討

「スポーツ（ここでは広く身体運動を指す）をみる」ことにおける教育的価値について取り上げる際、その対象は学校体育におけるスポーツをみる機会と、それ以外のスポーツイベントをみる機会に大別することができる^{*1}。そして、それらはスポーツ実施（するスポーツ）と同じように目的的価値と手段的価値のどちらとして教育的価値を位置付けているかによって研究分野や手法を整理することができる^{と考える}。したがって、表3のような分類枠組みを仮に設定し、各象限に当てはまる研究を検討することとする。

表3 研究分野の分類枠組み（仮）

| | 目的的価値 | 手段的価値 |
|-----------|-------|-------|
| 学校体育（青少年） | 象限① | 象限② |
| スポーツイベント | 象限③ | 象限④ |

(1) 象限①についての検討

ここでは、学校教育における教育的価値を目的的に捉えている研究を取り上げる。

スポーツと教育的価値の関係は数多くの学校体育のなかで語られてきた。中澤（2013）は、なぜスポーツは学校教育へと結びつけられるのかにつ

いて子供の自主性に注目し教育としての体育と遊戯としてのスポーツとの矛盾について言及している。清水（2012）^{*2}もまた、スポーツ活動そのものの文化的意義を学ぶことに意義があるとする考え方（運動文化論型）に基づき、スポーツを教育の一つの手段（教材）と考え、スポーツを通じた人材育成が社会の求める人材を育てる可能性を示唆している。しかし、こうした研究はスポーツ実施（するスポーツ）に終始しておりここで議論すべき「みるスポーツ」の教育的価値を説明するには至らない。

みるスポーツが学校体育の狙いに挙げられるようになる理由のひとつは「生涯スポーツ」の浸透に伴い、様々な参与形態が取り上げられたことによるものである。亀山（2010）は、「体育授業において『運動文化理解をどう位置づけるのか』『身体活動における自己有能感をどう育むか』『どのような運動経験を重ねていくのか』等が明日の身体文化・運動文化を生成し、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ素養を身につけることにつながるのではないだろうか（p.223）」と述べ、生涯スポーツの担い手を育てる仕組みとしての学校体育の重要性を唱えている。同様に、小泉ら（2004）は生涯スポーツを見据えた体育を行ううえでは、「する」に限らない授業の在り方が重要な意味を持つことを指摘している。友添（2004）は、学校体育の授業づくりについて触れ、「スポーツはそれ自体で、きわめて豊かな学習の可能性、つまりラーナビリティを持っている。このことは逆に、スポーツは子供達にとって、多様な楽しさを秘めているということでもある。スポーツとの多様なかかわりから生まれてくる楽しさ、つまり『行う楽しさ』だけではなく、『見る楽しさ』『支える楽しさ』『知る、調べる楽しさ』、このような多様な楽しさがスポーツの魅力である。」とし、上原（2002）は「スポーツ体験の違いから今後ますます開くであろう生徒の個人差を考えると、『するスポーツ』だけでなく『見るスポーツ』を内容とする体育は、生徒ひとりひとりのスポーツへの興味・関心を喚起する事であろう」と述べている。ここには体育教育全体の流れとして「みる」側面を含めたさまざまな参与形態を考慮し、体育授業

が作られていくことが期待され価値が認められている。

しかし、スポーツをみるといってもその対象や機会提供の方法、頻度はさまざまであり、どのような教育的価値を認め、どの程度扱われているのかについて詳細に知ることは難しい。2014年に笹川スポーツ財団が発行した「スポーツ白書」の中には20ページにわたり子どものスポーツについて章立てされている。スポーツ実施については年齢別に詳細な報告がなされているもののスポーツをみることに言及されることはない。学校体育についての動向をまとめた箇所においても「みる」視点について触れられることはないのが現状である。

(2) 象限②についての検討

ここでは学校教育の範疇にありながら手段的価値としてスポーツをみる行為を位置付けているものを挙げる。みるスポーツの対象としては映像教材、映像による自己の身体、生徒同士の直接みる機会（意図的である場合とそうでない場合）についての研究が存在している。

鈴木（2008）は、体育授業でのメディア活動の事例を挙げ、メディアを用いた体育授業には3つのパターンがあると述べている。ひとつは「動きの獲得のためのマルチメディアの利用」であり、映像やゲーム場面における姿に自己を投影し、疑似の運動世界を体験させることによって動機づけさせ、理解を促し、技術向上といったパフォーマンスにつなげようとするものである。実証的研究としては、鍋山（2000）の剣道の実技授業の導入に映像資料を使用し、学習意欲が向上したといったものがある。ふたつ目は運動パフォーマンスをデータベース化し目標として学習を方向付けるものである。最後は動きの修正・改善に役立てるものである。理想と考える動きと自身の姿を実際に比較し、よりよい運動へと導くもので、フィードバック情報を与えることで動きの修正や改善が起こるといって報告がなされている。これら、メディアの活用は他者の運動をみるという点でスポーツをみる機会（身体運動をみる機会）であると言える。しかし、スポーツ実施や技術向上に向けた

動きの過程に登場しているにすぎず、手段的価値と言えるだろう。

意図的に設定されたわけではないが、生徒同士のスポーツをみる機会として、鈴木（2008）はサッカーの実験的授業のなかで、学習の評価指標のひとつに「私にとっての私の対他身体」「他者の姿」への意味づけを設けている。これは、自然と生まれるみる機会に教育的価値を見出していると言える。表現運動では、他者の動きをみてまねることで「よい動きへの目が養われる」とされている（松本，1994）。そこにはみる経験が自他の違いの発見や共感に生かされ、互いを分かち合う喜びを持つことができるという手段的価値が存在している。他の種目においてもみることで「わかる」「気づく」きっかけとなり、技術向上の手段的位置づけとしてとらえることができる。

さらに、みることを具体的な学習内容として（意図的にスポーツをみる機会として）設定しているもののひとつにダンス授業が挙げられる。ダンスの授業は「創る・踊る・観る」を3つの大きな学習内容としており、中村ら（2003）によると、特に創作ダンスの授業ではグループ活動による創作学習を中心として全習学習を確立している。「観る」機会のほとんどが生徒同士の発表の場に限られており、生徒間のコミュニケーションや他者理解に向けた手段的価値である。生徒同士の発表は友人の意外な一面を発見し、観られる楽しさを感じることができるが、プロの舞踊家の作品をみる、一流の感性に触れるという意味において「みる」機会に恵まれているとは言えない。小泉ら（2004）や亀山（2010）の指摘に基づき、学校体育が生涯スポーツの一部としてスポーツとの多様な関わり方を学ぶ機会であるとする「みる」機会の創造は学校教育を終えた後のスポーツライフに繋がる貴重な機会と捉えることができる。しかし、その実態を明らかにする研究は皆無と言える。

(3) 象限③についての検討

象限①②における学校体育の目標や目的が生涯スポーツとの関わりの中で述べられているが（甲斐，2012）、そもそも生涯スポーツの源は生涯教育論（生涯学習論）とスポーツ・フォア・オール

の提唱である。そもそも人間が身体的・精神的に健康であるために、ある程度のスポーツ活動が必要であるという認識背景はスポーツ実施（するスポーツ）に軸を置くものである。では、みるスポーツにおける生涯教育としての価値は何処にあるのであろうか。1968年ユネスコが後援する体育スポーツ国際会議にて「スポーツ宣言」が採択された。この宣言を踏まえて、生涯教育の一部としてスポーツについて論じたのがP.ラングランである。1970年に上梓された「生涯教育入門」の中にスポーツについて記されている。「スポーツを単に肉体活動だけでなく」と定義づけている箇所、みるスポーツを含むのであるとすれば、その後続く「他の文化から独立させることなく、あらゆる人々の知的、道徳的、芸術的、社会的、市民的活動と結びつけ、そしてスポーツと生涯教育全体をうまく統合させなければならない」「生涯教育のプログラムにおいてしかるべき位置を占めるべきである」との記述は生涯教育としてのみるスポーツの価値を支えるものとなる。

ここでは、主に成人のスポーツをみる機会の中に教育的価値をその目的価値として認めている（スポーツをみることにそのものに教育的価値を見出している）研究を挙げる。

前節にも記述があるようにスポーツ観戦動機の中には「技術」や「学習」「知識」といった生涯教育としての教育的価値に類似した因子が存在する。観戦への因果関係を明らかにしたのものには池田ら（1986）、川口（1990）、齊藤（1991）、藤善（1994）が挙げられ、木佐貫（1996）は観戦からその競技（ここではサッカー）に関して学び評価する傾向は男性に強いとしている。学習観・教育観の変化に伴い、表出化させ、発信し、コミュニケーションする力が重要視される現代、上原（2002）においてW杯後にサッカーに関する会話が增多するというデータも学習の成果と捉える事ができる。スポーツ観戦に向かう際に自らの成長を望み、行動を起こすという点で生涯学習としてのスポーツ観戦といえよう。

また、スポーツ観戦の価値は「経験価値」として語られることが多く、経験価値の下位項目として教育的な価値を認めている研究も存在する。伊

多波（2010）は、スポーツ観戦が経験財であり、経験価値の要素が、1）エンターテインメント、2）芸術的価値、3）脱日常的価値、4）教育的価値から成立しているとし、有吉（2013）は、競争に誘引されたイノベーションによって経験価値を増大させることができることを主張し、サッカー観戦と経験価値の因子である「エンターテインメント性」、「芸術性」、「脱日常性」、「教育性」、と観戦頻度の関係、有意性を明らかにした。しかし、経験価値に関する研究すべてにおいて教育的な側面が扱われているわけではなく、齊藤ら（2010）の研究では教育や知識、学習に関する因子は抽出されていない。

（4）象限④についての検討

ここでは、スポーツをみる機会（イベントやプログラム）の中に教育的価値をその手段的価値として認めている研究を挙げる。そのイベント開催や活動自体にある程度教育的価値が前提とされているものが多く、みるスポーツは手段として選ばれているに過ぎない。

平成23年度文部科学白書（文部科学省）では、生涯学習社会の実現と教育政策の総合的推進の中で、社会教育の充実・活性化が謳われている。スポーツをみることに関わる生涯学習を構想すれば、スポーツをみることをめぐって様々な情報提供が行われ、スポーツに関わる情報処理と知的理解の面白さを追求する学習機会を提供することが必要と言えるだろう。ここに、スポーツをみることを手段（題材）とした学習・教育プログラムの研究意義を見出すことができる。

日本において人気のある観戦型スポーツのひとつはオリンピックである。オリンピックにはオリンピック教育が存在しており、ピエール・ド・クーベルタンが構想した教育的、平和的な理念によって各国のオリンピック委員会やオリンピックアカデミーが活動を働きかける仕組みである。IOCは、オリンピックの価値教育プログラムを作成し、そこには5つの教育的価値「努力する喜び」、「フェアプレイ」、「他者への尊重」、「卓越さの追求」、「身体、意志、心の調和」が示されている。日本におけるオリンピック教育は、「一教科である体育に

表4 本論における研究分野の分類

| | 目的的価値 | 手段的価値 |
|---------------|-----------------------------|------------------------------|
| 学校体育 (青少年) | 象限① 参与形態の多様化 (みるスポーツ) | 象限② コミュニケーションの手段 他者理解 |
| スポーツイベント | 象限③ 観戦動機 経験価値 | 象限④ 生涯学習社会の実現 オリンピック教育 |

限らず、特別活動や課外活動も含む学校教育，あるいはその延長線上にある生涯学習の中身としても確認できるはず」であると（一社）嘉納治五郎記念国際スポーツ研究・交流センターはオリンピックムーブメントの中で言及している。

(5) まとめ

学校体育におけるスポーツをみる機会は目的的価値と手段的価値の境界が極めてあいまいである。どちらも目的的な価値に準拠しているとも考えられる。友添（2009）は「体育における人間形成のあり方」を総合的な視点から議論している。ここでもまた「人間形成」にむけた手段としての体育（みるスポーツを含むと仮定する）が、教育的価値を基準とすると手段的であるとするか目的的であるとするかについては判断しかねるだろう。現代の教育観の特徴のひとつである「生きる力」といった言葉も同様である。指導要領等には手段的な文言があっても、そもそも公教育の場で扱われているということを根拠に説明することができるからである。

しかし、スポーツをみることと「生涯学習」には距離があるように感じられ、「みるスポーツ」を「教育」や「学習」するという違和感は拭い去ることができない。スポーツ観戦は娯楽であり余暇（つまり仕事や教育に割かれる時間の余った時間で行う活動）であるというこれまでの考え方によって目的的価値・手段的価値の分類もまた研究者の価値観に大きく左右されるだろう。象限③④の研究は、人間に備わる学習・成長の欲求と、現在日本における学習社会の実現を後押しする政策目標を考慮し、みるスポーツの現場もスタジアムを中心に、地域のチームや住民を対象に事業を行

うことでより望ましい観客教育を行うことが出来るという視点に立っている。当初は仮説的に設定した研究分野の分類枠組み（表3）であったが先行研究のレビューを終え、みるスポーツにおける教育的価値について整理したところ表4のようにまとめることができた。

〈注〉

- ※1 部活動が教育的価値を有するかについての議論は別として、スポーツの大衆化に伴い学校教育の中で扱われる「甲子園」がみるスポーツイベントとして教育的価値以上のものを生み出している（西原，2006）との指摘もあり、必ずしも青少年と成人の間に明確な境界線があるわけではない。あとに登場するオリンピック教育もまた学校体育を巻き込んだ社会全体への教育という点で境界線を持たないものの一例である。
- ※2 清水（2012, p191）は「今社会が求める人材は、社会人としての常識を身に付けていて、しっかりとした基礎学力に支えられ、市民の一人として社会が抱える諸問題を発見し、新しい問題に仲間と共に粘り強取り組み解決出来るリーダーになれる人材である。つまり、内発的に動機付けられた強い意思で、自分の考えを仲間に伝え巻き込み行動でき、知識(知的学習)と経験(試行錯誤と修正)積むことにより、新しい課題・問題解決の能力備えた集団を形成できる中心的人材ということになる。そのためには、自分自身で本質を見抜くために、観る、診る、視る、看る、覧る、試みる……能力が必要であろう。組織で意思決定判断する時、大切なことは、『誰が正しいかでなく、

何が正しいかで判断すること』である。」と述べており、こうした人間像がスポーツをみることで養われる可能性は十分考えられる。しかし、ここでいう「観る、診る、視る、看る、覧る」がスポーツをみることを指しているのかについては疑問が残るため、スポーツ実施に終始した側面と述べた。

参考・引用文献

- 有吉忠一、横山勝彦 (2013) スポーツ観戦とソーシャル・キャピタル形成についての一考察：経験価値を視点に。同志社スポーツ健康科学 (5)p.1
- Babiak K, Wolfe R. (2006) More than just a game? Corporate social responsibility and Super Bowl XL. *Sport Marketing Quarterly*, 15, 214-222
- Bernhardt, P. C., Dabbs, J. M., Fielden, J. A., and Lutter, C. D. (1998) Testosterone changes during vicarious experiences of winning and losing among fans at sporting events. *Physiology & Behavior*, 65, 59-62
- Blackwell, R. D., Miniard, P. W., and Engel, J. F. (2001) *Consumer Behavior* (10thed.). South-Western.
- Chelladurai, P. (1994) Sport management : defining the field. *European Journal for Sport Management*, 1, 7-21
- Driver, B. L. (1990) Focusing research on the benefits of leisure : special issue introduction. *Journal of Leisure Research*, 22, 93-98
- Funk, D. C., Mahony, D. F., and Ridinger, L. L. (2002) Characterizing consumer motivation as individual difference factors : augmenting the sport interest inventory (SII) to explain level of spectator support. *Sport Marketing Quarterly*, 11, 33-43
- 原田宗彦 (2008). スポーツプロダクトとは. 原田宗彦編著 スポーツマーケティング. 大修館書店.
- Howard, J. A.(1989) *Consumer behavior in marketing strategy*. London : Prentice-Hall International.
- Hunt, K. A., Bristol, T., and Bashaw, R. E.(1999). A conceptual ; approach to classifying sport fans, *Journal of Services Marketing*, 13(6) : 439-452.
- 伊多波良雄 (2010) 同志社大学経済学部主催公開シンポジウム「感動の価値創造-経験価値創造におけるイノベーションとは-」レポート (liferisk.doushisha.ac.jp_101208report)
- James, J. D., and Ross, S. D.(2004). Comparing sport consumer motivations across multiple sports. *Sport Marketing Quarterly*, 13, 17-25
- 亀山有希 (2010) 生涯スポーツ参加のための発展的課題の研究~大学スポーツに着目して~. 名古屋女子大学紀要(56)pp223-236.
- 川口晋一 (1990) テレビのスポーツ中継視聴者の充足様態に関する研究. *体育スポーツ社会学研究* (9)pp79-99.
- Kim, S., Andrew, D. P. S., and Greenwell, T. C. (2009). An analysis of spectator motives and media consumption behavior in an individual combat sport : cross-national differences between American and South Korean Mixed Martial Arts fans. *International Journal of Sports Marketing and Sponsorship*, 10, 157-170
- 木村正明 (2014, May 20) スポートピア. *日本経済新聞*, P33.
- 小泉昌幸, 伊藤巨志 (2004) 大学生のスポーツ行動の価値意識に関する一考察. *新潟工科大学研究紀要* (9)pp107-112.
- Kotler, P. (2000) *Marketing Management : the Millenium*, New Jersey : Prentice Hall.
- Mahony, D. F., Nakazawa, M., Funk, D. C., James, J. D., and Gladden, J. M. (2002). Motivation factors influencing the behavior of J. League spectators. *Sport Management Review*, 5, 1-24
- Maslow, A. H., (1943). A theory of human motivation. *Psychological Review*, 50, 370-396
- 松本富子 (1994) 体育の授業を創る : 創造的な体育教材研究のために. 著高橋健夫. 大修館書店

- pp116-126
- 松岡宏高 (2009) スポーツマネジメントの概念の再検討. *スポーツマネジメント研究*, 2, 33-45
- 松岡宏高 (2011) スポーツファンを知る: 見るスポーツ. 原田宗彦編著 *スポーツ産業論* (第5版). 杏林書院.
- Matsuoka, H. (2014) Consumer involvement in sport activities impacts their motivation for spectating. *Asian Sport Management Review*, 7, 99-115.
- Matsuoka, H., Chelladurai, P., & Harada, M. (2003) Direct and interaction effects of team identification and satisfaction on intention to attend games. *Sport Marketing Quarterly*, 12 (4), 224-253.
- McDonald, M. A., Milne, G. R., and Hong, J. (2002) Motivational factors for evaluating sport spectator and participant markets. *Sport Marketing Quarterly*, 11, 100-113
- Milne, G. R., and McDonald, M. A. (1999) *Sport Marketing: Managing the Exchange Process*. Jones and Bartlett Publishers.
- Mullin, B. J., Hardy, S., and Sutton, W. A. (2007) *Sport marketing* (3rd ed.). Champaign, IL: Human Kinetics
- Mullin, B.J., Hardy, S., and Sutton, W.A. (2007) *Sport marketing* (3rd ed.). Human Kinetics.
- 長積仁, 榎本悟, 松田陽一 (2006) スポーツ振興とソーシャル・キャピタルの相互補完的關係-ソーシャル・キャピタル研究の視座と可能性-. *徳島大学総合科学部人間科学研究*, 14, 9-24
- 中村恭子, 武井正子, 浦井孝夫 (2003) ダンス教育の目標に関する研究-高等学校のダンス教員の評価に基づいて-. *順天堂大学スポーツ科学研究7*: pp75-79.
- 中澤篤史 (2013) なぜスポーツは学校教育へ結びつけられるのか-運動部活動の成立と〈子どもの自主性〉の理念-. *一橋大学スポーツ研究* (32) pp13-25
- 二宮浩彰 (2010) プロスポーツ・ファンの地域愛着とスポーツ観戦者行動. *スポーツ産業学研究*, 20, 97-107
- 西原茂樹 (2006) 1910~30年代初頭の甲子園大会関連論説における野球(スポーツ)の教育的意義・効果に関する所説をめぐって-『大阪朝日』『大阪毎日』社説等の分析から. *立命館産業社会論集*(41)4: pp74-75
- 大西孝之, 原田宗彦 (2008) プロスポーツチームが行う地域貢献活動の消費に与える影響: 大学生のチーム・アイデンティフィケーションと観戦意図の変化に注目して. *スポーツ科学研究*, 5, 253-268.
- 大野貴司 (2009) スポーツマーケティングに関する基礎的考察: 先行研究の検討と研究展望. *人文学部研究論集*, (21), 1-23
- 押見大地, 原田宗彦 (2006) スポーツ観戦における感動場面尺度. *スポーツマネジメント研究*, 2, 163-178
- Philipp, S. F. (1997) Race, gender, and leisure benefits. *Leisure Sciences*, 19, 191-207
- 齋藤れい, 原田宗彦, 広瀬盛一 (2010) スポーツ観戦における経験価値尺度開発およびJリーグ観戦者の分類. *スポーツマネジメント研究* Vol.2(1)pp3-17
- 齊藤隆志 (1991) 観戦行動の分類と要因: スポーツイベント経営視点から. *筑波大学体育学系紀要*, 14, 39-53
- 齊藤隆志 (2009) みるスポーツの価値を高めるマネジメント. *体育・スポーツマネジメント研究*, 23, 1-9
- 佐野昌行 (2008) スポーツイベントの観戦動機とその要因に関する研究: 国際スポーツイベントに着目して. *日本体育大学紀要*, 37, 83-95
- 笹川スポーツ財団 (2014) *スポーツ白書2014*.
- Seippel, Ø., (2006) Sport and social capital. *Acta Sociologica* 49, 169-183
- 社会生産性本部 (1994) *レジャー白書'94*.
- 社会生産性本部 (2004) *レジャー白書2004*.
- 社会生産性本部 (2014) *レジャー白書2014*.
- Shank, M. D., (2005) *Sport Marketing: A strategic perspective* (4th ed). New-Jersey: Prentice Hall.
- Sheth H, and Babiak K. (2010) Beyond the game: Perceptions and priorities in corporate

- social responsibility in the sport industry. *Journal of Business Ethics*, 91, 433-450
- 清水啓司 (2012) スポーツの教育的価値・ビジネス的価値を考えるースポーツマネジメント研究の視点からー. *社会科学雑誌*(5)pp189
- Sloan L. R. (1989) The motives of sport fans. In J. H. Gloldstein (Ed.), *Sports, games, and play : Social and psychological viewpoints* (2nd ed., pp. 175-240). Hillsdale, NJ : Lawrence Erlbaum Associates.
- 田中洋 (2008) 消費者行動体系. 中央経済社.
- 富山浩三 (2014) チーム・アイデンティティ構築におけるチーム・レピュテーションとセンス・オブ・コミュニティの影響ーJ2リーグ所属サッカークラブサポーターの事例ー. *スポーツ産業学研究*, 24, 195-210
- 友添秀則 (2004) スポーツの楽しさを保障する体育の授業づくりの意義ー「行う」「見る」「支える」「知る」楽しさからー. *体育科教育*(52) 11 : pp18-21
- 友添秀則 (2009) 体育の人間形成論. 大修館書店
- Trail, G. T., and James, J. D. (2001) The motivation scale for sport consumption : assesment of the scale's psychometric properties. *Journal of Sport Behavior*, 24, 108-127
- Trail, G. T., Robinson, M. J., Dick, R. J., and Gilentine, A. J. (2003) Motives and points of attachment : fans versus spectators in intercollegiate athletics. *Sport Marketing Quarterly*, 12, 217-227
- 宇土正彦 (1991) スポーツ産業とスポーツ経営との産業的連関に関する研究. *スポーツ産業学研究*, 1, 1-11
- 上原信子 (2002) 見るスポーツが高校生に与える影響 : ワールドカップがもたらしたもの」研究紀要/東京学芸大学附属高等学校(40) pp73-83.
- Wann, D. L. (1995) Preliminary validation of the sport fan motivation scale. *Journal of Sport and Social Issues*, 19, 377-396
- 吉田正幸 (2011) スポーツ消費者行動. *スポーツマネジメント研究*, 3, 5-21

参考資料

- 嘉納治五郎記念国際スポーツ研究・交流センター. オリンピックムーブメント:オリンピック教育. http://100yearlegacy.org/Olympic_Movement/education/
- なでしこリーグ改革タスクフォース (2012) なでしこリーグスタジアム観戦者調査2012報告書. http://nadeshiko.m-up.com/img/nadeshikoleague_2012_report.pdf
- 社団法人日本プロサッカーリーグ (2010) 2010Jリーグスタジアム観戦者調査報告書. www.j-league.or.jp/aboutj/document/pdf/spectators-2010.pdf
- 社団法人日本プロサッカーリーグ (2011) 2011Jリーグスタジアム観戦者調査報告書. www.j-league.or.jp/aboutj/document/pdf/spectators-2011.pdf
- 社団法人日本プロサッカーリーグ (2012) 2012Jリーグスタジアム観戦者調査報告書. www.j-league.or.jp/aboutj/document/pdf/spectators-2012.pdf

6. 海外におけるスポーツの価値・価値意識に関する文献レビュー

木村 和彦¹⁾

本章では、海外におけるスポーツ価値・価値意識に関する文献として、国連や国家的政策レベルのドキュメントにおける記述を内容分析するとともに、主にスポーツ心理学における代表的な先行研究をレビューする。

1. ユネスコ「体育・スポーツに関する国際憲章」(以下、ユネスコ憲章という)

1.1 International Charter of Physical Education and Sport (1978)

ユネスコ憲章は、体育・スポーツの教育の内容、方法や技術の改善と、生涯教育の一環としての体育・スポーツの振興を目的として、1978年の第20回総会で決定されたものである。ユネスコ憲章は、体育・スポーツへのアクセス権を保証し、適切な施設や用具と同様に、教師やコーチや行政が体育・スポーツのプログラムを作成・開発するための多くの指導原理を含んでいる。ユネスコ憲章は、1991年の第26回総会で改正され、スポーツへの驚異となっていることへ有害な影響や危険性を防ぐために設けられた条項が追加された。

1.2 改訂の動き

2013年5月28日から30日、ドイツのベルリンで開催された、第5回体育・スポーツに関する大臣・担当者による国際会議(MINEPS V)の参加者は、ユネスコの事務総長に対して、彼らの知見や要望を反映するように、ユネスコ憲章の改正を検討するように求めた。第37回総会は、MINEPS Vのフォローアップに関する議論を行う間に、この問題を取り扱い、ユネスコ憲章の改正に関する決議案を採択した。

事務総長による最新のレポートは、UNESCOのためのICSSPEによる研究について言及している。ユネスコ憲章は、オリンピック憲章(継続的に改正され、2013年版が最新)やヨーロッパスポー

ツ憲章のような地域スポーツ憲章は、国内・国際的なスポーツの発展のための中心的な拠り所(レファレンス・ポイント)として役立ってきた。これらの条項や詳細部分の多くは、今日でも一般的な原則のレベルでは妥当性を維持しており、1978年に設定されたテーマは、スポーツの国内・国際的な諸宣言を形作り続けている。

ユネスコ憲章の中心的な主張は、体育・スポーツへの参加は、年齢や身体的な属性に関わらず、人間の権利であり、それを保障することは政府や非政府機関の義務ということである。この主張は、先例はなかったが、ユネスコ憲章にある含意は、その後の世界的なスポーツ政策の範囲と大望に変化を与えた。

その後、体育・スポーツは、国連のさまざまな条約において繰り返しテーマとして取り上げられてきている。

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(1979)

第10条 スポーツ・体育における参加機会の平等

第13条 レクリエーション活動、スポーツや文化的生活のすべての側面における女性の権利

○子どもの権利条約(1989)

第31条 各国政府は、子どもが休息や自由時間、年齢に応じて適切な遊びやレクリエーション活動に参加する権利を認める

○人種主義、人種差別、外国人排斥及び関連のある不寛容に反対する世界会議宣言(2001)

第218条 各国政府には、世界の若者をいかなる差別もない、人間理解と寛容、フェアプレイと連帯を求めるオリンピック精神のもとで、スポーツ実践を通じた教育をすることによって、スポーツにおける人種差別との戦いを強力に進めることを求める。

○スポーツにおけるアンチ・ドーピングに関する

1) 早稲田大学

国際条約（2005）

○障害者の権利に関する条約（2008）障害のある人に他の人と平等に、レクリエーション、レジャーやスポーツも含めて文化的生活に参加する権利があることを認める（第30条）

1.3 ユネスコ憲章の改訂に向けた提言の翻訳

とりわけ“スポーツ”という用語は、各国の状況において異なる意味で用いられるので、伝統的ゲーム、ダンスや健康に関連した身体活動を含む一定の活動が、見過ごされ、軽視される危険性がある。一般的な名称として“身体活動”という用語による包括が検討されて良い。より一般的には、憲章は、可能な限り具体的かつ測定可能な勧告を含むべきである。

ユネスコ憲章は、体育・スポーツの教育の内容、方法や技術の改善と、生涯教育の一環としての体育・スポーツの振興を目的として、1978年の第20回総会で決定されたものである。ユネスコ憲章は、体育・スポーツへのアクセス権を保証し、適切な施設や用具と同様に、教師やコーチや行政が体育・スポーツのプログラムを作成・開発するための多くの指導原理を含んでいる。ユネスコ憲章は、1991年の第26回総会で改正され、スポーツへの驚異となっていることへ有害な影響や危険性を防ぐために設けられた条項（第7条）が追加された。

1.4 スポーツの価値について関連する記述

〈前文〉

体育・スポーツは、諸国民の十分な発展の基礎である基本的な人間の価値を説くことに、より効果的に貢献すべきである。

したがって体育・スポーツは、公正な競争、連帯と友情、相互の尊敬と理解および人間の高潔と尊厳に対する十分な尊重をとまう、諸国民間および個々人間の親密な交流の促進を図るべきであることを強調し、（中略）体育・スポーツを自然環境のなかで一体化することは、体育・スポーツを豊かにし、かつ、地球資源の尊重と人類全体のより大きな幸福のために地球資源を保存し使用する関心とを呼び起こすことを考慮し、世界に存在する訓練と教育の形態の多様性を考慮し、しかし

諸国間のスポーツ構造の相違にもかかわらず、体育・スポーツは健全な身体と健康だけでなく、全面的で十分に均衡のとれた人間の発達にも貢献することは明白であることに注目し、（以下略）

第2条 体育・スポーツは、全教育体系において生涯教育の不可欠の要素を構成する

2・2 個人のレベルでは、体育・スポーツは健康維持と増進に貢献し、健全な余暇の利用を提供し、現代生活の欠点の克服を可能とする。社会的レベルでは、体育・スポーツは社会関係を豊かにし、スポーツだけではなく社会生活にとっても欠くことのできないフェアプレイを発達させる。

第7条 体育・スポーツの倫理的・道徳的価値の擁護は、すべての人びとが不断に配慮しなければならない

（まとめ）

ユネスコ憲章で体育・スポーツは、諸国民の発展の基礎となる、基本的な人間の価値（公正な競争、連帯と友情、相互の尊敬と理解および人間の高潔と尊厳に対する十分な尊重をとまう、諸国民間および個々人間の親密な交流の促進を図ること）により効果的に貢献すべきであると指摘している（ここでは基本的な価値と言う）。また近年の環境問題にとっても、体育・スポーツを自然環境のなかで一体化することが、体育・スポーツを豊かにし、かつ、地球資源の尊重と人類全体のより大きな幸福のために地球資源を保存し使用する関心とを呼び起こす価値（ここでは自然との一体化価値と言う）があると言及している。また諸国間のスポーツ構造の相違にもかかわらず、体育・スポーツは健全な身体と健康だけでなく、全面的で十分に均衡のとれた人間の発達（ここでは全人的発達価値と言う）にも貢献することは明白であると述べている。

さらに体育・スポーツは、全教育体系において生涯教育の不可欠の要素を構成する（ここでは教育的価値と言う）として、個人のレベルでは、体育・スポーツは健康維持と増進に貢献し、健全な余暇の利用を提供し、現代生活の欠点の克服を可

能とする（ここではウェルネス増進価値と言う）。社会的レベルでは、体育・スポーツは社会関係を豊かにし、スポーツだけではなく社会生活にとっても欠くことのできないフェアプレイを発達させる（ここでは、社会関係価値と言う）。また体育・スポーツの倫理的・道徳的価値（ここでは倫理的価値と言う）にも触れ、それを擁護するためには、不断の配慮が必要であると指摘している。

以上、ユネスコ憲章において記述されている体育・スポーツの価値は、以下のようにまとめることができる。

- ・基本的な価値
- ・自然との一体化価値
- ・全人的発達価値
- ・教育的価値（ウェルネス増進価値（個人レベル）と社会関係価値（社会レベル））
- ・倫理的・道徳的価値

2. 諸外国のコンセンサス・レポートにおけるスポーツの価値

2.1 Physical Activity and Health (U.S.A.)

運動やスポーツに関するコンセンサス・レポートは、これまでの運動やスポーツのさまざまな効果に関する実証研究の包括的なレビューに基づいて、その時点での研究結果についての一致した見方をまとめたものである。たとえば、次にあげるアメリカのPhysical Activity and Health (1996, U.S.Department of Health and Human Services) は、例えば、運動の効果について疫学的な研究のレビューの結果、

- ・心血管疾患とりわけ冠動脈疾患、高血圧の減少効果あり。脳卒中に対して予防効果があるかどうかは不明確。
- ・大腸がんのリスク減少。直腸がんとは証拠なし。その他のがんについて不明。
- ・非インスリン型糖尿病（NIDDM）の予防効果がある。

などと結論しているものであり、運動、スポーツや健康に関する政策や推進計画を立案する際に重要なエビデンスを提供する。それは自然科学的な研究結果に留まらず、運動やスポーツに関する行動科学や社会科学的研究を含んだものとなっている。

る。主たる結論は、次の8項目に集約される。

1. 全ての年齢、男女ともに、定期的な身体活動から便益を得ることができる。
2. 有意な健康の便益は、ほとんどの場合、週レベルの適度な身体活動を含むことによって得られる（30分間の活発なウォーキング、あるいは庭作業、15分間のランニング、あるいは45分間のバレーボール）。
3. 加えて、健康の便益は、より大きな量の身体活動によって得られる。より長期的で活動的で、定期的な運動療法を維持することができる人は、より大きな便益をもたらす可能性がある。
4. 身体活動は、一般的に早期の死亡率、心筋梗塞、高血圧、大腸がん、とりわけ真性糖尿病のリスクを低減する。身体活動はまた精神的な健康を改善し、筋肉、骨、関節の健康にとって重要である。
5. 米国成人の60%は定期的に運動していない。25%は全く運動していない。
6. 米国の12-21歳の若者の半分近くは、不活発である。さらに身体活動は、青年期に劇的に減少する。
7. 日常的に体育の授業に参加する高校生は、1991年の42%から1995年には25%に減少した。
8. 身体活動を理解し、推進するための研究は初期の段階であるが、学校、職場や保健機関などを通して、身体活動を推進するためのいくつかの取り組みが評価され、成功している。

2.2 Physical Activity and Health (1996, U.S.A.) の目次

- 第1章 導入、概要と第1章の結論
- 第2章 推奨点と測定の歴史的背景、用語と進化
西洋の歴史的視点
身体活動、体力、健康という用語
身体活動の推奨点の進化
最近の身体活動の推奨点の概要
- 第3章 運動による身体的反応と長期的適応
運動による身体反応
運動トレーニングによる長期的適応
体力維持、非トレーニング、長期の不活動

| | | | | | |
|-------|---|-------|------------------------------|----------|----------------|
| 第4章 | 健康と疾病に対する身体活動の諸効果 全体的な死亡率 心臓循環系の疾患 癌 非インスリン依存型糖尿病 骨関節炎 骨粗鬆症 肥満 メンタル・ヘルス 健康関連のクオリティ・オブ・ライフ 身体活動の逆効果 逆効果の発生 | 第9章 | 体力の評価 | 第10章 | ディスカッション |
| 第5章 | 身体活動のパターンと傾向 アメリカにおける成人の身体活動 アメリカにおける青少年の身体活動 | 第11章 | 健康状態の評価 | 第12章 | ディスカッション |
| 第6章 | 身体活動の理解と振興 身体活動に関する行動学的、社会科学的 研究に用いられている理論とモデル 成人の身体活動に関する行動学的研究 子どもと青少年の身体活動に関する行動 学的研究 有望なアプローチ、障害、資源 | 第13章 | 遺伝、体力と健康 | 第14章 | ディス カッション |
| 2.3 | Exercise, Fitness and Health (1990, Canada) –A Consensus of Current Knowledge (edited by C.Bouchard, R.J.Shephard, T.Stephens, J.R.Sutton and B.D.McPherson) の目次 | 第15章 | ライフスタイル、体力と健康 | 第16章 | 運動と環境 |
| パートI | コンセンサス・ステートメントとイン トロダクション・アドレス | 第17章 | ディスカッション | パートIII | 身体活動による人間の適応 |
| 第1章 | 運動、体力と健康：コンセンサス・ス テートメント | 第18章 | 身体活動による心肺機能の適応 | 第19章 | ディスカッション |
| 第2章 | 1966年対1988年の問題 | 第20章 | 身体活動によるホルモンの適応 | 第21章 | ディスカッション |
| 第3章 | 健康と長寿の決定的要因としての身体 活動と体力 | 第22章 | 身体活動による骨格筋の適応 | 第23章 | ディスカッション |
| 第4章 | 運動する社会と運動しない社会のコス トと便益 | 第24章 | 炭水化物、脂肪とアミノ酸の代謝に関 する運動の効果 | 第25章 | ディスカッ ション |
| パートII | 身体活動、体力および健康の評価と決 定的要因 | 第26章 | 脂肪組織の運動による適応 | 第27章 | ディス カッション |
| 第5章 | 余暇と仕事における身体活動の評価 | 第28章 | 身体活動による骨と関節組織の適応 | 第29章 | ディスカッション |
| 第6章 | ディスカッション | 第30章 | 神経システムと感覚の適応 | 第31章 | ディス カッション |
| 第7章 | 身体活動への参加の決定的要因 | 第32章 | 身体活動による行動的適応 | 第33章 | ディス カッション |
| | | パートIV | 病気における身体活動と体力 | 第34章 | 身体活動と体力および動脈疾患 |
| | | 第35章 | ディスカッション | 第36章 | 運動、体力と心臓血管疾患 |
| | | 第37章 | ディスカッション | 第38章 | 運動、体力と高血圧 |
| | | 第39章 | 運動、体力と糖尿病 | 第40章 | ディス カッション |
| | | 第41章 | 運動と肥満 | 第42章 | ディス カッション |
| | | 第43章 | 運動、体力と関節炎、骨粗鬆症 | 第44 章 | ディス カッション |
| | | 第45章 | 運動、体力と腰痛 | 第46章 | ディス カッション |

第47章 運動と慢性呼吸障害 第48 ディスカッション
 第49章 運動と免疫, 癌, 感染症 第50章 ディスカッション
 第51章 運動, 体力と手術, 疾病や感染症からの回復 第52章 ディスカッション
 第53章 運動, 体力とメンタルヘルス 第54章 ディスカッション
 パートV 成長, 生殖的健康, 加齢における身体活動と体力
 第55章 成長, 運動, 体力と後々への影響
 第56章 ディスカッション
 第57章 生殖: 運動による適応と男女の健康
 第58章 ディスカッション
 第59章 運動, 体力と加齢 第60章 ディスカッション
 第61章 運動実施のリスク: 突然の心臓死と傷害
 第62章 ディスカッション
 (まとめ)

アメリカとカナダのコンセンサス・レポートは、運動・スポーツの自然科学的（一部は社会科学的）な実証的研究の広範なレビューに基づいて、その時点での運動・スポーツの身体的および心理的な効果（疾病の回復や予防を含む）をまとめたものであり、国や地方政府が運動・スポーツに関する政策を立案する場合の根拠として用いられる。コンセンサス・レポートは、スポーツの価値・価値意識研究にとっても有用な視座を与えてくれる。すなわちスポーツの価値がスポーツの属性であるとする、その属性が客観的な根拠（証拠やデータ）を持っていることが大切であるという視点で

ある。スポーツの価値・価値意識研究においても実証的なレベルでは、何らかのスポーツの価値の構成論や分類論が必要になると考えられるが、その際にもできる限りエビデンス・ベースの態度で臨む必要があると考える。

3. スポーツ価値・価値意識研究のレビュー (海外)

3.1 文化価値に関する議論

Jhon Holdenは、Cultural Value and the Crisis of Legitimacy (2006)において、文化政策や行政において、財政的な厳しさもあり、公的な資金によって芸術や文化を支援するための正当性が問われているとして、もう一度文化の価値を実証的に裏づける概念的枠組みや測定手法が必要であると主張している。そこでは、文化の価値の3つの側面として、本質的価値、手段的価値および制度的価値をあげている。

これをスポーツへの参与形態を縦軸にとったマトリックスにすると、以下のような表になり、これまでの研究が、スポーツ参与の多様化にともなうスポーツの価値・価値意識研究の極めて限られた部分にしかアプローチできていないことがわかる。

3.2 スポーツの価値・価値意識研究

海外におけるスポーツの価値・価値意識に関する研究の潮流としては、まず1970年代後半から、主にスポーツ心理学分野におけるスポーツ参加への動機研究として展開し、1990年代になって、後述するYSVQ (Youth Sport Values Questionnaire) にみられるような「価値 (values)」を明

表1 スポーツの価値・価値意識研究の視座

| 価値レベル 参与形態 | 本質的価値 (個人) | 手段的価値 (個人・社会) | 制度的価値 (社会) |
|---------------|--------------|---------------|------------|
| する | 従来のスポーツの価値研究 | | |
| みる | | | |
| 支える | | | |

本質的価値 (intrinsic values) : 競技の楽しさ (する, みる) など

手段的価値 (instrumental values) : 健康, 教育, 生活, 経済, 国際交流など

制度的価値 (institutional values) : スポーツ組織・制度の社会における信頼性, 透明性, 公平性など

示した研究が行われてきている。

例えば前者では、Iso-Ahola and Allen (1982) が、レジャーへの参加のアウトカム（勝ち、負

け、無し）の効果を、大学生を対象として検証している。学内バスケットボール大会（競技目的とレクリエーション目的の2つ）に参加する60チーム、

表2 フォーカス・グループへの面接調査の結果から選択された価値項目

| 価値 | 価値の記述 |
|---------------|----------------------------------|
| 1. 公正であること | 公正で、ごまかさないこと。 |
| 2. 仲間づきあい | 友達と一緒にいること。 |
| 3. 同情心 | スポーツで私の周りにいる人びとを気にかけること。 |
| 4. 協調性 | 集団の中で協調しようとする事。 |
| 5. 誠実性 | プレーや競技中、誠実で全力を尽くすこと。 |
| 6. 持続性 | 試合や競技をダメにしないこと。 |
| 7. 楽しさ | 自分が楽しみ、面白がること。 |
| 8. 良い試合 | 接戦の試合、レースや競争をすること。 |
| 9. 健康と体力 | スポーツによって体力を高めや健康的になること。 |
| 10. 服従性 | 言われたことをすること。 |
| 11. 個人的な達成 | 私ができるベストパフォーマンスをすること。 |
| 12. 周りからの印象 | よく見えること。 |
| 13. 自己実現 | プレー中歓声や好感覚を得ること。 |
| 14. 技術の開示 | よい技能や技術を発揮すること。 |
| 15. スポーツマンシップ | 良いマナーでスポーツマンらしく、悪い敗者にならないこと。 |
| 16. チームのまとまり | 困難な状況で、チームを盛り上げること。 |
| 17. 寛容さ | 彼らが嫌いな場合にも、スポーツ中には他の人びとを受け入れること。 |
| 18. 勝利 | 他の人びとに勝ち、打ち破ること。 |

表3 イングランドにおける青少年アスリートの価値順位の平均値

| 順位 | 価値ラベル | 項目 | M | SD |
|----|-----------|--------------------|------|-------|
| 1 | 楽しさ | 自分が楽しみ、面白がること。 | 4.22 | 1.02 |
| 2 | 個人的な達成 | 自分のパフォーマンスを改善すること。 | 4.04 | 1.02 |
| 3 | スポーツマンシップ | 良いスポーツマンシップを示すこと。 | 3.90 | 1.07 |
| 4 | 持続性 | いつも適切にプレーすること。 | 3.89 | 1.11 |
| 5 | 公正であること | 公正であるようにすること。 | 3.73 | 1.18 |
| 6 | 同情心 | 必要な場合に人びとを助けること。 | 3.68 | 1.12 |
| 7 | 寛容さ | 他の人びとの弱点を許容すること。 | 3.67 | 1.09 |
| 8 | 技術の開示 | よい技能や技術を発揮すること。 | 3.59 | 1.15 |
| 9 | 服従性 | 言われたことをすること。 | 3.58 | 1.24 |
| 10 | チームのまとまり | みんなが1つにまとまること。 | 3.50 | 1.22 |
| 11 | 誠実性 | 他人を打ち負かさなないこと。 | 3.47 | 1.11 |
| 12 | 興奮性 | 興奮させる試合であること。 | 3.22 | 1.38 |
| 13 | 健康と体力 | 体力向上のためにスポーツすること。 | 3.20 | 1.46 |
| 14 | 自己実現 | プレー中に歓声や好感覚を得ること。 | 3.04 | 1.45 |
| 15 | 周りからの印象 | 他の人に良い印象を与えること。 | 2.94 | 1.38 |
| 16 | 仲間づきあい | 友達と一緒に何かをすること。 | 2.00 | 1.652 |
| 17 | 協調性 | 他の誰とでも協調してやること。 | 1.86 | 1.64 |
| 18 | 勝利 | 他の人より優れていることを示すこと。 | 1.27 | 1.75 |

※表2から表3にかけて「良い試合」が「興奮性」に変わり、設問の仕方も微妙に変わっているが、基本的な18項目の価値には変化がない。

438人を対象とした調査によって、人間関係に関する3つの因子、能力に関する2つの因子、逃避あるいは気晴らしに関する2つの因子の合計7因子からなる参加動機を明らかにした。

Kirk and Kolt (1999) は、体操への参加動機をオーストラリア、カナダ、中国、インドおよびギリシア間で比較分析している。そこでは、Gill, Gross, Huddleston (1983) に作られたPMQ (Participation Motivation Questionnaire) を用いて、7つの因子(チームへの所属、人気、エネルギー放出、チャレンジ/楽しさ、多面的なスキル、達成および認識/興奮)と、国際比較によってその違いを明らかにした。

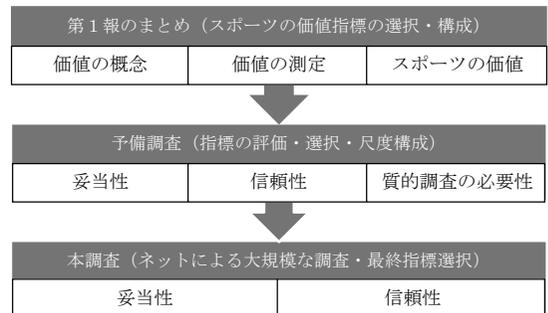
後者の代表的な研究としては、Lee et al (2000) が開発したYouth Sport Values Questionnaire (YSVQ) があげられる。YSVQは、最終的には12歳から16歳までの男女500人を対象とした実証的な調査に基づいて、20項目(内2項目は、矛盾する回答をスクリーンする項目)からなる質問によって、スポーツをする際に重視する価値を特定し、青少年アスリートの行動を導く価値体系を明らかにするためのツールである。その結果、最も重要な価値は、“楽しむこと”と“個人的な達成”であり、最も重視しない価値が、“勝利”であること、価値の順位は、性、年齢、スポーツのタイプやパフォーマンスのレベルによって異なることを明らかにしている。調査対象となったスポーツは、チームスポーツ(サッカー、ラグビー、ネットボール)と個人スポーツ(テニス、バドミントン、陸上競技)で、18の個別価値とその記述は表2および表3の通り。

いずれの研究も日本と同様に、「するスポーツ」に限定して、比較的若い世代を対象としている。その点では、測定尺度開発のプロセスやアプローチとしては重要な知見を提供してくれる。しかし本研究で標榜するスポーツ価値・価値意識研究の視点から見ると、スポーツライフスタイルにおいても、スポーツライフステージにおいても極めて

限定的なスケールを提供しているに過ぎないことが分かる。

4. 測定尺度開発の手続き—次年度に向けて—

第1章で、菊ほかは、21世紀社会における生活課題とスポーツとの関係を入びとの生き方や暮らし方に関連づけてとらえる「ライフスタイル・スポーツ論」を構成するスポーツ価値に関する社会学的研究が必要となると同時に、発育発達期をモデルとする体育的価値の限界をこえる、幼児期から高齢期までの各ライフステージの特徴に応じた「ライフステージ・スポーツ論」に基づくスポーツ価値意識研究の展開も求められるとした。また、「いずれにしても、それらの価値尺度開発に向けた方法論には、演繹的手法に基づく解釈学的方法論と帰納的手法に基づく実証主義的方法論の使い分けとその統合化が求められる。スポーツ価値意識研究の展望は、歴史社会学的研究を軸とする時間的パースペクティブと国際比較研究を軸とする空間的パースペクティブとの交叉によって拓かれていくものと考えられる。」とまとめているように、第1報での広範なレビューに基づいて、スポーツの価値指標の選択・公正を行い、予備調査(必要に応じて解釈学的手法と実証主義的手法を組み合わせる)および本調査(ネットによる大規模調査)を行い、3年次の国際比較研究に耐えうる「スポーツ価値意識測定尺度(PPSV)」を開発していく。



※PPSV ; Perceptual Scale of Sport Value

資料編 スポーツ政策から見た中国のスポーツ価値観

崔 潤発¹⁾

前 言

スポーツの価値が人や社会に対する意味が不変なものではなく、時代の流れにより、変化し続けている。これがスポーツ価値の変遷と言われている(陳, 2006)。例えば、昔の農業社会あるいは工業社会におけるスポーツとは、労働者たちが体を鍛え、生産をより効率的に従事するためのものであったが、脱工業社会において、スポーツ価値の中心が人々の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらす、社会・経済の発展、民族精神を奮い起こすなどの面に傾けた。

中国は改革開放して以来、社会経済が著しく成長してきた。生活水準の向上に伴い、中国には人々がスポーツに対する需要もどんどん上がっている。1995年6月20日に、中国国務院が《全民健身計画綱要》という中国の国民運動綱要を公布した。また、同年8月29日に、第八回全国人民代表大会常務委員会が《中華人民共和国体育法》という中国最初のスポーツ基本法を通過した。これにより、中国はこの20年間でスポーツ事業には様々な成功を取めた。スポーツ参加人口が増えている一方、人々のスポーツ価値観も大きく変わっている。特に、2008年北京オリンピック開催以降、中国人民はスポーツの多様性を求めており、スポーツ価値に対する理解がより深くなった。そのため、2009年8月19日に、中国国務院が《全民健身条例》という法令を通過した。この条例が大衆スポーツに法律的な保護を提供し、中国スポーツの発展がようやく法律化の道に入ってきたという証拠もあった。

本稿の目的は、中国政府が公布したスポーツ法及び政策に関する内容分析を行うことによって、政策環境の下で現れる中国のスポーツ価値及び今後の傾向について検討する。

《中華人民共和国体育法》の概況

1995年8月29日、第八回全国人民代表大会常務委員会が《中華人民共和国体育法》という中国最初のスポーツ基本法を通過した。総則第1条として、スポーツ事業を発展し、国民の体質を高め、運動力を促進し、社会主義における物質文明と精神文明を建築するというふうにかかれた。この法律が社会スポーツ、学校スポーツ、競技スポーツ、スポーツ社会団体という4つの面を取り上げた(第2章～第5章)。社会体育方面には全民スポーツ、伝統スポーツ項目、老人また障害者スポーツなどの点を提示した。これはスポーツ参加者を全国民の範囲に定まり、中国伝統文化としての伝統スポーツ要素も含まれた。学校スポーツが学校側は必ず国家の標準でスポーツ授業を行い、学生の徳、智、体という三つの面を全部発展させなければならない。つまり、学校スポーツがまだ教育の手段として、学生の総合素質を鍛えるためのツールと見なされている。競技スポーツがスポーツ選手は優秀な成績を出し、国家の誉れを争うべきであると制定した。また競技の道徳性面にも強調した。競技スポーツに関する条例が他に比べると、数が最も多く、内容の面も一番広い。その理由としては、競技スポーツが中国スポーツ事業の中に最も中核な位置にしていると考えている。スポーツ社会団体について、国際大会、科学研究、社会団体などの面を取り上げ、各政府部門の職務と責任を強調したが、社会段階に対し具体的な管理面の要求などに言及していない。

中国体育法がスポーツという概念を定義していない、スポーツという言葉が中国国民の価値観の中にまだ曖昧な状態であり、スポーツ、レジャー、伝統文化、ゲームなどの概念がまだ混乱している。また、法律の内容について、各領域に明確な要求を出したが、具体的な指示と区別がはっきりしていないというのは現状である。

1) 早稲田大学大学院

《全民健身計画綱要》の功績から見たスポーツ価値の変遷

1995年に、中国国務院が公布した《全民健身計画綱要》が中国のスポーツ発展に対し、一つ歴史的な節目と見なされている。綱要の目的として、もっと広い範囲で大衆スポーツ活動を展開させ、人民の体質を高め、中国の社会主義現代化を進展させるためである。この綱要の御蔭で、中国スポーツ事業が大幅に進展してきた。2011年11月、中国国家体育総局が公布した《全民健身計画綱要－実施十五年》という白書によると、いくつか大きな成就を収めた：

全民スポーツが全国で幅広く展開されてきた。中国政府の関連調査によると、2004年中国7－70歳人口の中にスポーツ参加人口が1997年に比べ、5.7%を高めた。2007年まで、中国にスポーツ参加人口が28.2%に達していた。また近年、中国におけるスポーツ関連組織が増加している。中国政府が国民のスポーツ組織の創新を促した。現在、政府が主導し、社会に依頼させ、幅広い分野に渡り、中国特色的なスポーツ組織システムを構築してきた。この綱要を通じて、スポーツの健康理念を生み出し、人々がスポーツに対する熱意が上がってきたことが分かった。

スポーツ指導管理者の増加とスポーツに関する科学的な研究の進歩により、人々が健康的な生活を行うために、より正確なスポーツ練習法と科学的なスポーツ知識を身に付ける要求が上がっている。中国におけるスポーツ専門指導者人数が1999年の150,000人から2010年の695,890人に達した。

スポーツに関連するサービス業が盛んになった。その背景として、人々のスポーツ消費意識と水準が上がっていることであった。スポーツ消費の総量が著しく成長している一方、消費の構造がより多様化、個性化という方面に向けた。2004年中国経済調査によると、中国スポーツ産業増加値が590億元、2006年－2008年の間に、中国スポーツ産業は年平均20%増えていた。

スポーツ法律化の推進として、2009年8月19日に、中国国務院が《全民健身条例》という法令を

通過した。その間には、地方法律の制定、オリンピック前の運動員管理条例、反ドーピング条例など様々な法律規制を定めた。スポーツ法律の制定により、中国スポーツ事業に明確なルールと方針を決め、人々が自分の合法的な権利が守られるだけでなく、国民がスポーツに対する法的意識も身に付けた。

スポーツをテーマとしての国際交流活動が新たな展開を進めた。国の政府だけの交流ではなく、民間においても国際スポーツ会議への参加者が増えている。国際スポーツ交流活動を通じて、中国の優秀な伝統スポーツ項目と文化を海外に発信させ、国民の誇りを高めることが出来た。

中華人民共和国が成立した初期には、国家が強調していた“国民向けのスポーツ運動”が発展していて、現在に“全国民のスポーツ運動”というテーマが変わった。これは中国スポーツ事業にとって大きな飛躍であり、中国社会と国民がスポーツに対する要求が根本的に変化したことを反映していた（唐，2009）。その背景は、中国経済の高速発展と国家主導の体制の下にスポーツが発展してきた。国民の生活水準の向上により、積極的にスポーツを接触しようと思い、スポーツの権利に目覚めた。また、スポーツする目的として、昔の体質の面を追求し、体力を発展するということから心と体両面の健康を求めるようになった。また、スポーツ参加動機が社会の需要に適應するから個人の需要に適應するようになった。つまり、個人におけるスポーツ参加動機が個性化また多様化し、個人の要求が強まっている。例えば、2009年に公布した《全民健身条例》の中に、高い危険性を持つスポーツ項目（スキー、バンジージャンプなどアドベンチャースポーツ）に関する経営法令を提示した。これは国民の需要に向け、アドベンチャースポーツ運営に法律的な基準を制定したと考えている。また、“全民健身日”という記念日の設立で、更にスポーツという項目を国民の生活の中に宣伝した。《全民健身計画綱要》実施して以来、人々の心がスポーツに対する要求が増えていて、積極的にスポーツを参加したり、スポーツに関する活動を行ったりすることが多くなった。唐（2009）が《全民健身計画綱要－実施十五

年》の内容を参考し、《全民健身計画綱要》における社会価値を：1. 国民の健康素質を高めた 2. 国民の生活を豊かにし、生活の質も高めた 3. 現代スポーツ発展の方向を示し、中国のスポーツ基礎になっている。4. 国民の生活消費を促し、国民の経済成長に繋がっている。5. 中国社会主義建設、調和する社会を作ることに役立ったという5つのメリットに分けた。

2008年、北京オリンピック後の反省

競技スポーツが中国スポーツ事業発展の中核として、いつも大きい課題と挙げた。1984年ロサンゼルスオリンピックから、2008年北京オリンピックまで、中国の競技スポーツが様々な成功を収めたと言えるだろう。しかしながら、中国社会経済の発展に従い、中国の国際地位が上がり、特に北京オリンピックで輝かしい結果が出た後、中国国民が金メダルに関する注目度がどんどん減ってしまった。その原因として、競技スポーツの民族激励価値が中国の国際位置の向上に従い、どんどんなくなっていると考えている。中国のスポーツ体制から見れば、学校スポーツが教育部門に属し、競技スポーツの育成がほとんどスポーツ学校というようなスポーツ専門部門から育ってきた。選手の訓練、選抜、試合というのは一般市民と離れている状態である。そのため、国民と身近な関係ではなく、競技スポーツは国の栄光を取るツールとして存在してきた。そして、競技成績を追求しすぎると、功利主義になってしまい、競技スポーツとは更に国民の生活と離れていく。現在、中国国民の生活水準が上昇しており、人々が精神生活の充実を求めている。スポーツは単純の競技だけではなく、身近なものであるというようになった。しかも、近年、スポーツ社会团体、スポーツ関連企業など様々なスポーツ関連部門の設立が増えている。従って、国民のスポーツをする権利を守り、

スポーツ事業をさらに発展させるために、中国国務院が2009年8月19日に、《全民健身条例》という法令を通過した。この条例が全国民のスポーツ参加に法律的な証拠を提供し、社会、学校、スポーツ関連部門を規範化するように法律的な要求を求めた。

これから中国におけるスポーツ価値の傾向

中国共産党の指導思想の一つとして、2003年中国胡錦涛主席が提出した「科学発展観」の核心思想は「以人为本」という言葉が出てきた。つまり、人を中心に或いは人のためにするということである。これは新世紀の中国核心価値観ともいわれている。そのため、中国スポーツ事業が人を中心にするという前提で発展していくことで、中国国民がスポーツに対する理解が更に深め、昔の教育手段としてのスポーツがこれから個人の健康、娯楽、個性、多様性などの面に傾けると考えている。

参考文献

- 1) 中国人大常务委员会《中华人民共和国体育法》1995. 8
- 2) 中华人民共和国国务院令 第560号《全民健身条例》
- 3) 中国国家体育总局《「全民健身计划纲要」实施十五年》2011. 11
- 4) 陈琦, 杨文轩, 刘海元, 鲁长芬, 邓星华, 张细谦, 冯霞《我国当代体育价值观的研究》体育科学 2006年6月(第26卷)第8期
- 5) 贾文彤《“软法”硬化:从「全民健身计划纲要」到「全民健身条例」的思考》武汉体育学院学报 2010年3月(第44卷)第3期
- 6) 唐宏贵《论全民健身运动的当代体育价值—「纲要」实施十五年回顾》武汉体育学院学报 2009年6月(第43卷)第6期

資料編 日本のメディアにおけるスポーツの価値・価値意識に関する 文献レビュー

醍醐 笑部¹⁾

「メディアとスポーツ」を研究対象とするとき、スポーツ実施（するスポーツ）における技術向上やプログラム開発に向けた書物・映像に関する研究や、スポーツ観戦を含みメディアを通して広くスポーツをみることにに関する研究等が存在している。本論における文献レビューの対象はスポーツを「みる・読む・語る・写す」といった後者の分野である。多木(1995)によれば、スポーツはメディアを介して観客を含む社会的出来事そのものとして生み出されている。メディアはスポーツの日常的享受を可能にし、大衆化に大きな影響を与えた。大衆性とは価値意識が網の目のように絡まり合いひとつの価値を共有する状態であり、価値を作り出す「メディア」が指すものはスポーツについて書かれた新聞・雑誌・書籍・WEBサイト、スポーツについて扱うTV番組、スポーツ中継、ネット動画など多岐にわたる。

我々がメディアを通してスポーツに触れる際、どの程度自由に純粋にスポーツの本質を享受しているのだろうか。逆にいえば枠組みにとらわれず読み取ること、みることなど不可能であり、メディアを通じたスポーツの享受はその枠組みを幾度となくすり抜けてきた結果出来上がった作品の享受である。多くの場合、特定の既視感をテンプレートとして読み取り、みるための枠組みを反復し生産している。メディアを通してスポーツを語り映し出すことは、大なり小なり作り手の意図を反映したものとなる。恣意的、取捨選択という行為は全て価値意識に基づいているといっても過言ではなく、スポーツとメディアに関する文献（書籍や研究論文）の分析はその主題を抽出することで価値・価値意識を明らかにすることが出来ると考えた。

本論では、スポーツとメディアに関する文献レビューを中心に、実践的な報告・研究のあるもの

を整理し、そこに表れている価値（主題）にはどのような傾向があるのかについて検討を行った。またメディアに関する批判的検討から、新たなメディアとしてのSNSや動画サイトを含むニューメディアは今後どのような役割をもつのかについて考察を行う。

1. 文献レビューによる日本のメディアにおける スポーツの価値・価値意識

「スポーツとメディア」「メディア・スポーツ」に関する研究をまとめたものに山中(2000)、早川(2005)、大橋(2014)があげられる。山本(2000)の論文はメディア・スポーツ研究の動向について検討しており、その中心はアメリカの文献であった。早川(2005)は「そもそもメディア・スポーツとは何か」について、これまで現象学的把握に終始してきたこの概念を明確にするため、メディア・スポーツ概念の大枠を先行研究から整理・提案している。検討された日本の主な文献は、橋本(1986:2002)、広瀬(1997)、神原(2001)であり、本論と重なる部分が多い。しかし、本論はそうした文献の中で扱われる実証的研究の結果から価値・価値意識を抽出・整理しようとするものであり、概念の提案を目的とする早川(2005)とは分析の視点が異なる。大橋(2014)は過去2000年以降の日本におけるメディア・スポーツに関する論文および文献を収集している。2000年は当時の郵政省によってメディアリテラシーに関する調査研究会による報告書が出された年であり、とりわけこの時期からメディアに関わる活動は活発になっているため、それ以前の研究をまとめた山本(2000)の延長線上に自身の研究を位置付けている。さらに、大橋ら(2014, p29)は現在のスポーツ放送におけるステレオタイプな形式は放送の多様性の欠如を示し、さらにメディア制作や視聴者に与える影響だけでなく、スポーツの持つ多様な価値を矮小化して伝えてしまう可能性について指

1) 早稲田大学大学院博士課程

摘している。

実証研究を行っているものを個別にみていくと、橋本(1986)は文化(メディア・スポーツ)研究のための記号論をベースに実際に新聞とテレビについてシンタックスとレトリックのレベルで分析を行っている。その結果、スポーツ新聞で特筆すべきことは例にあげた大相撲の経過や結果を伝えるというよりも、そこから派生する何かを積極的にコノートする姿勢であり、「対立構造」や「獲得の過程」などを通じての、「男らしさ女らしさ」「地域的アイデンティティ」「家父長制」「たて社会」「師弟愛」「競争」などのわが国における支配的価値やイデオロギーを明らかにしている。テレビでは、特に音声が「ストイックな鍛錬」「地域アイデンティティ」「忍耐・根性」「権力者への盲従」等の価値やイデオロギーのディスクールを形成すると考えられている。

「現代スポーツ評論」(橋本純一編, 2002)のなかには、メディア・スポーツのテキストとして女性スポーツの中のフェミニズム、ジェンダー、駅伝と印刷メディアを分析する中での啓蒙的、教育的価値、漫画とアニメのなかにも近代社会の価値観(友情・ヒーロー・アンチヒーロー・ヒューマニズム・恋愛・成功)、障害者スポーツにみる同化、異化、分離、統合といった価値観の多様化について触れられている。さらには、放映権や応援文化の文脈で必ず語られるのがグローバルゼーションやナショナリズムといった政治的な価値である。

「メディア文化を社会学する」(高井ら, 2009)の副題は「歴史・ジェンダー・ナショナリティ」であり、それぞれ「歴史」「ジェンダー」「ナショナリズム」を表している。スポーツ中継の応援放送(絶叫放送)は解説者のこうした価値観が強烈に表れるとも述べている。

「現代スポーツ社会学序論」の始まりは「第1部: 時代を映すスポーツ人物・考」(海老原, p1-40)である。「考」とはスポーツ観、つまり価値意識と結びついている。時代性が価値意識と密接にかかわっていることが明らかとなっている。メディア・スポーツの戦略(p143-169)についての論考では「ヒーローとヒーラー」や「正義

「アンチドーピング」「努力」などのメッセージが並んでいる。

橋本(1988)は記号論を方法論として日本のプロ野球報道を分析し、「道徳的価値」「義理人情的関係」「エセノセントリズム」「ナショナルアイデンティティ」等のイデオロギーが伝達・強化されていることを示している。これらの類の研究は情報が送り手から受け手に一方的に伝達されることが前提となっており、受け手側での情報の拒絶や多様な解釈な無視されている(高橋2011, p42)との指摘も存在する。

荒川(2008)はアテネオリンピックが開催された2004年のテレビ番組を調査しメディアメッセージとその受け手としてとのかかわり方に焦点を当てテレビスポーツプログラムの類型化を行っている。その結果、スポーツ実況、スポーツニュース、スポーツ・ドキュメント、スポーツ情報、スポーツ科学・教養、スポーツ・バラエティ、スポーツ対談の7形態が存在していた。中でも価値・価値意識についてはスポーツ実況において、「スポーツの本日である競技の偶然性や賭けの性質は無視され、新鮮味のない固定的な『スポーツによる人間形成』『教育の一環』『チームのための犠牲』『純真さ』『郷土の誇り』など」といった言説をあげている。

高井(2000)は、高校野球が「郷土アイデンティティ」を強く喚起させる特徴があると結論付けている。

阿部(2008)は、シドニーオリンピックでの北朝鮮と韓国による合同行進の映像を用いて大学生・大学院生を対象に調査を実施している。ビデオ視聴後にグループディスカッションを行い、メディアによって語られる「民族」や「在日」といった言葉からメディアメッセージを多様に解釈していたことを明らかにしている。

深澤(2010)は、「スポーツを観戦するということは、多くの場合スポーツをテレビで見る経験である(p162)」とし、メディア・スポーツにおける物語性について論じている。物語の中心とは広く社会で共有されている価値観であり、これを物語ジャーナリズムと評し選手個人の物語化とスポーツそのもののドラマ化をあげる。取り上げ

られている言説の傾向は以下の二点である。一点目は試合のみどころを提示する図式化があげられる。試合を観戦する上で押さえておくべきポイントが試合前、試合中に提示され面白く見るための判断材料が提供される点である。二つ目は、応援放送化である。つまり「ナショナルスティックな報道」である。「昨今のスポーツ中継はエンターテイメントとしての要素が色濃く出すぎている気がする。そのことは勝敗の妙の理解を助けるのではなく、視聴者が余韻に浸ることを阻害し、送り手の考えを押し付けることにもなる」と指摘し、見ているものはメディア化されたスポーツ、スペクタクル（みせもの）であり（深澤, p163・164）、メディアを通してのスポーツ観戦は本質を屈曲させることすら可能であることを懸念している。

物語性に表れる価値について亀山(1990)は、「スポーツメディアの意識の根底にはスポーツを人間社会のあるべき姿として比喩的に、あるいは象徴的に捉えようとする姿勢がある。－中略－これらが物語の基準。人々の常識や価値観と結びつき規範としてのイデオロギー作用を伴いながら視聴者に届けられる。物語の叙述の中心とは、諸事実(部分)を取捨選択して配列するための基準(価値)」であると述べている。

梅津(2012)は、2011年“なでしこジャパン”のテレビ出演に関する分析を行った。実証的研究の目的のひとつは「番組制作で意図する技術・編集、プロデューサーやアナウンサーたちが依拠している価値などはどのようにテキストに反映されているのか」であり、その結果アナウンサーの発する質問には伝統的性役割(恋愛・結婚・出産)に縛られた質問が存在していた。選手の回答をみても、こうした価値に縛られている選手も少なくないことが示唆されている。そうした中、メディア側も送り手と受け手の二項対立で固定的に捉えることに限界が生じ、一方向からではなく視聴者の参加、ツイッター、選手の海外ブログ、各民放テレビ局からの視聴者への応援メッセージなどによって、送り手と受け手の境目があいまいになりメディア・スポーツの在り方が変容してきていることを指摘している。

文献レビューを通して抽出された価値(作り手の価値意識)は①教育②地域③ナショナリズム④ジェンダー⑤啓蒙⑥美談⑦近代社会⑧競技⑨支配⑩歴史が抽出された。重なりを考慮すると、①教育的価値②政治的価値(ナショナリズム・地域性・応援放送)③啓蒙的価値(ジェンダー・フェミニズム・障害者スポーツ・マイノリティ・アンチドーピング)④現代理想的価値(ヒーロー・アンチヒーロー・恋愛・友情・成功)⑤競技的価値⑥支配的価値⑦歴史的価値と位置付けることができた。

2. ソーシャル・メディアの出現と価値・価値意識

先に述べた大橋ら(2014)による現在のスポーツ放送においてはスポーツの持つ多様な価値を矮小化してしまうといった指摘や、ブルデュー(1991)による「テレビによって普及が促進された結果、いかなる実践的能力ももたない観客は増える一方で、そうした観客は、成績とか勝ち負けといった実践の外在的側面の方に注意をむける」であろうというかつての懸念はメディアリテラシー教育と重なる研究領域であるが、批判的意見はあるものの、実証的研究はほとんど見られない。

関(2000)は、現代スポーツのスポーツ現象を特徴づけている指標は3つあるとし、そのひとつにメディア・スポーツ化が挙げられている。「オリンピックやサッカーのワールドカップなどの莫大な放映権料に見られるように、スポーツの発展はもはやメディアとの関係を抜きに考えることはできなくなった」と述べ、メディアの「みていて面白くするための努力」を始まりとして、メディアは視聴者(消費者)の欲求を受け取り従属し、その価値意識にみあった商品としてのスポーツを作り出した。現代、観客は観戦によって引き受けた価値を総動員して新たなものを生み出すことができる。外面化されたテキストはそれ自体に価値を帯び、情報の拡散、知識の共有、コミュニケーションの生起、記録・歴史といった集合的記憶を作り出す役割を持つ。「国民全コメンテーター時代」とも言われ、スポーツ観戦のあと誰でもがSNS等を通じてスポーツ分析・批評を行うことが出来るようになった。

そこで表れるのがソーシャル・メディアである。ブログ、twitter、facebookなどに代表されるソーシャル・メディアの出現は双方向のコミュニケーションを前提としている点で、従来のメディアと同様に網の目のように絡まり合う一つの大きな価値を作るとともに、個人の価値意識をよりパワフルに伝えることができる媒体である。個人の持つ価値意識であるメディアリテラシーとメディアの生み出す価値についての研究は今後ソーシャル・メディアを射程に入れ進めてゆくことが重要であろう。

様々な情報や感動の言説を入手・発信することが個人端末により可能となり、可視化されることがソーシャル・メディアの特徴である。スポーツ観戦者自身は送り手であると同時に受け手になる。情報や情動は批判・共有され、再び新たに生成され、バーチャルな世界でオピニオンを形成する。そして、テレビや新聞などのメディアは、ソーシャル・メディアで話題性が高い言説を取り上げ編集して発信する。再びソーシャル・メディアはメディアの内容を補足、批判しながら多くの言説を生成する。大衆化による価値の形成と同様であり、複雑化していくことが容易に想像される。カルチュラルスタディーズをはじめとする批判学派の「受け手」概念では、マス・メディアの接触者を能動的な「受け手」から、積極的な「読み手」として捉えている。メディアを通して浮かび上がったことは、観戦者（広く言えばスポーツをみる経験をしたひと）は多くの価値意識に基づいて価値を帯びた情報にふれ、最終的には自らの価値意識をメディアにのせることで価値を作り出す側に成り得ているということである。

これまでメディアを通してのスポーツ享受は一方向的であり、時には湾曲された価値を押し付けられる可能性があり、そのことに自覚的になるべきである。能動的に情報に触れていくべきであるという論調がメディアに対する批判であった。本論前半で明らかとしたいくつもの価値はスポーツ享受によって与えられる価値、受け取る価値であった。しかし、これからは受け手としてのリテラシーだけでなく、情報を発信し批判的に読み解き、価値を生み出す消費者としてメディアの持つ価値と

人のもつ価値意識との関係性についても理解していく必要があるだろう。

参考文献

- 荒川勝彦（2008）テレビスポーツプログラム提供に関する研究。スポーツ方法学研究22(1)：pp41-44
- 海老原修（2003）現代スポーツ社会学序論。杏林書院
- 深澤弘樹（2010）第7章スポーツ中継の中の「物語」。橋本純一編スポーツ観戦学：pp162-182
- 藤田真文（2006）ギフト、再配達—テレビ・テキスト分析入門。せりか書房
- 橋本純一（1986）メディアスポーツに関する研究Ⅱ—記号論的研究視角とその適応—。筑波大学体育科学系紀要9：pp43-52
- 橋本純一編（2002）現代メディアスポーツ論。世界思想社
- 橋本純一（2010）スポーツ観戦学。世界思想社
- 早川武彦（2005）“メディアスポーツ”その概念について：スポーツの本質にねざすメディアスポーツ論に向けて。一橋大学スポーツ研究24：pp3-12
- 今福龍太（2001）フットボールの新世紀。広済堂ライブラリー
- 川口晋一（1990）テレビのスポーツ中継視聴者の充足様態に関する研究：プロ野球中継および高校野球中継視聴者の野球経験による比較。体育・スポーツ社会学研究9：p77-79
- 亀山佳明（1990）スポーツの社会学。世界思想社
- 神原直幸（2001）メディアスポーツの視点：疑似環境の中のスポーツと人。学文社
- 小椋博（2000）甲子園の功罪。青弓社編集部編、こんなスポーツ中継はいらない！。青弓社：pp27-43
- 黒田勇（2012）メディアスポーツへの招待。ミネルヴァ書房
- 小野寺俊明（2006）スポーツとネット情報価値。早川武彦編著。グローバル化するスポーツとメディア。ビジネス：pp108-124
- 大橋充典、西村秀樹（2014）メディア・スポーツの「批判的」検討。健康科学36：pp27-33

黄順姫 (2010) 第6章メディアとスポーツ観戦,
橋本純一編スポーツ観戦学: pp140
蓮實重彦 (2004) スポーツ批評宣言あるいは運動
の擁護. 青土社
高橋豪仁 (2011) スポーツ応援の社会学. 世界思
想社: pp47-64
高井昌史 (2005) 関西発メディアイベントの視聴

者象: 高校野球の女性視聴者を事例として, 黒
田勇, 送り手のメディアリテラシー. 世界思想
社: pp102-128
梅津迪子 (2012) マスメディアにおけるスポー
ツ観の構成と偏向. 聖学院大学論叢24(2):
pp135-150

平成 26 年度 日本体育協会スポーツ医・科学研究報告Ⅲ

新たなスポーツ価値意識の多面的な評価指標の開発

－第 1 報－

◎発行日：平成 27 年 3 月 31 日

◎編集者：木村 和彦（新たなスポーツ価値意識の多面的な評価指標の開発－スポーツ政策等に
おけるスポーツの理念・価値・目的論を踏まえて－研究班長）

◎発行者：公益財団法人日本体育協会 <http://www.japan-sports.or.jp>

（〒 150-8050 東京都渋谷区神南 1 - 1 - 1）

◎印刷：ホクエツ印刷株式会社 <http://hokuetsup.co.jp>

（〒 135-0033 東京都江東区深川 2 - 26 - 7）
